

災害からの安全な京都づくり条例
(平成28年 8 月 4 日京都府条例第41号)
の解説

【第 7 版】

令和 7 年 7 月 1 日

京都府危機管理部災害対策課

【目次】

災害からの安全な京都づくり条例・同施行規則	1
本条例の背景・趣旨	2 1
第1章 総則	
第1条 目的	2 3
第2条 定義	2 4
第3条 基本理念	3 6
第4条 府の責務	3 7
第5条 府民の役割	3 8
第6条 自主防災組織等の役割	3 9
第7条 事業者の役割	4 1
第2章 災害危険情報の共有	
第1節 災害危険情報の整備、公表等	
第8条 災害危険情報の整備及び公表共有	4 3
第9条 災害発生時等の情報提供体制の整備	4 6
第2節 府民等による災害危険情報の把握等	
第10条 府民及び自主防災組織等による災害危険情報の把握等	4 7
第11条 事業者による災害危険情報の把握等	4 9
第3節 宅地建物取引業者に係る特定災害危険情報の提供及び把握	
第12条 特定災害危険情報の提供	5 0
第13条 宅地建物取引業者による特定災害危険情報の把握	5 0
第3章 災害に強いまちづくり	
第1節 総合的治水対策	
第14条 総合的治水対策	5 4
第15条 知事管理河川の整備及び維持	5 6
第16条 府管理下水道の整備及び維持	5 7
第17条 開発行為に伴う調整池の設置	5 8
重要開発調整池について（第18条～第24条関係）	6 0
第18条 重要開発調整池の設置	6 4
第19条 開発者への監督処分	7 1
第20条 重要開発調整池の設置の完了の届出等	7 2
第21条 重要開発調整池所有者等の義務	7 4
第22条 重要開発調整池所有者等に対する措置命令	7 6
第23条 重要開発調整池所有者等の義務の特例	7 7
第24条 重要開発調整池以外の調整池の管理	7 8
第25条 土地等の雨水貯留浸透機能の確保	8 4
第26条 貯留施設による雨水貯留容量の確保	8 6
第27条 森林の雨水貯留浸透機能の確保	8 7
第28条 土地の遊水機能の維持等	8 8
第29条 公共建築物の耐水機能の確保	8 9
第30条 排水機場等の適切な操作	9 0

第31条	ため池の決壊の防止等	9 2
第2節	地震、津波等に関する防災対策	
第32条	地震、津波等に関する防災対策	9 3
第33条	建築物の安全性の確保	9 4
第34条	公共施設の安全性の確保	9 6
第35条	屋内における家具等の安全性の確保	9 8
第36条	工作物等の安全性の確保	9 9
第37条	指定等文化財建造物の安全性の確保等	1 0 2
大規模な災害が想定される地域における特別な措置	(第38条～第43条関係)	1 0 5
第3節	特定地域防災協議会等	
第38条	特定地域防災協議会等	1 0 6
指定施設の指定等に係る事務手続き	(第39条～第43条関係)	1 1 2
第4節	指定施設の指定等	
第39条	指定施設の指定	1 1 7
第40条	指定排水機等の排水計画の策定	1 2 3
第41条	指定施設所有者等の義務	1 2 5
第42条	指定施設所有者等の届出	1 2 7
第43条	指定の解除	1 2 9
第4章	災害に強い人づくり	
第44条	自主防災組織等の活動促進	1 3 0
第45条	自主防災組織等及び消防団への参加促進等	1 3 3
第46条	教育、訓練等の実施	1 3 5
第47条	人材の育成	1 3 7
第5章	災害発生時の体制づくり	
第48条	備蓄の推進、物資の輸送	1 3 9
第49条	避難行動要支援者への支援等	1 4 2
第50条	帰宅困難者等に対する措置等	1 4 6
第51条	事業継続計画等	1 4 9
第6章	雑則	
第52条	財政上の措置	1 5 1
第53条	立入検査	7 9、1 5 1
第54条	市町村の条例との関係	1 5 1
第55条	規則への委任	1 5 2
第7章	罰則	
第56条～第57条	罰則	8 1、1 5 2
第58条	両罰規定	8 1、1 5 2
附則		5 3、8 3、1 5 3

【改訂履歴】

第1版	平成28年11月18日	第4版	令和2年10月6日	第7版	令和7年7月1日
第2版	平成29年7月1日	第5版	令和3年8月12日		
第3版	令和2年1月16日	第6版	令和5年4月1日		

災害からの安全な京都づくり条例・同施行規則

災害からの安全な京都づくり条例	災害からの安全な京都づくり条例施行規則
目次 第1章 総則（第1条—第7条） 第2章 災害危険情報の共有 第1節 災害危険情報の整備、公表等（第8条・第9条） 第2節 府民等による災害危険情報の把握等（第10条・第11条） 第3節 宅地建物取引業者に係る特定災害危険情報の提供及び把握（第12条・第13条） 第3章 災害に強いまちづくり 第1節 総合的治水対策（第14条—第31条） 第2節 地震、津波等に関する防災対策（第32条—第37条） 第3節 特定地域防災協議会等（第38条） 第4節 指定施設の指定等（第39条—第43条） 第4章 災害に強い人づくり（第44条—第47条） 第5章 災害発生時の体制づくり（第48条—第51条） 第6章 雑則（第52条—第55条） 第7章 罰則（第56条—第58条） 附則	
第1章 総則	
（目的） 第1条 この条例は、府民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災対策の実施に関し、基本理念を定め、府の責務及び府民等の役割を明らかにするとともに、これらの者が実施する対策について必要な事項を定めることにより、府、国、市町村及び府民等が一体となって防災対策の推進を図り、もって府民が安全に暮らすことができる京都府の実現に寄与することを目的とする。	
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象により生じる被害をいう。 (2) 防災 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する防災をいう。 (3) 防災対策 防災に関する対策をいう。 (4) 災害危険情報 次に掲げる情報をいう。 ア 次に掲げる規定の区分に応じそれぞれ次に定める情報 (イ) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）、第14条の2第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）及び第14条の3第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）これらの規定により知事が公表した事項のうち水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1号及び第2号、第5条第1項第1号及び第2号並びに第8条第1号及び第2号に掲げる事項に関する情報 (ロ) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第45条第3項において準用する同法第10条第4項 同法第45条第3項において準用する同法第10条第4項項の規定により知事が公示した造成宅地防災区域に関する情報 (ハ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第4条第2項 同項の規定により知事が公表した基礎調査の結果のうち土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第71号）第1条第2項に規定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域に関する情報 (ニ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第4項 同項の規定により知事が公示した指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象に関する情報 (ホ) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。） 同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により知事が公表した津波浸水想定に関する情報	（用語） 第1条 この規則で使用する用語は、災害からの安全な京都づくり条例（平成28年京都府条例第41号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

(カ) 津波防災地域づくりに関する法律第53条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。） 同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により知事が公示した指定の区域及び基準水位に関する情報 イ 想定し得る最大規模の降雨であって規則で定める基準に該当するものにより河川（河川法（昭和39年法律第167号）第9条第2項、第10条第1項又は第11条第1項の規定により知事が管理する河川（以下「知事管理河川」という。）のうち水防法第14条第2項各号に掲げる河川を除いた河川に限る。）が氾濫した場合に、浸水が想定される区域及び当該区域が浸水した場合に想定される水深に関する情報 ウ ア及びイに掲げる情報以外の情報であって、災害の発生の防止又は災害が発生した場合における被害の軽減を図るために必要な情報として規則で定めるもの エ 災害の発生のおそれのある区域に関する情報として国又は市町村が公表した情報 (5) 地域防災力 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第2条に規定する地域防災力をいう。 (6) 防災関係機関 法第2条第5号に規定する指定公共機関、同条第6号に規定する指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者をいう。 (7) 自主防災組織等 法第2条の2第2号に規定する自主防災組織及び自発的に防災活動（防災に関する活動をいう。以下同じ。）に取り組む地縁による団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）をいう。 (8) 府民等 府民、自主防災組織等及び事業者（企業その他の事業者（国及び地方公共団体を除く。）をいう。以下同じ。）をいう。 (9) 要配慮者 法第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいう。 (10) 避難行動要支援者 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。 (11) 帰宅困難者等 災害による交通機関の運行の停止等により、帰宅することが困難となった者及び目的地に移動することが困難となった者をいう。 (12) 指定等文化財建造物 文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）の規定に基づき指定され、又は登録された建造物をいう。	（想定し得る最大規模の降雨に係る基準） 第2条 条例第2条第4号イに規定する規則で定める基準は、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に規定する国土交通大臣が定める基準に準じて知事が定める基準とする。 （災害の発生の防止又は災害が発生した場合における被害の軽減を図るために必要な情報） 第3条 条例第2条第4号ウに規定する規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。 (1) 想定される大規模な地震が発生した場合における府内の各地域の震度についての情報 (2) 地震が発生した場合に、地盤の液状化が想定される区域及び当該区域において想定される地盤の液状化の危険性の程度についての情報 (3) ため池が決壊した場合に浸水が想定される区域及び当該区域において想定される水深についての情報 (4) 雨水出水（水防法第2条第1項に規定する雨水出水をいう。）による浸水の被害が発生したことがある区域についての情報（当該情報の公表の日前10年を超えない範囲内で知事が定める期間に当該被害が発生したことがある区域についての情報に限る。） (5) 高潮による浸水の被害が発生したことがある区域及び当該区域における水深についての情報（当該情報の公表の日前10年を超えない範囲内で知事が定める期間に当該被害が発生したことがある区域及び当該区域における水深についての情報に限る。）
（基本理念） 第3条 防災対策は、府、国、市町村及び府民等が連携し、及び協働して、災害危険情報の共有、防災上の機能を強化するまちづくりの推進、地域防災力の向上及び災害が発生した場合の体制の構築を図ることを旨として行われなければならない。 2 防災対策は、要配慮者が置かれている状況及び男女共同参画（京都府男女共同参画推進条例（平成16年京都府条例第10号）第2条第1号に規定する男女共同参画をいう。）の視点を踏まえ、被災者の基本的人権を尊重することを旨として行われなければならない。	
（府の責務） 第4条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域の実情に応じた防災対策を総合的に推進するものとする。 2 府は、防災対策の推進に当たっては、国、市町村及び府民等と連携し、及び協働して取り組むものとする。	
（府民の役割） 第5条 府民は、基本理念にのっとり、自らの生命、身体及び財産を守るための防災活動を自発的かつ積極的に実施するよう努めなければならない。 2 府民は、地域における防災活動に参加するよう努めるとともに、府、国及び市町村が推進する防災対策に協力するよう努めなければならない。	
（自主防災組織等の役割） 第6条 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、地域住民の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織等、消防団、事業者等と連携し、及び協働して、地域に	

おける防災活動を自発的かつ積極的に実施するよう努めなければならない。 2 自主防災組織等は、府、国及び市町村が推進する防災対策に協力するよう努めなければならない。	
(事業者の役割) 第7条 事業者は、基本理念ののっとり、その従業員及び地域住民（以下「従業員等」という。）の安全を確保するための防災活動を自発的かつ積極的に実施するよう努めなければならない。 2 事業者は、地域における防災活動が円滑に進められるよう、地域住民、自主防災組織等、消防団、事業者等と連携し、及び協働するよう努めなければならない。 3 事業者は、府、国及び市町村が推進する防災対策に協力するよう努めなければならない。	
第2章 災害危険情報の共有	
第1節 災害危険情報の整備、公表等	
(災害危険情報の整備及び公表) 第8条 知事は、第2条第4号イ及びウに掲げる情報を整備するものとする。 2 知事は、災害危険情報その他災害に備えるために参考となる情報であって知事が必要と認めるものを公表するものとする。 3 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法を用いて行うものとする。	
(災害発生時等の情報提供体制の整備) 第9条 府は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、府民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、災害、気象、府が管理する施設の状況、避難等に関する情報（以下「災害等に関する情報」という。）をインターネットの利用その他の適切な方法により市町村その他防災関係機関及び府民等に提供する体制を整備するものとする。	
第2節 府民等による災害危険情報の把握等	
(府民及び自主防災組織等による災害危険情報の把握等) 第10条 府民及び自主防災組織等は、災害危険情報を把握するよう努めなければならない。 2 府民及び自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自ら及び地域住民の安全を確保するため、法第49条の9に規定する印刷物、第44条第1項第3号に規定する地図等を活用して、法第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所、避難路及び避難の方法を確認するよう努めるとともに、災害等に関する情報を収集して、災害に備えるよう努めなければならない。 3 府民及び自主防災組織等は、あらゆる機会を通じて、災害危険情報を地域住民と共有するよう努めなければならない。	
(事業者による災害危険情報の把握等) 第11条 事業者は、災害危険情報を把握するよう努めなければならない。 2 事業者は、災害等に関する情報の収集及び伝達、安全であると認める場所への従業員等の避難誘導、従業員等の救出及び救護その他必要な措置に関する計画を作成するよう努めなければならない。 3 事業者は、あらゆる機会を通じて従業員等に対し、災害危険情報及び前項の計画を周知するよう努めなければならない。	
第3節 宅地建物取引業者に係る特定災害危険情報の提供及び把握	
(特定災害危険情報の提供) 第12条 知事は、府民等の安心・安全を確保する上での宅地建物取引の重要性に鑑み、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下「宅地建物取引業者」という。）に対して、災害危険情報のうち規則で定めるもの（以下「特定災害危険情報」という。）の提供その他の必要な措置を講じるものとする。	(特定災害危険情報) 第4条 条例第12条の規則で定める災害危険情報は、条例第2条第4号アの(ウ)及び(オ)並びにイに規定する災害危険情報とする。
(宅地建物取引業者による特定災害危険情報の把握) 第13条 宅地建物取引業者は、特定災害危険情報を把握しなければならない。	
第3章 災害に強いまちづくり	
第1節 総合的治水対策	
(総合的治水対策) 第14条 府は、国、市町村及び府民等と連携し、及び協働して、降雨による浸水の発生を抑制し、又は浸水による被害を軽減するため、次に掲げる対策を組み合わせた総合的な治水対策を実施するものとする。 (1) 降雨による浸水の発生を防ぐため、河川及び下水道により、雨水を海域まで流下させ、又は一時的に貯留する対策 (2) 降雨による浸水の発生を減少させるため、流域内において雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる対策	

(3) 降雨による浸水が発生した場合において、浸水による被害を軽減させるため、浸水の発生にあらかじめ適切に備える対策	
(知事管理河川の整備及び維持) 第15条 知事は、知事管理河川の安全性の向上を図るため、堤防の整備、河道の拡幅、貯留施設の整備等を効果的に組み合わせ、計画的に実施するとともに、河川法第3条第2項に規定する河川管理施設を適切に維持管理するものとする。	
(府管理下水道の整備及び維持) 第16条 府は、府が管理する流域下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号に規定する流域下水道をいう。以下同じ。）の雨水を排除し、当該雨水の流量を調節する機能の向上を図るため、流域下水道に係る管渠、ポンプ施設等を計画的に整備するとともに、これらを適切に維持管理するものとする。	
(開発行為に伴う調整池の設置) 第17条 土地の形質を変更する行為（以下「開発行為」という。）をしようとする者は、規則で定める基準に照らし、当該開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能を考慮して、当該開発行為により当該機能に依存する地域において浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる場合には、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池であって、当該可能性を低減するために必要かつ相当な機能を有するものを設置するよう努めなければならない。	(開発行為に伴う調整池の設置基準) 第5条 条例第17条の規則で定める基準は、開発行為をしようとする者の行う開発行為が、その開発行為をしようとする土地の雨水流出量（土地に浸透又は滞留をせずに流出する雨水の量をいう。）の増加をもたらすこととする。
(重要開発調整池の設置) 第18条 知事管理河川の流域内における規模が1ヘクタール以上の開発行為（規則で定める開発行為を除く。）であって、前条に規定する基準に照らし、当該開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能を考慮して、当該開発行為により当該機能に依存する地域において浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる開発行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 開発行為を行う土地の所在地 (3) 開発行為の目的 (4) 開発行為を行う土地の利用の現況及び開発行為を行った後の土地の利用の状況 (5) 前条に規定する基準に照らして想定される雨水が流出する量の変化 (6) 調整池の設置に関する計画	(開発行為に関する届出) 第6条 条例第18条第1項の規則で定める開発行為は、次に掲げるものとする。 (1) 河川、下水道その他の水路（雨水を流下させるものに限る。）を整備し、又は維持することを目的として行う開発行為 (2) 農地又は森林を保全することを目的として行う開発行為 (3) 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防工事、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第4項に規定する地すべり防止工事又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事として行う開発行為 (4) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（同条第2項第6号に規定する自動車駐車場及びこれと一体として整備される同項各号に規定する道路の附属物（同項第6号に規定する自動車駐車場を除く。）並びに同法第48条の4に規定する自動車専用道路と道路とを連結する施設を除く。）、土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設である農業用道路、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設（同条第6項の規定により港湾施設とみなされた施設を含む。）である道路又は漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設（同法第40条第1項又は第2項の規定により漁港施設とみなされた施設を含む。）である道路を整備することを目的として行う開発行為 (5) 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為（当該応急措置が終了した後に当該開発行為前の土地利用の状況に戻されることが確実な場合に限る。） (6) 仮設の建築物の建築その他の土地を一

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項 2 前項の開発行為をする者（以下「開発者」という。）は、規則で定める技術的基準に適合する調整池（以下「重要開発調整池」という。）を設置しなければならない。	時的な利用に供することを目的として行う開発行為（当該利用に供された後1年以内に当該開発行為前の土地利用に返されることが確実な場合に限る。） (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める開発行為 2 知事は、前項第7号の開発行為を定めたときは、その旨及びその内容を告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。 3 条例第18条第1項の規定による届出は、開発行為届（別記第1号様式）により行わなければならない。 4 開発行為届には、図面その他の開発行為の内容を示す書類を添付しなければならない。 5 条例第18条第1項第7号の規則で定める事項は、開発行為の規模とする。 (重要開発調整池に関する技術的基準) 第7条 条例第18条第2項の規則で定める技術的基準は、開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能に依存する地域において、浸水による被害が発生する可能性を低減するように知事が定める基準とする。 2 知事は、前項の技術的基準を定めたときは、その旨を告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。
(開発者への監督処分) 第19条 知事は、前条第1項の規定による届出をしない開発者に対し、当該開発行為の中止を命じることができる。 2 知事は、前条第2項の規定に違反して調整池を設置しない開発者に対し、期限を定めて、重要開発調整池の設置を命じることができる。 3 知事は、開発者が設置する調整池が、前条第2項に規定する技術的基準に適合しないと認めるときは、当該開発者に対し、期限を定めて、当該調整池を当該技術的基準に適合させるために必要な措置を講じるべきことを命じることができる。	
(重要開発調整池の設置の完了の届出等) 第20条 開発者は、第18条第2項の規定による調整池の設置が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 2 知事は、前項の届出に係る調整池について検査を行い、第18条第2項の技術的基準に適合すると認めるときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。	(重要開発調整池の設置の完了の届出) 第8条 条例第20条第1項の規定による届出は、重要開発調整池設置完了届（別記第2号様式）により行わなければならない。 2 重要開発調整池設置完了届には、重要開発調整池所有者等であることを証する書類及び重要開発調整池の状況を示す写真その他の資料を添付しなければならない。 (重要開発調整池に係る検査の結果の告示) 第9条 条例第20条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項を京都府公報（以下「公報」という。）に登載して行うものとする。 (1) 重要開発調整池の所在地 (2) 重要開発調整池所有者等の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
(重要開発調整池所有者等の義務) 第21条 重要開発調整池の所有者（所有者以外に当該重要開発調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者。以下「重要開発調整池所有者等」という。）は、当該重要開発調整池の機能を維持するため、適正な管理を行わなければならない。 2 重要開発調整池所有者等は、当該重要開発調整池の機能が失われたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。	(重要開発調整池所有者等の届出) 第10条 条例第21条第2項の規定による届出は、重要開発調整池機能喪失届（別記第3号様式）により行わなければならない。 2 重要開発調整池機能喪失届には、写真そ

3 重要開発調整池所有者等を変更したときは、新たに重要開発調整池所有者等となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。	の他の重要開発調整池の機能が失われたことを示す資料を添付しなければならない。 3 条例第21条第3項の規定による届出は、重要開発調整池所有者等変更届（別記第4号様式）により行わなければならない。 4 重要開発調整池所有者等変更届には、土地の登記事項証明書その他の重要開発調整池所有者等を変更したことを証する書類を添付しなければならない。
（重要開発調整池所有者等に対する措置命令） 第22条 知事は、重要開発調整池所有者等が前条第1項の規定に違反して適正な管理を怠ったときは、当該重要開発調整池所有者等に対し、期限を定めて、当該重要開発調整池に堆積した土砂等の撤去その他当該重要開発調整池の機能を維持するために必要な措置を講じるべきことを命じることができる。	
（重要開発調整池所有者等の義務の特例） 第23条 重要開発調整池所有者等は、知事が浸水による被害を発生させるおそれが減少し、又は公益上の理由があると認める場合に限り、第21条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する管理を行うことを要しない。 2 知事は、前項の規定により、被害を発生させるおそれが減少し、又は公益上の理由があると認めた場合は、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。	（重要開発調整池所有者等の義務の特例の告示） 第11条 条例第23条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項を公報に登載して行うものとする。 (1) 重要開発調整池の所在地 (2) 重要開発調整池所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (3) 被害を発生させるおそれが減少し、又は公益上の理由があると認めた理由
（重要開発調整池以外の調整池の管理） 第24条 重要開発調整池以外の調整池の所有者（所有者以外に当該調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）は、当該調整池が有する雨水の流出を抑制する機能を維持するため、適切に維持管理するよう努めなければならない。	
（土地等の雨水貯留浸透機能の確保） 第25条 土地又は施設（以下「土地等」という。）の所有者又は管理者は、降雨による浸水の発生が抑制され、又は浸水による被害が軽減されるよう、当該土地等に雨水貯留浸透機能（雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能をいう。以下同じ。）を備えるよう努めるとともに、これを維持するよう努めなければならない。 2 農地又はため池の所有者又は管理者は、農地又はため池が有する雨水貯留浸透機能を維持するよう努めなければならない。 3 府は、国及び市町村と連携して、農地が有する雨水貯留浸透機能に配慮しつつ、農地の整備及び農業者、地域住民等による農地を保全するための共同活動を支援するものとする。	
（貯水施設による雨水貯留容量の確保） 第26条 河川の流水を占用して、かんがい用水等の取水の用に供し、又は発電を行う等専ら水の利用を目的として設置されたダムその他の雨水を貯留し、利用する目的で設置された貯水施設の管理者は、降雨により洪水が発生するおそれがある場合に、あらかじめ当該施設の貯水量を減じる等の適切な措置を講じることにより、雨水を貯留する容量を確保するよう努めなければならない。	
（森林の雨水貯留浸透機能の確保） 第27条 森林の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する森林が有する雨水貯留浸透機能が維持されることを通じてその森林が健全な状態で保全されるよう適正管理に努めなければならない。 2 府は、森林の所有者又は占有者と連携して、森林が有する雨水貯留浸透機能が維持されるよう必要な措置を講じるものとする。	
（土地の遊水機能の維持等） 第28条 河川の増水に伴って浸水が生じることにより河川の流水及び雨水を一時的に貯留する機能（以下「遊水機能」という。）を現に有する土地の所有者等は、当該土地の遊水機能を維持し、又はこれに代わるべき措置を講じるよう努めなければならない。	
（公共建築物の耐水機能の確保） 第29条 府は、災害危険情報等により、府が所有する公共建築物（公共の用又は公	

用に供する建築物をいう。以下同じ。) が浸水するおそれがあると認められる場合は、当該公共建築物の床を高くすること、地階への雨水の流入を防ぐこと等により当該公共建築物に浸水による被害を軽減する機能を備えるよう努めるとともに、当該公共建築物の当該機能を維持するよう努めなければならない。	
(排水機場等の適切な操作) 第30条 排水機場又はポンプ場（河川法第3条第2項に規定する河川管理施設であるものを除く。）の管理者は、河川の水位に応じた排水機又はポンプの操作方法を定めた計画を作成するよう努めるとともに、当該計画に従い、排水機又はポンプを適切に操作するよう努めなければならない。	
(ため池の決壊の防止等) 第31条 ため池の所有者又は管理者は、日常的な点検を実施し、当該ため池の現状を把握するよう努めなければならない。 2 ため池の所有者又は管理者は、市町村その他関係機関と連携し、必要に応じて当該ため池の改修に努めるとともに、豪雨等により当該ため池の水が堤体を越えてあふれ出すおそれがある場合は、あらかじめ当該ため池の貯水量を減じる措置を講じるよう努めなければならない。 3 府は、府民の生命、身体及び財産をため池の決壊により生じる被害から保護するため、市町村と連携して、ため池の所有者及び管理者に対し、ため池を日常的に点検するよう啓発するとともに、改修の緊急性の高い箇所があるため池の改修を支援するものとする。	
第2節 地震、津波等に関する防災対策	
(地震、津波等に関する防災対策) 第32条 府は、国、市町村及び府民等と連携し、及び協働して、地震、津波等による被害の発生の防止又は被害の軽減を図るために必要な対策を実施するものとする。	
(建築物の安全性の確保) 第33条 建築物（指定等文化財建造物を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、地震による当該建築物の倒壊、延焼等から自ら及び利用者の安全を確保するため、当該建築物の耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項に規定する耐震診断をいう。）及び当該耐震診断の結果に基づく当該建築物の耐震改修（同条第2項に規定する耐震改修をいう。）、当該建築物の撤去、当該建築物の耐火性能の向上その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。 2 建築物の所有者又は管理者は、災害による火災の発生及び延焼の防止又は消火のために必要な用具を設置するよう努めるとともに、適切に維持管理するよう努めなければならない。 3 府は、府が所有する公共建築物について、非常用電源設備その他の災害が発生した場合に防災対策を実施するために必要な設備を設けるよう努めなければならない。	
(公共施設の安全性の確保) 第34条 府は、地震、津波等による災害の発生の防止又は被害の軽減を図るため、河川、海岸、砂防施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園等（これらの施設を構成する建築物を除く。以下「公共施設」という。）であって府が所有するものについて、計画的に整備するよう努めるとともに、当該公共施設を適切に維持管理するよう努めなければならない。 2 府は、国、市町村及び防災関係機関に対し、これらが所有する公共施設について、地震、津波等による災害の発生の防止又は被害の軽減を図るために必要な限度において、必要な措置を講じるよう求めることができる。	
(屋内における家具等の安全性の確保) 第35条 建築物の所有者又は管理者は、地震発生時における当該建築物の家具の転倒、窓ガラス等の飛散等による被害を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。	
(工作物等の安全性の確保) 第36条 屋外に落下危険物（広告塔、広告板その他建築物の外部に取り付けられている物をいう。）、ブロック塀等（コンクリートブロック造の塀、れんが造の塀、石造の塀その他これらに類する塀をいう。）その他の工作物及び自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の落下、倒壊、転倒等により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれがある場合には、災害に対する安全性を確保するため、当該工作物等の定期的な点検その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。	
(指定等文化財建造物の安全性の確保等) 第37条 指定等文化財建造物の所有者又は管理者（以下「指定等文化財建造物所有	

者等」という。)は、当該指定等文化財建造物の倒壊等により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのある場合において、当該指定等文化財建造物について、災害に対する安全性を確保するため、法令又は条例の規定に反しない限りにおいて、改修その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。 2 府は、指定等文化財建造物所有者等が前項の措置を講じるに当たり、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。 3 府は、市町村その他関係機関と連携して、指定等文化財建造物所有者等が地域住民と協働して行う防災訓練（防災に関する訓練をいう。以下同じ。）その他防災活動の実施に必要な支援を行うものとする。	
第3節 特定地域防災協議会等	
(特定地域防災協議会等) 第38条 府は、大規模な災害が想定される地域（津波により生じる被害については、津波防災地域づくりに関する法律第10条第2項に規定する推進計画区域を除く。）について、防災対策を円滑かつ効果的に実施するため、市町村からの申出により、特定地域防災協議会を設置することができる。 2 特定地域防災協議会は、府、国、市町村、地域住民等により構成する。 3 特定地域防災協議会は、計画的な事業の実施を図るため、災害の種別ごとの事業計画を定めるものとする。 4 事業計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 (1) 防災対策の基本的な目標に関する事項 (2) 防災対策の実施に関する基本的な方針 (3) 防災に関する基盤整備及び施設整備に関する事項 (4) その他防災対策の実施に必要な事項 5 府は、第3項の事業計画が定められたときは、防災対策を行う市町村を支援するため、国と連携して、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるものとする。	
第4節 指定施設の指定等	
(指定施設の指定) 第39条 知事は、前条第3項に規定する事業計画を踏まえ、建築物、工作物等その他施設（土地を含む。以下「建築物等」という。）の所有者又は管理者が、当該建築物等に雨水貯留浸透機能を備え、又は維持することその他の規則で定める防災対策（以下「特定防災対策」という。）を実施することが特に必要と認める場合には、当該建築物等を指定施設として指定することができる。 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定しようとする施設の所有者又は管理者の同意を得るものとする。 3 知事は、第1項の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該指定施設に係る特定防災対策を告示するものとする。 4 知事は、第1項の規定による指定が促進されるよう、指定施設の所有者又は管理者（以下「指定施設所有者等」という。）の認証制度その他の必要な施策を実施するものとする。	(特定防災対策) 第12条 条例第39条第1項の規則で定める防災対策は、次に掲げるものとする。 (1) 建築物等に雨水貯留浸透機能を備え、又は維持すること。 (2) 建築物等に浸水による被害を軽減する機能を備え、又は維持すること。 (3) 建築物等の耐震性能又は耐火性能の向上を図ること。 (4) その他知事が必要と認める防災対策 (指定施設の指定の告示) 第13条 条例第39条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を公報に登載して行うものとする。 (1) 指定施設の所在地 (2) 指定施設の用途 (3) 指定施設所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (4) 特定防災対策の内容 (5) 指定する理由
(指定排水機等の排水計画の策定) 第40条 指定施設の排水機又はポンプ（以下この条において「指定排水機等」という。）の管理者は、当該指定排水機等が排水する河川が増水している場合における当該指定排水機等の計画的な操作を行うため、河川の水位に応じた適切な指定排水機等の操作を定めた計画（以下「排水計画」という。）を作成しなければならない。 2 指定排水機等の管理者は、排水計画の作成に当たっては、あらかじめ、河川管理者に協議の上、規則で定めるところにより、知事に協議し、その同意を得なければならない。 3 知事は、前項の同意をするに当たっては、当該指定排水機等が存する市町村の長の意見を聴くものとする。	(指定排水機等に係る知事への協議) 第14条 条例第40条第2項の規定による協議は、排水計画作成協議書（別記第5号様式）に、同条第1項に規定する排水計画の案を添付してしなければならない。
(指定施設所有者等の義務) 第41条 指定施設所有者等は、当該指定施設について特定防災対策を講じなければ	

ならない。 2 指定施設所有者等は、特定防災対策を講じたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。	(特定防災対策実施の届出) 第15条 条例第41条第2項の規定による届出は、特定防災対策実施届(別記第6号様式)により行わなければならない。 2 特定防災対策実施届には、写真その他の特定防災対策が講じられたことを示す資料を添付しなければならない。
(指定施設所有者等の届出) 第42条 指定施設所有者等は、指定施設について災害に対する安全性が損なわれたとき又は用途を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 2 指定施設所有者等を変更したときは、新たに指定施設所有者等となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。	(指定施設の用途の廃止等に係る届出) 第16条 条例第42条第1項の規定による届出は、指定施設用途廃止等届(別記第7号様式)により行わなければならない。 2 知事は、前項の届出があった場合において、指定施設が災害に対する安全性が失われたこと又は用途を廃止したことを確認する必要があると認めたときは、当該届出をした者に対し、写真その他の災害に対する安全性が失われたこと又は用途を廃止したことを示す資料の提出を求めることができる。
	(指定施設所有者等の変更の届出) 第17条 条例第42条第2項の規定による届出は、指定施設所有者等変更届(別記第8号様式)により行わなければならない。 2 指定施設所有者等変更届には、指定施設所有者等を変更したことを証する書類を添付しなければならない。
(指定の解除) 第43条 知事は、指定施設について用途の廃止その他指定施設所有者等が特定防災対策を実施することができない正当な理由があるときは、当該指定施設の指定を解除することができる。 2 知事は、前項の規定により指定を解除したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。	(指定施設の指定の解除の告示) 第18条 条例第43条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項を公報に登載して行うものとする。 (1) 指定施設の所在地 (2) 指定施設の用途 (3) 指定施設所有者等の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (4) 特定防災対策の内容 (5) 指定を解除する理由
第4章 災害に強い人づくり	
(自主防災組織等の活動促進) 第44条 自主防災組織等は、市町村、消防団等と連携し、及び協働して、次に掲げる取組を実施するよう努めなければならない。 (1) 災害危険情報に基づき、地域において災害が発生する危険のある場所を把握すること。 (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において有用な情報を調査すること。 (3) 第1号の規定により把握した場所及び前号の情報が掲載された地図を作成し、当該地域住民に提供すること。 (4) 前号の地図を活用した防災訓練を実施すること。 (5) 法第42条の2第1項に規定する地区防災計画の素案を作成すること。 2 府は、市町村と連携し、及び協働して、前項に規定する取組を支援するものとする。	
(自主防災組織等及び消防団への参加促進等) 第45条 府民は、自主防災組織等を結成するよう努めるとともに、その活動に積極的に参加するよう努めなければならない。 2 府民は、消防団に積極的に参加し、又はその活動に協力するよう努めなければならない。 3 府は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において府民が助け合うことができる地域社会を形成するため、市町村と連携し、及び協働して、自主防災組織等及び消防団による防災活動を支援するものとする。	

(教育、訓練等の実施) 第46条 府民は、災害の発生の防止又は災害が発生した場合における被害の軽減を図るために、一人ひとりが迅速かつ適切な行動をとることが重要であることを認識するよう努め、防災学習（災害及び防災対策に関する学習をいう。以下同じ。）に取り組むよう努め、及び府、市町村、自主防災組織等、事業者等が実施する防災訓練に参加するよう努めなければならない。 2 府は、府民が防災に関する理解を深め、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自らの安全を確保するために迅速かつ適切な行動をとることができるよう、市町村、自主防災組織等、事業者等と連携し、及び協働して、防災学習の支援並びに災害及び防災対策に関する教育を行うとともに、防災訓練を実施するものとする。	
(人材の育成) 第47条 府は、自主防災組織等による防災活動が効果的に行われるよう、自主防災組織等において中核的な役割を果たす人材を育成するため、市町村その他関係機関と連携して、講習会の開催その他の必要な施策を実施するものとする。 2 府は、ボランティアの受入れに関し専門的な知識及び経験を有し、ボランティアによる防災活動が円滑に行われるようボランティア相互間の情報交換及び連絡調整を行う者を育成するため、講習会の開催その他の必要な施策を実施するものとする。	
第5章 災害発生時の体制づくり	
(備蓄の推進、物資の輸送) 第48条 府民は、災害の発生に備えて、3日分（災害が発生した場合に外部との交通が途絶するおそれが高い地域に居住する府民は、必要に応じて7日分）以上の食料、飲料水等を備蓄するよう努め、災害等に関する情報を収集することができる機器を確保するよう努め、及び避難の際に必要な物資を持ち出すための準備をしておくよう努めなければならない。 2 自主防災組織等及び事業者は、災害の発生に備えて、あらかじめ、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。 (1) 被災者の避難、救出、救護等（以下「避難等」という。）に必要な物資の備蓄及び点検 (2) 被災者の避難等に必要な資材及び機材の整備及び点検 3 府は、前2項に規定する府民等の備蓄を補完するため、食料、飲料水その他の生命及び健康の維持に必要な物資（以下「必要物資」という。）を確保するとともに、災害が発生した場合に国、他の都道府県等から輸送される救援に必要な物資並びに資材及び機材（以下「救援物資等」という。）を受け入れる体制を整備するものとする。 4 府は、防災関係機関等と連携し、必要物資及び救援物資等を迅速かつ的確に避難所等に輸送する体制を整備するものとする。	
(避難行動要支援者への支援等) 第49条 府は、市町村が行う避難行動要支援者への支援等に関する体制の整備に必要な支援を行うものとする。 2 民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づく民生委員、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童委員その他の関係者及び自主防災組織等、消防機関、京都府警察、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会その他の関係団体は、避難行動要支援者の避難の支援を円滑に行うため、市町村と連携し、避難行動要支援者の避難の支援を円滑に行うための体制を整備するよう努めなければならない。 3 避難行動要支援者は、法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者名簿の作成に協力するよう努めなければならない。	
(帰宅困難者等に対する措置等) 第50条 府は、帰宅困難者等による混乱の発生等（災害が発生した場合において帰宅困難者等が一斉に帰宅し、若しくは目的地に移動しようとする（以下「一斉帰宅等」という。）又は駅周辺等で滞留することによる混乱、事故の発生等をいう。以下同じ。）を防止するため、市町村と連携し、一斉帰宅等の抑制に関する周知、帰宅困難者等を一時的に受け入れるための施設の確保その他の必要な措置を講じるものとする。 2 府は、前項の措置を講じるに当たっては、観光旅行者、日本語を理解することが困難な外国人等に配慮するものとする。 3 災害が発生した場合において通常用いる方法による帰宅が困難になるおそれがある者は、徒歩により帰宅する場合の経路及び家族等との連絡方法の確認その他円滑に帰宅することができるために必要な準備を行うよう努めなければならない。	

い。 4 事業者は、災害が発生した場合において帰宅困難者等による混乱の発生等の防止に資するため、その従業員及び事業所に来所する者等の一斉帰宅等の抑制のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。	
(事業継続計画等) 第51条 事業者は、災害の発生に備えて、あらかじめ、事業活動の継続又は早期の再開に必要な事項を定めた計画（以下「事業継続計画」という。）を作成するよう努めるとともに、当該事業継続計画を改善して的確に実施するための体制を整備するよう努めなければならない。 2 府は、事業継続計画を作成し、又は作成しようとする事業者に対し、事業継続計画の作成に必要な情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。 3 府は、大規模な災害が発生した場合において、京都の活力の維持及び向上のため、国、市町村、事業者、ボランティア等と連携して、災害からの迅速な復旧及び復興を図る体制を構築するものとする。	
第6章 雑則	
(財政上の措置) 第52条 府は、防災対策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。	
(立入検査) 第53条 知事は、第19条から第23条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に開発行為の対象である土地、重要開発調整池その他の場所に立ち入り、開発行為をしようとする者、重要開発調整池所有者等その他の者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問をさせることができる。 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	(身分証明書) 第19条 条例第53条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第9号様式）によるものとする。
(市町村の条例との関係) 第54条 市町村がこの条例に定める手続その他の内容に関して条例を制定した場合において、当該条例の規定で、この条例の規定と同等以上の効果を有するものとして規則で定めるものが適用される市町村の区域については、当該規定に相当する規則で定める規定は、適用しない。	
(規則への委任) 第55条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	
第7章 罰則	
(罰則) 第56条 第19条又は第22条の規定による知事の命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。	
第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 第18条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第53条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者	
(両罰規定) 第58条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。	
附 則	附 則
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第13条の規定 平成28年12月1日 (2) 第18条から第23条まで、第53条及び第7章の規定 平成29年7月1日 2 前項第2号に規定する日前において、開発行為を行うにつき法令上の許可又は認可を必要とする者が当該許可又は認可を求める申請を行った場合における当該申請に係る開発行為については、第18条から第20条までの規定は、適用しない。	この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条から第11条まで及び第19条の規定は、平成29年7月1日から施行する。
附 則	
この条例は、公布の日又は特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日又は同法附則第1条第2号に規定する政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。	

【災害からの安全な京都づくり条例施行規則 別記様式】

別記

第1号様式（第6条関係）

開 発 行 為 届

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

次の開発行為について、災害からの安全な京都づくり条例第18条第1項の規定により届け出ます。

開発行為の内容	開発行為を行う 土地の所在地	
	開発行為の規模	
	開発行為の目的	
	開発行為を行う 土地の利用の現況	
	開発行為を行った後の 土地の利用の状況	
想定される雨水が 流出する量の変化	現 況	
	開 発 後	
調整池の設置 に関する計画		
備 考		

注 1 図面その他の開発行為の内容を示す書類を添付してください。

2 「開発行為の規模」の欄は、開発行為により形質を変更する土地の面積の合計を記入してください。

3 「想定される雨水が流出する量の変化」の欄は、災害からの安全な京都づくり条例第18条第2項の規則で定める技術的基準により算定した流出係数を記入してください。

4 「調整池の設置に関する計画」の欄について、書ききれないときは、別紙としてください。

重 要開発 調整池 設置完 了届

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） ー

次のとおり重要開発調整池の設置を完了したので、災害からの安全な京都づくり条例第20条第1項の規定により届け出ます。

設 置 し た 重 要 開 発 調 整 池	名 称		
	所 在 地		
	重要開 発調整 池の所 有者等	氏 名又は 名称及 び 住所並 びに法 人にあつては、そ の 代表者 の氏名	
		重 要 開 発 調 整 池 を 管 理 す る 権 原 の 内 容	1 所有権 2 その他（ ）
設 置 工 事 完 了 日	年 月 日		
備 考			

注 1 重要開発調整池所有者等であることを証する書類及び重要開発調整池の状況を示す写真その他の資料を添付してください。

2 「重要開発調整池を管理する権原の内容」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

重 要 開 発 調 整 池 機 能 喪 失 届

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） ー

次のとおり重要開発調整池の機能が失われたので、災害からの安全な京都づくり条例第21条第 2 項の規定により届け出ます。

機 能 が 失 わ れ た 重 要 開 発 調 整 池	名 称	
	所 在 地	
	届 出 者	1 重要開発調整池の所有者 2 重要開発調整池の管理について権原を有する者 (権原の内容：)
機 能 が 失 わ れ た 日	年 月 日	
機 能 が 失 わ れ た 理 由		
備 考		

注 1 機能が失われたことを示す写真その他の資料を添付してください。

2 「機能が失われた重要開発調整池」の「届出者」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

第4号様式（第10条関係）

重要開発調整池所有者等変更届

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） ー

次のとおり重要開発調整池所有者等を変更したので、災害からの安全な京都づくり条例第21条第3項の規定により届け出ます。

重要開発調整池所有者等を変更した重要開発調整池	名 称	
	所 在 地	
変更後の重要開発調整池所有者等の区分	1 重要開発調整池の所有者 2 重要開発調整池の管理について権原を有する者 （権原の内容： ）	
変 更 し た 日	年 月 日	
備 考		

注 1 土地の登記事項証明書その他の重要開発調整池所有者等を変更したことを証する書類を添付してください。

2 「変更後の重要開発調整池所有者等の区分」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

排 水計画 作成協 議書

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） －

次のとおり排水計画を作成したいので、災害からの安全な京都づくり条例第 40 条第 2 項の規定により、協議します。

指 定 排 水 機 等 の 所 在 地	
備 考	

注 災害からの安全な京都づくり条例第 40 条第 1 項に規定する排水計画の案を添付してください。

特定防災対策実施届

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話 () —

次のとおり特定防災対策を実施したので、災害からの安全な京都づくり条例第41条第2項の規定により届け出ます。

指 定 施 設 の 所 在 地	
指 定 施 設 の 用 途	
講 じ た 特 定 防 災 対 策 の 内 容	
備 考	

注 特定防災対策が講じられたことを示す写真その他の資料を添付してください。

指 定施設 安全性喪 失等 届

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

次のとおり指定施設の用途の廃止等をしたので、災害からの安全な京都づくり条例第42条第 1 項の規定により届け出ます。

指 定 施 設 の 所 在 地	
特 定 防 災 対 策 の 内 容	
災害に対する安全性が失われた日又は用途を廃止した日	年 月 日
災害に対する安全性が失われた理由又は用途を廃止した理由	1 災害に対する安全性の喪失 2 用途の廃止
備 考	

注 「災害に対する安全性が失われた理由又は用途を廃止した理由」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

指定施設所有者等変更届

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） ー

次のとおり指定施設所有者等を変更したので、災害からの安全な京都づくり条例第42条第 2 項の規定により届け出ます。

指 定 施 設 の 所 在 地	
指 定 施 設 の 用 途	
特 定 防 災 対 策 の 内 容	
変 更 し た 者	1 指定施設の所有者 2 指定施設の管理者
変 更 し た 日	年 月 日
備 考	

注 「変更した者」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

(表)

9cm

第 号

身 分 証 明 書

写 真 貼 り
付 け 欄
(2cm×2cm)

所 属
職 名
氏 名

年 月 日生

上記の者は、災害からの安全な京都づくり条例（平成28年京都府条例第41号）第53条第 1 項の規定により立入
検査をする職員であることを証明する。

年 月 日交付

京都府知事

印

6cm

(裏)

災害からの安全な京都づくり条例（抜粋）

(立入検査)

第53条 知事は、第19条から第23条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に開発行為の対象である
土地、重要開発調整池その他の場所に立ち入り、開発行為をしようとする者、重要開発調整池所有者等その他
の者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない
。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第53条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若し
くは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第58条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表
者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、 前 2 条
の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

本条例の背景・趣旨

京都府では、平成24年度には「京都府南部豪雨」により宇治市を中心とする京都市以南の地域において局地的に猛烈な雨が降り、大きな被害を受けました。また、平成25年度には「台風第18号」により京都市から中丹地域まで広い範囲で大雨が降り、大きな被害を受けました。このとき、数十年に一度の被害発生が見込まれるときに発表される特別警報制度が平成25年8月末に新しくできたところ、翌9月に福井県や滋賀県とともに全国で初めて大雨特別警報が出されたところです。さらに、平成26年度には「8月豪雨」により福知山市を中心として大きな浸水被害を受けました。

このように京都府では、平成24年から26年にかけて3年連続で風水害及びそれに伴う土砂災害による甚大な被害を受けたところであり、近年、短時間の大雨が増加する傾向にあることから、今後とも、大きな被害をもたらす風水害が発生するおそれがあります。

また、南海トラフ地震については、これまで100～150年の周期で発生してきており、文部科学省地震調査研究推進本部における長期評価において30年以内の発生確率が約70%（条例制定当時）とされ、近い将来に発生することが見込まれているところです。平成24年には最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合、京都府においては、人的被害として約900名の死者、建物被害として約70,000棟の全壊・焼失の被害が想定されており、甚大な被害を受けるおそれがあります。

さらに、京都府は、日本海東縁部から近畿、四国、九州にかけて多くの活断層が集中する地域の一角となっており、直下型地震として最大の被害が想定される花折断層帯地震では、京都府地震被害想定調査（平成20年度）によると、人的被害として6,900名の死者数、建物被害として約167,000棟の全壊・焼失が想定されています。また、直下型地震の発生確率は高くないものの、近年の地震発生状況を鑑みると、発生確率だけでは推し量れず、京都府においても大地震及び大津波がいつ発生してもおかしくない状況となっています。

このような状況を踏まえると、もはや対症療法的な対策では限界があり、防災対策を抜本的に見直す必要があります。

そこで、ハード対策、ソフト対策を有効に組み合わせて総合的な防災対策を実施することとし、府民等とまず災害危険情報を共有して、まちづくりの段階から防災対策を進めることによって災害予防の質を高め、安心・安全に暮らすことができる京都府を実現するため、「災害からの安全な京都づくり条例」を制定することとしたものです。

本条例では、府、府民や事業者が連携、協働して、

- ①府が災害危険情報を整備・公表し、府民等との情報共有を図ることにより、オール京都で防災対策に取り組む基盤を構築すること
- ②防災上の機能を強化する、災害に強いまちづくりを徹底的に推進すること
- ③府民が自ら安全確保行動をとることができるよう、地域防災力の向上を図ることを柱としています。

また、本条例は、府民等に義務を課したり、府民等の権利を規制するような規定は防災上特に重要な事項に限定し、府や府民等が実施すべき取組内容を努力義務として規定することにより、府全体が防災対策を実施する機運を高め、防災対策を実施するよう誘導していくこととしています。

【本条例と京都府地域防災計画との関係】

- 京都府地域防災計画は、①府や防災関係機関が実施する防災対策で、②災害予防対策、災害応急対策、復旧・復興対策の全般にわたって記載したもので、③特に府民には義務付けや規制を行うものではありません。

一方、本条例は、①府民に行っていただきたい取組や府と府民等が連携、協働して実施する取組を規定するとともに、②災害を防止し被害を軽減するために平常時から事前に備える対策を中心に規定し、③防災上特に重要な事項については、義務付けや規制をしたものです。

災害からの安全な京都づくり条例の体系図



第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、府民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災対策の実施に関し、基本理念を定め、府の責務及び府民等の役割を明らかにするとともに、これらの者が実施する対策について必要な事項を定めることにより、府、国、市町村及び府民等が一体となって防災対策の推進を図り、もって府民が安全に暮らすことができる京都府の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

第1条は、本条例自体の目的を示したものです。

【解説】

本条例では、府民の生命、身体及び財産を災害から保護し、府民が安全に暮らすことができる京都府の実現に寄与することを目的としています。

この目的を達成するため、本条例では以下の事項を定めています。

- ① 防災対策の実施に関する基本理念（第1章第3条）
- ② 府の責務及び府民等の役割（第1章第4条～第7条）
- ③ 府、府民等が実施する対策について必要な事項（第2章～第7章）

第2章 災害危険情報の共有

第3章 災害に強いまちづくり

第4章 災害に強い人づくり

第5章 災害発生時の体制づくり

第6章 雑則

第7章 罰則

また、様々な防災対策を総合的に推進するに当たっては、府、国、市町村及び府民等が一体となって連携、協働する必要があると、本条例において目的に定めるとともに、各条項においても府と府民等が連携、協働して実施する取組について規定しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象により生じる被害をいう。
- (2) 防災 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する防災をいう。
- (3) 防災対策 防災に関する対策をいう。
- (4) 災害危険情報 次に掲げる情報をいう。

ア 次に掲げる規定の区分に応じそれぞれ次に定める情報

(ア) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）、第14条の2第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）及び第14条の3第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）これらの規定により知事が公表した事項のうち水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1号及び第2号、第5条第1項第1号及び第2号並びに第8条第1号及び第2号に掲げる事項に関する情報

(イ) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第45条第3項において準用する同法第10条第4項同法第45条第3項において準用する同法第10条第4項の規定により知事が公示した造成宅地防災区域に関する情報

(ウ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第4条第2項 同項の規定により知事が公表した基礎調査の結果のうち土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第71号）第1条第2項に規定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域に関する情報

(エ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第4項 同項の規定により知事が公示した指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象に関する情報

(オ) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。） 同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により知事が公表した津波浸水想定に関する情報

(カ) 津波防災地域づくりに関する法律第53条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。） 同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により知事が公示した指定の区域及び基準水位に関する情報

イ 想定し得る最大規模の降雨であって規則で定める基準に該当するものにより河川（河川法（昭和39年法律第167号）第9条第2項、第10条第1項又は第11条第1項の規定により知事が管理する河川（以下「知事管理河川」という。）のうち水防法第14条第2項各号に掲げる河川を除いた河川に限る。）が氾濫した場合に、浸水が想定される区域及び当該区域が浸水した場合に想定される水深に関する情報

ウ ア及びイに掲げる情報以外の情報であって、災害の発生の防止又は災害が発生した場合における被害の軽減を図るために必要な情報として規則で定めるもの

エ 災害の発生のおそれのある区域に関する情報として国又は市町村が公表した情報

- (5) 地域防災力 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第2条に規定する地域防災力をいう。
- (6) 防災関係機関 法第2条第5号に規定する指定公共機関、同条第6号に規定する指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者をいう。
- (7) 自主防災組織等 法第2条の2第2号に規定する自主防災組織及び自発的に防災活動（防災に関する活動をいう。以下同じ。）に取り組む地縁による団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）をいう。
- (8) 府民等 府民、自主防災組織等及び事業者（企業その他の事業者（国及び地方公共団体を除く。）をいう。以下同じ。）をいう。
- (9) 要配慮者 法第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいう。
- (10) 避難行動要支援者 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。
- (11) 帰宅困難者等 災害による交通機関の運行の停止等により、帰宅することが困難となった者及び目的地に移動することが困難となった者をいう。
- (12) 指定等文化財建造物 文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）の規定に基づき指定され、又は登録された建造物をいう。

【災害からの安全な京都づくり条例施行規則】

（用語）

第1条 この規則で使用する用語は、災害からの安全な京都づくり条例（平成28年京都府条例第41号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

【趣旨】

第2条は、本条例で用いている用語を定義しています。

また、本条例施行規則第1条により、本条例で用いている用語は施行規則でも適用しています。

【解説】

1 第1号は、「災害」を定義するものです。

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」といいます。）第2条第1号では、「災害」を「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。」と定義していますが、本条例では、このうち「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象により生じる被害」に限定しています。

自然現象の発生は防ぎようがありませんが、本条例では、府と府民等が連携、協働して、事前に対策を講じて備えることにより、被害の発生を防止し、又は被害を軽減することを目的としていることから、災害を自然現象に限定したものであり、人為的な大規模な火事や爆発等については、事故の発生原因者や各防災関係機関が地域防災計画や防災業務計画等に基づき対策を講じることとなっていることから対象外とするものです。

なお、京都府及びその周辺地域には火山がないことから、「噴火」も対象外としています。

また、「その他の異常な自然現象」としては、冷害、干害、^{ひょうがい}雹害、霜害、旋風、山崩れ、土地隆起、土地の沈降などが考えられます。

2 第2号は、「防災」を定義するものです。

本条例では、「防災」とは、法第2条第2号に規定する「防災」（災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。）をいいます。

本条例では、災害を未然に防止する対策を規定していますが、これらの対策の中には「災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図る」効果があるものもあることから、このように定義しています。

3 第3号は、「防災対策」を定義するものです。

なお、府民、自主防災組織等、事業者が行う場合は「防災活動」としてはいますが、主体の違いであって、基本的には同義です。

4 第4号は、「災害危険情報」を定義するものです。

本条例では、災害危険情報の内容は次のとおりとしています。

(1) 法律上の定めがある情報

ア 洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深（ア(ア)関係）

知事が洪水浸水想定区域を指定又は変更した際に公表により明らかにする事項のうち基本的な情報です。

イ 雨水出水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深（ア(ア)関係）

知事が雨水出水浸水想定区域を指定又は変更した際に公表により明らかにする事項のうち基本的な情報です。

ウ 高潮浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深（ア(ア)関係）

知事が高潮浸水想定区域を指定又は変更した際に公表により明らかにする事項のうち基本的な情報です。

エ 造成宅地防災区域（ア(イ)関係）

知事が造成宅地防災区域を指定する際に公示する情報です。

オ 土砂災害警戒区域基礎調査結果のうち土砂災害警戒区域に相当する区域（ア(ウ)関係）

府が土砂災害警戒区域基礎調査の結果を公表する際に明示する情報です。

土砂災害警戒区域には、土砂災害特別警戒区域に相当する区域も含まれます。

カ 土砂災害警戒区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象（ア(エ)関係）

知事が土砂災害警戒区域を指定する際に公示する情報です。土

砂災害警戒区域には、土砂災害特別警戒区域も含まれます。

また、「土砂災害の発生原因となる自然現象」とは、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りをいいます。

キ 津波浸水想定区域及び水深（ア(オ)関係）

知事が津波浸水想定を設定又は変更した際に公表する情報です。

ク 津波災害警戒区域及び基準水位（津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位）

（ア(カ)関係）

知事が津波災害警戒区域を指定又は変更する際に公示する情報です。

津波災害警戒区域には、津波災害特別警戒区域も含まれます。

- (2) すべての知事管理河川（水防法により指定され、又は一定の基準に該当するとされた河川を除く。）における浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深（イ関係）

【災害からの安全な京都づくり条例施行規則】

（想定し得る最大規模の降雨に係る基準）

第2条 条例第2条第4号イに規定する規則で定める基準は、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に規定する国土交通大臣が定める基準に準じて知事が定める基準とする。

水防法により指定された河川及び洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川については洪水浸水想定区域を指定し、浸水想定図を作成しなければなりません（知事管理河川については水防法第14条第2項）が、本条例では、それ以外のすべての知事管理河川についても洪水浸水想定図を作成することとし（第8条第1項）、それによる浸水想定区域及び水深も災害危険情報と位置付けたものです。

また、水防法第14条第2項に基づき作成する洪水浸水想定区域図は「国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。）」によって行うこととされていますが、施行規則第2条により、本条に基づき作成する洪水浸水想定図も同様の基準によることとしています。

なお、「国土交通大臣が定める基準」とは、想定し得る最大規模の降雨に係る国土交通大臣が定める基準を定める告示（平成27年国土交通省告示第869号）を指します。

また、知事が定めた結果については、別途インターネットでの公表や関係部署に備え付けることによって府民が閲覧できるようにいたします。

なお、水防法が一部改正（令和3年5月10日公布、同7月15日施行）されたことにより、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について洪水浸水想定区域を指定し、浸水想定図を作成しなければならないとされたことから、本条例第2条第4項イを改正（令和3年5月10日公布、同7月15日施行）し、本条例で洪水浸水想定区域図を作成（第8条第1項）する対象から除外しました。

「洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準」とは、水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）の改正（令和3年7月14日公布、同7月15日施行）により、同規則第1条の2において、「当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができること」とされています。

- (3) (1)、(2)以外で、災害の発生の防止又は災害が発生した場合における被害の軽減を図るために必要な情報（ウ関係）

具体的には、施行規則第3条により次のとおり定めています。

【災害からの安全な京都づくり条例施行規則】

（災害の発生の防止又は災害が発生した場合における被害の軽減を図るために必要な情報）

第3条 条例第2条第4号ウに規定する規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 想定される大規模な地震が発生した場合における府内の各地域の震度についての情報
- (2) 地震が発生した場合に、地盤の液状化が想定される区域及び当該区域において想定さ

れる地盤の液状化の危険性の程度についての情報

- (3) ため池が決壊した場合に浸水が想定される区域及び当該区域において想定される水深についての情報
- (4) 雨水出水（水防法第2条第1項に規定する雨水出水をいう。）による浸水の被害が発生したことがある区域についての情報（当該情報の公表の日前10年を超えない範囲内で知事が定める期間に当該被害が発生したことがある区域についての情報に限る。）
- (5) 高潮による浸水の被害が発生したことがある区域及び当該区域における水深についての情報（当該情報の公表の日前10年を超えない範囲内で知事が定める期間に当該被害が発生したことがある区域及び当該区域における水深についての情報に限る。）

ア 地震の震度

京都府地震被害想定調査（平成20年度）によると、府域への影響が懸念される活断層が22あり、また、南海トラフ地震の発生も懸念されているところです。

これらの地震が発生した場合の各地域の震度を表したものが震度分布図ですが、京都府地震被害想定調査（平成20年度）や内閣府による南海トラフ地震被害想定を基に、各地域で想定される限り大規模な震度とした分布図（各活断層ごとの震度分布を重ね合わせ、最大値をとったもの）を災害危険情報として公表することとしています。

なお、京都府内の各地域とも少なくとも震度5弱以上の震度が想定されており、地震が想定される区域は府内全区域ということが出来ます。

イ 地盤の液状化

アと同様、京都府地震被害想定調査（平成20年度）や内閣府による南海トラフ地震被害想定を基に、各地域で想定される限り大規模な液状化危険度（「大」、「中」又は「小」で表します。）の分布図を災害危険情報として公表することとしています。

なお、京都府内の地域には、地震と異なり、液状化危険度があまり想定されない地域もあります。

ウ ため池の決壊

ため池が決壊した場合に浸水が想定される区域及び当該区域において想定される水深を災害危険情報としています。

この浸水想定は市町村が行っており、府に情報提供をいただくこととしています。

エ 雨水出水

雨水出水とは、「一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水」をいいます（水防法第2条第1項）。

京都府では、雨水出水による浸水想定を行っていません。

雨水出水の過去の浸水実績については、市町村の協力を得て把握することとします。ただし、雨水出水は、下水道その他の排水施設の整備が進捗されるにつれて、浸水被害が発生するおそれは減少していくことから、新しい情報であることを担保するために、過去の期間として、施設整備計画の目安となる10年間を限度に知事が定める期間に限定しています。

なお、雨水出水の浸水については、ほとんどが床下浸水程度ですが、一部で不明な部分があることから、災害危険情報としては区域のみとしたところです。

オ 高潮

エと同様、過去の浸水実績を災害危険情報としたもので、過去の期間として、海岸施設

等の整備の進捗を考慮して、施設整備計画の目安となる10年間を限度に知事が定める期間に限定しています。

高潮の過去の浸水実績については、市町村の協力を得て把握することとします。

- (4) 災害の発生のおそれのある区域に関する情報として国又は市町村が公表した情報（エ関係）
国又は市町村が、その管理する河川について公表した洪水浸水想定区域及び水深等の情報をいいます。

〔参考法令〕

■ 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）

（洪水浸水想定区域）

第十四条 略

- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
- 二 前号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの。
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

■ 水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）

（洪水による災害の発生を警戒すべき河川の基準）

第一条の二 法第十四条第一項第二号及び第二項第二号の国土交通省令で定める基準は、当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができることとする。

（洪水浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第二条 法第十四条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。一

指定の区域

二 浸水した場合に想定される水深

三 浸水した場合に想定される浸水の継続時間（長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る。以下「浸水継続時間」という。）

四 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の二第二号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨（第三条第二項において「計画降雨」という。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

■ 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）

（雨水出水浸水想定区域）

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を

雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
- 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- 三 前二号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 略

- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

■ 水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）

（雨水出水浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第五条 法第十四条の二第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。一

- 指定の区域
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水継続時間
- 四 主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化

■ 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の三の規定により指定した海岸
- 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。4
前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

■ 水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）

（高潮浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第八条 法第十四条の三第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。一

- 指定の区域
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水継続時間

■ 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）

第四章 造成宅地防災区域

第二十条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長の意見を聴いて、宅地造成に伴う災害で相当数の居住者その他の者に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい一団の造成宅地（これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成工事規制区域内の土地を除く。）の区域であつて政令で定める基準に該当するものを、造成宅地防災区域として指定することができる。

2 略

3 第三条第二項から第四項まで及び第四条から第七条までの規定は、第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除について準用する。

(宅地造成工事規制区域)

第三条 都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第二十四条を除き、以下同じ。))は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。))の意見を聴いて、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域であつて、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成工事規制区域として指定することができる。

2 前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該宅地造成工事規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

4 第一項の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

■ 宅地造成等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号)

(宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定等の公示)

第二条 宅地造成等規制法(以下「法」という。))第三条第三項(法第二十条第三項において準用する場合を含む。))の規定による公示は、次の各号の一以上により宅地造成工事規制区域又は造成宅地防災区域を明示して、都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市)の公報に掲載して行うものとする。

一 市町村(特別区を含む。)、大字、字、小字及び地番

二 一定の地物、施設、工作物又はこれからの距離及び方向三
平面図

■ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)

(基礎調査)

第四条 都道府県は、基本指針に基づき、おおむね五年ごとに、第七条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査(以下「基礎調査」という。))を行うものとする。

2 都道府県は、基礎調査の結果を、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村(特別区を含む。以下同じ。))の長に通知するとともに、公表しなければならない。

3 略

■ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第七十一号)

(基礎調査の結果の通知及び公表の方法)

第一条 略

2 法第四条第二項の規定による公表は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域及び急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を平面図に明示して、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

■ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)

(土砂災害警戒区域)

第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害(河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。))を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土

地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域(以下「警戒区域」という。)として指定することができる。

2～3 略

4 都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示しなければならない。

5～6 略

■ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第七十一号）
（土砂災害警戒区域の指定の公示の方法）

第三条 法第七条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による土砂災害警戒区域の指定（同条第六項において準用する場合にあっては、指定の解除。以下この条において同じ。）の公示は、当該指定をする旨並びに当該土砂災害警戒区域及び当該土砂災害警戒区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を明示して、都道府県の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該土砂災害警戒区域の明示については、次のいずれかによることとする。

- 一 市町村（特別区を含む。以下同じ。）、大字、字、小字及び地番
- 二 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向
- 三 平面図

■ 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）
（津波浸水想定）

第八条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定(津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深をいう。以下同じ。)を設定するものとする。

2～3 略

4 都道府県知事は、第一項の規定により津波浸水想定を設定したときは、速やかに、これを、国土交通大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知するとともに、公表しなければならない。

5 略

6 第二項から前項までの規定は、津波浸水想定の変更について準用する。
（津波災害警戒区域）

第五十三条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者(以下「住民等」という。)の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域(以下「警戒区域」という。)として指定することができる。

2～3 略

4 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を公示しなければならない。

5 略

6 第二項から前項までの規定は、第一項の規定による指定の変更又は解除について準用する。

■ 津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十九号）
（津波災害警戒区域の指定の公示）

第二十八条 法第五十三条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による津波災害警戒区域の指定（同条第六項において準用する場合にあっては、指定の変更又は解除。以下この項において同じ。）の公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。一 津波災害警戒区域の指定をする旨

- 二 津波災害警戒区域
- 三 基準水位(法第五十三条第二項に規定する基準水位をいう。以下同じ。)

2 略

5 第5号は、「地域防災力」を定義するものです。

本条例では「地域防災力」とは、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第2条に規定する「地域防災力」（住民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織（法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。）、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう。）をいいます。

6 第6号は、「防災関係機関」を定義するものです。

本条例では、防災関係機関を次のとおりとしています。

(1) 法第2条第5号に規定する「指定公共機関」

「独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの」（災害対策基本法第2条第5号）をいいます。

(2) 法第2条第6号に規定する「指定地方公共機関」

「地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和25年法律第218号）第4条第1項の港務局、土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第1項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するもの」（災害対策基本法第2条第6号）をいいます。

(3) 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

「公共的団体」とは、およそ公共的活動をする団体はすべて含まれ、法人たると否とを問いません。

また「防災上重要な施設」とは、災害発生の確率の高い施設及びその施設に災害が及んだときに被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設のことをいいます。

具体的には、京都府地域防災計画において「公共的団体その他防災上重要な施設の管理者」を列挙しており、土地改良区、ガス会社、鉄道・軌道機関、地下街管理者、自動車運送機関、報道機関、農業協同組合・森林組合・漁業協同組合、病院等経営者、金融機関、学校法人、液化天然ガス取扱機関としています。

7 第7号は、「自主防災組織等」を定義するものです。

本条例では、「自主防災組織等」とは、自主防災組織及び自発的に防災活動に取り組む自治会をいいます。

「自主防災組織」とは、法第2条の2第2号に規定する自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織）をいいます。

また自治会は、「地縁による団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体）」で、地域によっては町内会などとも呼ばれています。

〔参考法令〕

■ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等

を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2～17 略

8 第8号は、「府民等」を定義するものです。

本条例では、「府民等」とは、府民、自主防災組織等及び事業者（企業その他の事業者（国及び地方公共団体を除く。）をいう。以下同じ。）をいいます。

9 第9号は、「要配慮者」を定義するものです。

本条例では、「要配慮者」とは、法第8条第2項第17号に規定する「要配慮者」（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。）をいいます。

10 第10号は、「避難行動要支援者」を定義するものです。

本条例では、「避難行動要支援者」とは、法第49条の10第1項に規定する「避難行動要支援者」（当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの）をいいます。

11 第11号は、「帰宅困難者等」を定義するものです。

本条例では、「帰宅困難者等」とは、「災害による交通機関の運行の停止等により、帰宅することが困難となった者及び目的地に移動することが困難となった者」としています。

「交通機関の運行の停止等」とは、公共交通機関の運行の停止のほか、自家用車の被災による使用不能などの状況であり、かつ、自宅又は目的地までの距離が徒歩で移動することが困難な程度に長距離（概ね10km～20km程度以上で、個人の運動能力により異なる。）であることをいいます。

また「目的地」とは、宿泊施設や観光地などが想定され、観光旅行者が宿泊施設や他の観光地への移動が困難になった場合が含まれます。

このように、「帰宅困難者等」は、通勤者、通学者、買い物客、観光旅行者などが大規模災害が発生した場合になりうるものです。

12 第12号は、「指定等文化財建造物」を定義するものです。本

条例では、「指定等文化財建造物」とは、

①文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定に基づき指定された

- | | | |
|-----------------|---|--------|
| ア 重要文化財（国宝を含む。） | } | である建造物 |
| イ 重要有形民俗文化財 | | |
| ウ 史跡名勝天然記念物 | | |

②文化財保護法の規定に基づき登録された

- | | | |
|-------------|---|--------|
| ア 登録有形文化財 | } | である建造物 |
| イ 登録有形民俗文化財 | | |

③京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）の規定に基づき

- | | | |
|---------------------|---|--------|
| 指定、登録又は暫定的に登録（※）された | } | である建造物 |
| ア 有形文化財 | | |
| イ 有形民俗文化財 | | |

ウ 史跡名勝天然記念物
をいいます。

」

※京都府文化財保護条例第52条第3項（平成29年4月1日施行）参照

〔参考法令〕

■ 京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）
（登録等）

第52条 教育委員会は、府の区域内に存する文化財で法又はこの条例の規定に基づき指定された文化財以外のもの（以下「指定外文化財」という。）を台帳に登録し、その保存及び活用のために必要な措置を講じることができる。

2 教育委員会は、前項の規定による登録をするには、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定によるほか、同項に規定する指定又は登録をした後に保存のための措置を講じたのでは、滅失、毀損その他の事由により文化財としての価値が損なわれるおそれがあると認める指定外文化財を同項の台帳に暫定的に登録することができる。

4 教育委員会は、緊急の必要があると認めるときは、前項の規定により登録された指定外文化財の保存のために必要な措置を講じることができる。

5 第1項及び第3項の規定による登録並びにこれらの規定により登録された指定外文化財の保存及び活用に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(基本理念)

第3条 防災対策は、府、国、市町村及び府民等が連携し、及び協働して、災害危険情報の共有、防災上の機能を強化するまちづくりの推進、地域防災力の向上及び災害が発生した場合の体制の構築を図ることを旨として行われなければならない。

2 防災対策は、要配慮者が置かれている状況及び男女共同参画（京都府男女共同参画推進条例（平成16年京都府条例第10号）第2条第1号に規定する男女共同参画をいう。）の視点を踏まえ、被災者の基本的人権を尊重することを旨として行われなければならない。

【趣旨】

第3条は、本条例の基本理念を定めており、基本理念の柱となる事項を列举するとともに、防災対策の実施に当たって被災者の基本的人権を尊重すべきことを規定しています。

【解説】

- 「条例の背景・趣旨」（21～22ページ参照）で記載したとおり、3年連続で大きな被害をもたらした風水害を経験し、近い将来南海トラフ地震の発生が見込まれる状況にあることから、もはや対症療法的な対策では限界があるといえます。

そこで、まず府民等と災害危険情報を共有し、その情報の下に、まちづくりの段階から防災対策を進めることによって、災害予防の質を一層高め、安全に暮らすことができる京都府を実現することを目指すものです。

<第1項>

- 防災対策の実施に当たっては、府、国、市町村及び府民等が連携し、協働することがまず重要であり、その上で、「災害危険情報の共有」によりオール京都で防災対策に取り組む基盤を構築し、「防災上の機能を強化するまちづくりの推進」「地域防災力の向上」を行うことを3つの柱として掲げており、さらに災害発生時における応急対策及び復旧対策を円滑に行うためあらかじめ「災害が発生した場合の体制の構築」を行うこととしており、それぞれ本条例の第2章、第3章、第4章、第5章で具体化しています。

<第2項>

- 防災対策の実施に当たっては、要配慮者や男女共同参画の視点を特に踏まえなければならないことを定めています。
- 「男女共同参画」とは、男女共同参画条例第2条第1号で「男女共同参画」を定義しており、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきこと」をいいます。
- 本項は、例えば、自主防災組織による物資の備蓄（第49条）について、男女が自主防災組織の活動に平等に参画するとともに、備蓄する物資の内容について女性や要配慮者に配慮することなどを意図しています。

(府の責務)

第4条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域の実情に応じた防災対策を総合的に推進するものとする。

2 府は、防災対策の推進に当たっては、国、市町村及び府民等と連携し、及び協働して取り組むものとする。

【趣旨】

第4条は、国、市町村及び府民等と連携し、協働して、地域の実情に応じた防災対策を総合的に推進することが府の責務であることを定めています。

【解説】

- 法第4条は次のとおり規定されていますが、本条例では、府の責務として、国、市町村及び府民等と連携し、協働して、ハード・ソフト両面から総合的な防災対策を推進することが重要であると定めたものです。

〔参考法令〕

- 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)

(都道府県の責務)

第四条 都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

2 略

- 「地域の実情に応じた」とは、大規模な災害が想定される地域では、市町村からの申出により特定地域防災協議会を設置して、重点的な防災対策を実施する（第38条）などの対策を想定しています。また、市町村及び府民等と連携、協働して防災対策を実施するに当たっては、地域の実情を考慮する必要があります。

(府民の役割)

第5条 府民は、基本理念にのっとり、自らの生命、身体及び財産を守るための防災活動を自発的かつ積極的に実施するよう努めなければならない。

2 府民は、地域における防災活動に参加するよう努めるとともに、府、国及び市町村が推進する防災対策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

第5条は、災害発生時における自助の重要性に鑑み、府民自らが、府、国、市町村が推進する防災対策に協力しつつ、防災活動を実施する役割を負っていることを定めています。

【解説】

<第1項>

- 大規模な災害が発生した場合において、府や市町村、消防や警察等の行政機関・公的機関が府民一人ひとりについて避難誘導、救出・救助を行い、物資の供給その他の生活支援を迅速かつ的確に行うことには限界があります。

そこで、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を防止したり、軽減したりするためには、まず第一義的に府民が自発的かつ積極的に安全を確保する行動を行い、自らの生命、身体及び財産を守るよう努める必要があります。

そのためには、事前の準備や知識が必要であり、平常時から防災意識を高めて災害予防対策を行うことが重要です。

このように、大規模な災害が発生した場合においては「公助」だけでは限界があり、むしろまずは、自分の身は自分で守る「自助」が重要になります。

<第2項>

- 府民は、地域の自主防災組織や自治会など様々な主体が行っている、地域の防災マップや避難計画の作成、避難訓練などの防災活動に参加するよう努めるとともに、府、国及び市町村が実施する防災教育や防災訓練等に参加、協力するよう努める必要があります。

府民が地域における防災活動に参加することは、「自助」を高めるだけではなく「共助」(39ページ参照)を形成することにもつながり、「自助」と「共助」のために重要です。

- 平常時における府民の防災活動として、本条例では、具体的には次のとおり規定しており、自主防災組織や自治会などとの連携が重要な取組が多く含まれます。

- ・ 災害危険情報や災害等に関する情報の把握、地域住民との共有(第10条第1項、第3項)
- ・ 指定緊急避難場所、避難路及び避難の方法の確認(第10条第2項)
- ・ 土地又は施設への雨水貯留浸透機能の具備、維持(第25条第1項)
- ・ 建築物の耐震診断・耐震改修・耐火性能の向上、初期消火の用具の設置(第33条第1項、第2項)
- ・ 屋内における家具等の安全性の確保(第35条)
- ・ 防災マップの活用(第44条第1項第3号)
- ・ 自主防災組織等の結成・参加、消防団に参加・活動協力(第45条第1項、第2項)
- ・ 防災学習の実施、防災訓練への参加(第46条第1項)
- ・ 備蓄、避難時に持ち出しの準備(第48条第1項)
- ・ 災害発生時に円滑に帰宅するための準備(第50条第3項)

(自主防災組織等の役割)

第6条 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、地域住民の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織等、消防団、事業者等と連携し、及び協働して、地域における防災活動を自発的かつ積極的に実施するよう努めなければならない。

2 自主防災組織等は、府、国及び市町村が推進する防災対策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

第6条は、災害発生時における共助の重要性に鑑み、自主防災組織等が、府、国、市町村が推進する防災対策に協力しつつ、また地域の関係団体等と連携、協働し、自発的かつ積極的に防災活動を実施する役割を負っていることを定めています。

【解説】

<第1項>

- 自主防災組織等とは、自主防災組織及び自治会を指します。(第2条第7号)
自主防災組織は、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織(法第2条の2第2号)であり、近隣住民の範囲や自治会、小学校区等の地域内で防災活動を行う組織です。
防災活動を行う自治会は自主防災組織の一形態ではありますが、自治会の役割の重要性に鑑み、特に明記して規定したものです。
- 大規模な災害が発生した場合においては「公助」だけでは限界があり、むしろまずは、自分の身は自分で守る「自助」や地域でお互いに協力しながら助け合う「共助」が必要です。
- 「共助」は、自主防災組織、自治会、消防団などが、自らの地域においてお互いに助け合うことのほか、事業者やボランティア団体、NPOなどが被災者を社会貢献として助けることを含んだものです。なお、両者を区別して前者を「互助」ということがあります。
- 複数の地域住民から成る自主防災組織の活動そのものが「共助」といえます。
また、自治会は自主防災組織の代表格であり、「共助」について大きな役割を果たすとともに、地域防災力の中核を担っています。
自主防災組織等の活動により地域住民の一人ひとりの防災意識が高まり、「自助」も促進されることも期待できます。
- 自主防災組織等は、その地域における住民の安全を確保することが期待されており、地域住民に参加を呼びかけながら、近隣の自主防災組織や自治会のほか、地域の消防団や事業者、ボランティア団体やNPOなどとも連携、協働して自発的かつ積極的に防災活動を行うよう努める必要があります。
- 自主防災組織等の防災活動としては、例えば次のようなものが期待されています。
 - ① 平常時の活動
 - ・ 地域住民への防災の知識の普及(防災学習、防災教育等)
 - ・ 避難場所、避難路、要配慮者、連絡体制等の確認

- ・地域の危険箇所や防災設備などの把握
- ・防火・防災訓練、避難訓練（情報収集・共有・伝達訓練を含む。）
- ・防災マップの作成
- ・食料、飲料水、防災資機材等の備蓄

②発災直前の活動

- ・気象状況など情報収集・共有、地域住民への伝達
- ・地域の見回り、要配慮者の確認などの状況把握
- ・避難判断、避難行動

③災害発生時の活動

- ・出火防止、初期消火
- ・率先避難、地域住民の避難誘導・避難支援
- ・被災者の救出及び救助
- ・救援物資の仕分け、炊き出し
- ・避難所運営、在宅避難者への支援

④復旧・復興期

- ・被災者に対する地域コミュニティ全体での支援

- これらの活動のうち、本条例では、次のとおり平常時の活動について規定しています。
 - ・災害危険情報や災害等に関する情報の把握、地域住民との共有（第10条第1項、第3項）
 - ・指定緊急避難場所、避難路及び避難の方法の確認（第10条第2項）
 - ・地域における災害発生の際の危険のある箇所の把握、有用情報の調査（第44条第1項）
 - ・防災訓練の実施（第44条第1項）
 - ・防災マップの作成、地域住民への配布（第44条第1項）
 - ・地区防災計画の素案の作成（第44条第1項）
 - ・避難等に必要な物資、資機材の備蓄、整備及び点検（第48条第2項）
 - ・避難行動要支援者の避難支援体制の整備（第49条第2項）

- 「地域住民」とは、「地域に居住する者」であり、本条例では、地域内での活動等を規定する場合に用いています。

例えば、本条では、自主防災組織の防災活動は、府内全体の府民の安全確保を目的とするものではなく、各自主防災組織が存する地域の住民の安全確保を目的とするものです。

<第2項>

- 自主防災組織等は、地域住民の防災意識を高め、自ら安全を確保する行動をとってもらえるよう、また、自主防災組織等の防災活動の質が高められるよう、府、国及び市町村が実施する防災教育や防災訓練等に参加、協力するよう努める必要があります。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その従業員及び地域住民（以下「従業員等」という。）の安全を確保するための防災活動を自発的かつ積極的に実施するよう努めなければならない。

2 事業者は、地域における防災活動が円滑に進められるよう、地域住民、自主防災組織等、消防団、事業者等と連携し、及び協働するよう努めなければならない。

3 事業者は、府、国及び市町村が推進する防災対策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

第7条は、災害発生時における共助の重要性に鑑み、地域の構成員として共助の役割が期待される事業者が、府、国、市町村が推進する防災対策に協力しつつ、また地域の関係団体等と連携、協働しつつ、自発的かつ積極的に防災活動を実施する役割を負っていることを定めています。

【解説】

○ 事業者とは、「企業その他の事業者（国及び地方公共団体を除く。）」（第2条第8号）と定義しており、法人格の有無や業種等は問いません。

<第1項、第2項>

○ 大規模な災害が発生した場合において、事業者は、従業員や来訪者、近隣の地域住民の安全を確保することが期待されており、地域住民や地域の自主防災組織、自治会のほか、地域の消防団や他の事業者、ボランティア団体やNPOなどとも連携、協働して自発的かつ積極的に防災活動を行うよう努める必要があります。

○ 特に事業者同士が連携することにより、共同防災訓練、共同備蓄、資機材の融通、共同輸送、代替生産などの防災対策を実施することが考えられ、連携型BCPの取組（149～150ページ参照）につなげることができます。

○ 「地域住民」の範囲は事業者によって異なり、事業者自身がその業態、自らの防災対策の実施の程度や地域の実情、災害の程度等により判断すればよいものとします。

○ 事業者には医療施設や介護施設、学校や保育所等も含まれますが、その場合、「従業員等」には施設利用者、生徒・児童等を含むものとします。

○ 事業者の防災活動は平常時と災害発生時に分けられます。

平常時には、従業員等に防災の知識を普及すること、防災訓練を実施すること、防災資機材を備えることなど、また災害発生時には、情報収集及び従業員等への伝達、初期消火活動、従業員等の避難誘導、被災者の救出・救護などの役割が期待されています。

<第3項>

○ 事業者は、従業員や地域住民の安全を確保する防災活動の質が高められるよう、府、国及び市町村が実施する防災教育や防災訓練等に参加、協力するよう努める必要があります。

- 平常時における事業者の防災活動として、本条例では、具体的には次のとおり規定しています
 -
 - ・ 災害危険情報の把握（第11条第1項）
 - ・ 情報収集・伝達、避難誘導、救出・救護等に関する計画の作成、従業員等への周知（第11条第2項、第3項）
 - ・ 土地又は施設への雨水貯留浸透機能の具備、維持（第25条第1項）
 - ・ 建築物の耐震診断・耐震改修・耐火性能の向上、初期消火の用具の設置（第33条第1項、第2項）
 - ・ 屋内における家具等の安全性の確保（第35条）
 - ・ 避難・救出・救護等に必要な物資・資機材の備蓄・確保、点検（第48条第2項）
 - ・ 災害発生時に一斉帰宅等の抑制のために必要な措置（第50条第4項）
 - ・ 事業継続計画の作成・改善（第51条第1項）

第2章 災害危険情報の共有

第1節 災害危険情報の整備、公表等

(災害危険情報の整備及び公表)

第8条 知事は、第2条第4号イ及びウに掲げる情報を整備するものとする。

2 知事は、災害危険情報その他災害に備えるために参考となる情報であつて知事が必要と認めるものを公表するものとする。

3 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法を用いて行うものとする。

【趣旨】

第8条は、府民等と災害危険情報の共有を図ることにより、オール京都で防災対策に取り組む基盤を構築し、まちづくりの段階から防災対策を進めるため、府が災害危険情報を整備、公表することを定めています。

【解説】

- 第2章の見出しの「災害危険情報の共有」とは、府による災害危険情報の整備、公表等（第1節）と府民等による災害危険情報の把握等（第2節）を総称するものです。
- 府及び府民等がまちづくりの段階からオール京都で防災対策を進めるため、府民等と共有する災害危険情報を整備することが必要です。
- 災害対策基本法第49条の9では、市町村が地域の実情に応じて避難場所や避難路等の記載を含めたハザードマップを作成、配布することとなっていますが、同法第4条では、都道府県の責務として、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有するとされていることから、その一環として、府が、府域全体の災害危険情報を整備し、市町村にハザードマップ作成の基となるデータを提供するとともに、府民に情報提供することとしたものです。

〔参考法令〕

■ 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)

(都道府県の責務)

第4条 都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(居住者等に対する周知のための措置)

第49条の9 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 災害危険情報は、第2条第4号により次のように定めています。

（〔 〕 内は第2条第4号の細分を表す）

法律上の定めがある情報	①〔ア(ア)〕洪水浸水想定区域（水防法）	宅建業法上の重要事項 （説明義務）
	②〔ア(ア)〕雨水出水浸水想定区域（水防法）	
	③〔ア(ア)〕高潮浸水想定区域（水防法）	
	④〔ア(イ)〕造成宅地防災区域（宅地造成等規制法）	
	⑤〔ア(エ)〕土砂災害警戒区域等（土砂災害防止法）	
	⑥〔ア(カ)〕津波災害警戒区域等（津波防災地域づくり法）	
	⑦〔ア(ウ)〕土砂災害基礎調査結果（土砂災害防止法）	条例第12条及び第13条で、宅建業者に提供し、把握を義務付ける事項
	⑧〔ア(オ)〕津波浸水想定区域（津波防災地域づくり法）	
法律上の定めがない情報	⑨〔イ〕水防法指定等河川以外の知事管理河川の浸水想定区域 （本条例第8条第1項）	
	〔ウ〕震度分布、液状化危険度予測、ため池決壊による浸水想定区域、雨水出水実績の区域、高潮実績の区域	
〔エ〕災害の発生のおそれのある区域に関する情報として国又は市町村が公表した情報		

- 上記のうち、法律上の定めがある情報については、水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）、津波防災地域づくりに関する法律（津波防災地域づくり法）又は宅地造成等規制法により、都道府県が整備し、公表することが義務付けられています。

<第1項>

- 本項では、上記のうち、法律上の定めがない情報については、府が整備することを定めたものです。
- 水防法により指定された河川及び洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川については洪水浸水想定区域を指定し、浸水想定図を作成しなければなりません。本項では、それ以外のすべての知事管理河川における浸水想定区域及び水深も災害危険情報と位置付け、洪水浸水想定図を作成することとしたものです。
- また、併せて、その他の災害危険情報で、災害の発生の防止又は災害が発生した場合における被害の軽減を図るために必要な情報として、震度分布、液状化危険度予測、ため池決壊による浸水想定区域、雨水出水実績の区域、高潮実績の区域を整備することとしています。
京都府では、平成20年度に地震被害想定調査を実施し、府域への影響が懸念される22の活断層ごとに震度予測及び液状化危険度予測を行っています。平成24年度には内閣府から南海トラフ地震被害想定の結果が発表されています。
ため池の決壊については、市町村が浸水想定を行い、「ため池安心・安全マップ」を作成しているところです。
雨水出水や高潮による浸水の実績の区域については、市町村の協力を得て、過去の実績を収集することとしています。
- これらの情報について、インターネットで公表するために、GIS化するなどのデータ整備

を行うこととしています。

＜第２項、第３項＞

- 第２項及び第３項では、災害危険情報その他災害に備えるために参考となる情報であって知事が必要と認めるものをインターネット等により公表することとしています。
- 「その他災害に備えるために参考となる情報」とは、避難施設（指定緊急避難場所、指定避難所、国民保護に係る避難施設、その他の避難施設）、雨量、河川水位、河川防災カメラによるライブ映像、いろは吞龍トンネル雨水貯留管の貯留率やライブカメラ映像、原子力災害関係（PAZやUPZ、避難時集結場所や検査場所（スクリーニングポイント）、救急医療機関、AED設置場所などを想定しています。
- 公表の方法としては、主にインターネットを利用することとしています。その外にも、府民等からのニーズに応じて印刷物により公表することとしています。
- 災害危険情報等の整備、公表については、平成２８年４月から「京都府マルチハザード情報提供システム」により行っています。

このシステムでは、複数の災害危険情報を地図上に重ねて表示し、作図機能を用いて避難経路等を描くことができます。また、任意の地点における各種の災害危険情報の状況を一覧することができます。「わが家の防災マップ」や「地域の防災マップ」を簡単に作成することができます。

このシステムは、京都府ホームページのトップページからアクセスすることができます。

(災害発生時等の情報提供体制の整備)

第9条 府は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、府民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、災害、気象、府が管理する施設の状況、避難等に関する情報（以下「災害等に関する情報」という。）をインターネットの利用その他の適切な方法により市町村その他防災関係機関及び府民等に提供する体制を整備するものとする。

【趣旨】

第9条は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、また、府民が自ら安全を確保する行動をとってもらうため、災害等に関する情報を迅速かつ的確に収集、提供する必要があることから、平常時から情報提供体制を整備しておくことを定めています。

【解説】

○ 京都府では、災害発生時には人的・物的な被害状況、道路や河川等の状況、市町村による避難指示等の状況や避難所開設状況などを取りまとめて公表するとともに、雨量や河川水位などの河川防災情報、土砂災害警戒情報、交通規制等の道路情報を提供するシステムを整備して提供しています。これらの情報は「きょうと危機管理WEB」により、気象状況や、鉄道運行情報、電気、ガス、水道、電話等の防災関係機関の情報等も併せて集約し、容易に閲覧しやすいようにしています。

また、「その他の適切な方法」として、「防災・防犯情報メール」に登録することにより、気象情報や避難情報を受信することが挙げられます。

○ 「府が管理する施設」とは、公共建築物や道路、河川等の公共施設をいい、府が所有するが、管理していない施設（指定管理者制度を利用した施設など）については、施設の被災情報等の公表は、一般に、管理者によって行われます。

○ 府が提供する「災害等に関する情報」により、府民は自ら安全を確保する行動をとるほか、市町村は地域住民への情報伝達や災害応急対策の実施をし、ライフライン事業者や金融機関、運送会社等の防災関係機関は災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うこととなります。

第2節 府民等による災害危険情報の把握等

(府民及び自主防災組織等による災害危険情報の把握等)

第10条 府民及び自主防災組織等は、災害危険情報を把握するよう努めなければならない。

2 府民及び自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自ら及び地域住民の安全を確保するため、法第49条の9に規定する印刷物、第44条第1項第3号に規定する地図等を活用して、法第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所、避難路及び避難の方法を確認するよう努めるとともに、災害等に関する情報を収集して、災害に備えるよう努めなければならない。

3 府民及び自主防災組織等は、あらゆる機会を通じて、災害危険情報を地域住民と共有するよう努めなければならない。

【趣旨】

第10条は、府民及び自主防災組織等が、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において迅速かつ的確に自らの安全を確保する行動をとるため、平常時から、府が公表する災害危険情報を把握し、避難方法等を確認するよう努めるとともに、災害等に関する情報を収集して災害に備えるよう努めなければならないことを定めています。

また、共助の観点から、府民及び自主防災組織は、自ら把握している災害危険情報を地域住民と共有するよう努める必要があります。

【解説】

<第1項>

- 府民及び自主防災組織等が、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において迅速かつ的確に自らの安全を確保する行動をとるためは、あらかじめ自宅や周辺地域等の災害危険情報を把握しておく必要があります。

<第2項>

- 府民及び自主防災組織等は、市町村が作成、配布するハザードマップ（災害対策基本法第49条の9に規定する印刷物）や、自主防災組織等が作成する防災マップで、地域において災害が発生する危険のある場所や災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において有用な情報が掲載されたもの（第44条第1項第3号）、その他地区防災計画（災害対策基本法第42条第3項）や避難行動要支援者のための個別計画などを活用して、指定緊急避難場所等の最寄りの避難施設の位置、必要に応じて危険箇所を迂回する避難路、徒歩又は必要に応じて自家用車を使用する等の交通手段や食料、飲料水や日用品等の持出しなどの避難方法を確認することも必要です。
- また、あらかじめ、府等が情報提供する「災害等に関する情報」（第9条で「災害、気象、府が管理する施設の状況、避難等に関する情報」と定義）について理解し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、ホームページやラジオ、テレビ等により迅速かつ的確に情報収集することによって、災害に備える必要があります。

本項後段は、情報を把握することの重要性に鑑み、災害危険情報とともに、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における情報を収集・把握し、地域住民と共有することを定めたものです。

〔参考法令〕

■ 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)

(居住者等に対する周知のための措置)

第四十九条の九 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指定緊急避難場所の指定)

第四十九条の四 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

2、3 略

(市町村地域防災計画)

第四十二条 略

2 略

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(以下この項及び次条において「地区居住者等」という。)が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(同条において「地区防災計画」という。)について定めることができる。

4～7 略

<第3項>

- 自主防災組織等が地域単位で防災マップの作成や防災訓練の実施などの防災活動に取り組むためにも、地域住民同士が連携し、災害危険情報を共有することが重要です。

特に、地域住民に高齢者や障害者、妊婦などの要配慮者がいる場合には、日常から災害危険情報を周知し、共有することにより、災害発生時に地域住民レベルで相互に避難支援をする体制を構築しておく必要があります。

また、家族、親族内で災害危険情報を共有するとともに、それを前提に、災害発生時における避難場所や避難路、持ち出し品の確認などにつなげていく必要があります。

- なお、阪神・淡路大震災では、生き埋めになった人を助けたのはほとんど近隣の人であり、消防や警察などの機関に助けられたのはごくわずかしかなかったことから、災害発生時における共助による助け合いは極めて重要です。日常的に災害危険情報を共有し、共助の絆を強化しておくことにより、災害発生時における共助による防災活動につながると考えられます。

(事業者による災害危険情報の把握等)

第11条 事業者は、災害危険情報を把握するよう努めなければならない。

2 事業者は、災害等に関する情報の収集及び伝達、安全であると認める場所への従業員等の避難誘導、従業員等の救出及び救護その他必要な措置に関する計画を作成するよう努めなければならない。

3 事業者は、あらゆる機会を通じて従業員等に対し、災害危険情報及び前項の計画を周知するよう努めなければならない。

【趣旨】

第11条は、事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において従業員等の安全を確保することが期待されており、平常時から、府が公表する災害危険情報を把握し、従業員等の避難誘導、救出救護等に関する計画を作成するよう努めるとともに、自助・共助の観点から、従業員等に災害危険情報と当該計画を周知するよう努める必要があることを定めています。

【解説】

＜第1項＞

- 大規模な災害が発生した場合において、事業者は、従業員や来訪者、近隣の地域住民（第7条で「従業員等」と定義）の安全を確保することが期待されており、そのためには、あらかじめ事業所周辺等の災害危険情報を把握しておく必要があります。

＜第2項＞

- 事業者は、府等が情報提供する災害等に関する情報（第9条で「災害、気象、府が管理する施設の状況、避難等に関する情報」と定義）を収集し、従業員等に伝達すること、指定緊急避難場所等事業者が安全と判断する場所を確認し、従業員等を避難誘導すること、被災した従業員等を救出救護すること、その他従業員等のために食料や飲料水その他避難等に必要な物資を備蓄すること（災害対策基本法第48条第2項）、従業員等の一斉帰宅等を抑制すること（災害対策基本法第50条第4項）などの措置について計画を作成するよう努める必要があります。

＜第3項＞

- 事業者は、把握した災害危険情報や当該計画をあらかじめ従業員等に周知することにより、迅速かつ的確に避難誘導等を行うとともに、従業員等は自ら安全な場所に避難するなどの行動をとることが期待されます。

第3節 宅地建物取引業者に係る特定災害危険情報の提供及び把握

（特定災害危険情報の提供）

第12条 知事は、府民等の安心・安全を確保する上での宅地建物取引の重要性に鑑み、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下「宅地建物取引業者」という。）に対して、災害危険情報のうち規則で定めるもの（以下「特定災害危険情報」という。）の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

（宅地建物取引業者による特定災害危険情報の把握）

第13条 宅地建物取引業者は、特定災害危険情報を把握しなければならない。

【災害からの安全な京都づくり条例施行規則】

（特定災害危険情報）

第4条 条例第12条の規則で定める災害危険情報は、条例第2条第4号アの(ウ)及び(オ)並びにイに規定する災害危険情報とする。

【趣旨】

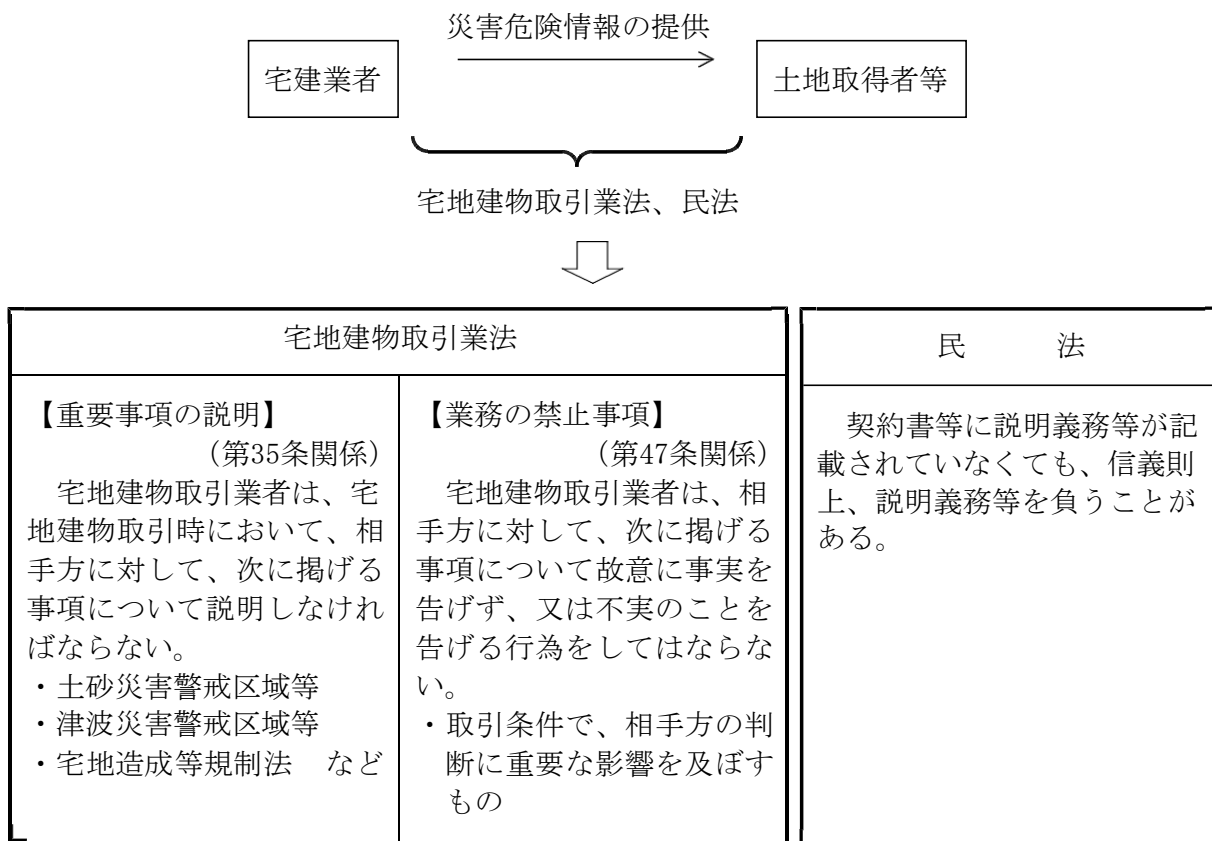
第12条及び第13条は、府民等の安心・安全を確保する上での宅地建物取引の重要性に鑑み、第10条及び第11条の特別規定として、府が特定の災害危険情報を宅地建物取引業者に提供するとともに、宅地建物取引業者は府が提供する特定の災害危険情報を把握しなければならないことを定めています。

【解説】

○ 府民がこれから居住等をしようとするときに、その場所の災害危険情報をあらかじめしっかりと把握しておくことが極めて重要であることから、第12条及び第13条では、取引の相手方に災害危険情報を知らせられるようにするため、宅地建物取引に着目した規定を置くこととしたものです。

＜宅地建物取引における情報提供に係る現状の法体系＞

- 宅地建物取引における情報提供に係る現状の法体系は、次のとおりとなっています。

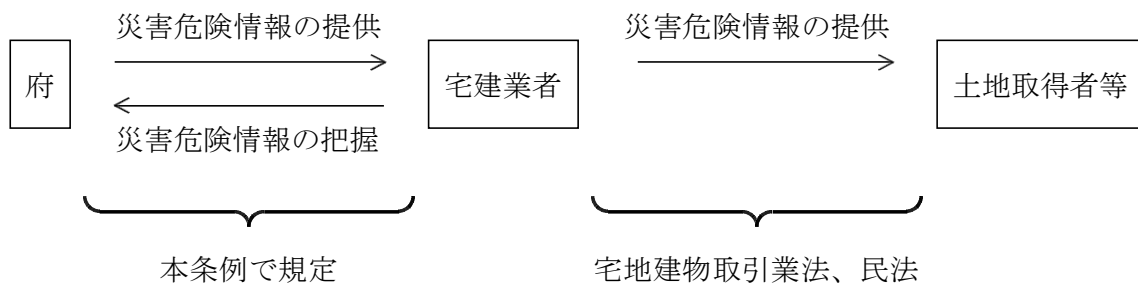


法律上、宅地建物取引業者が土地取得者等に説明すべき内容に災害危険情報が含まれるか。

含まれない。	個別の事案による。	個別の事案による。
災害危険情報については、広く社会一般に認知が進んでおらず、説明することが望ましいというレベルのものであることから、法第35条の重要事項に組み込むことは困難。	災害危険情報が法第47条第1号に該当するかどうかについては、その情報が一般に広く認知されているものか否か、さらに、あくまで個別の事案について適用が可能か否かの判断が行われる。 (土砂災害警戒区域に係る基礎調査結果について故意に事実を告げなかった場合、同条に違反する場合はと解される旨の国土交通省通知(※)あり。)	売り主や仲介業者には、説明義務が発生することがあり、災害危険情報の説明をしなかった場合は、債務不履行責任を負う可能性がある。

※ 平成27年1月18日国土動第107号国土交通省土地・建設産業局不動産課長通知「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき都道府県が公表する基礎調査の結果について」

<本条例の考え方>



- 本条例では、宅建業者から土地取得者等に対する情報提供については、宅地建物取引業法や民法の適用に委ねることとして規定せず、その前段階として、府から宅建業者への情報提供について規定することとしたものです。
- そして、府民等の安心・安全を確保する上での宅地建物取引の重要性に鑑み、取引の相手方に災害危険情報を知らせられるようにするため、府から宅地建物取引業者への災害危険情報の提供、宅地建物取引業者による災害危険情報の把握について、いずれも義務付けることとしました。

<特定災害危険情報>

- 府による提供及び宅地建物取引業者による把握を義務づける災害危険情報の種類については、法律又は条例により公表が義務づけられているもの（下記太線囲み）に限ることとし、リスクの精度が高くない情報については対象としないこととしています。（施行規則第4条）
- 災害危険情報（再掲）

（〔 〕内は第2条第4号の細分を表す）

法律上の定めがある情報	①〔ア(ア)〕洪水浸水想定区域（水防法）	宅建業法第35条の重要事項（説明義務）
	②〔ア(ア)〕雨水出水浸水想定区域（水防法）	
	③〔ア(ア)〕高潮浸水想定区域（水防法）	
	④〔ア(イ)〕造成宅地防災区域（宅地造成等規制法）	
	⑤〔ア(エ)〕土砂災害警戒区域等（土砂災害防止法）	
	⑥〔ア(カ)〕津波災害警戒区域等（津波防災地域づくり法）	
	⑦〔ア(ウ)〕土砂災害基礎調査結果（土砂災害防止法）	条例第12条及び第13条で、宅建業者に提供し、把握を義務付ける事項
	⑧〔ア(オ)〕津波浸水想定区域（津波防災地域づくり法）	
法律上の定めがない情報	⑨〔イ〕水防法指定等河川以外の府管理河川の浸水想定区域（本条例第8条第1項）	
	〔ウ〕震度分布、液状化危険度予測、ため池決壊による浸水想定区域、雨水出水実績の区域、高潮実績の区域	
〔エ〕災害の発生のおそれのある区域に関する情報として国又は市町村が公表した情報		

- ①洪水浸水想定区域、②雨水出水浸水想定区域及び③高潮浸水想定区域については、令和2年8月28日付けで宅地建物取引業法施行規則が一部改正されたことにより、宅地建物取引業法第35条の重要事項とされ、宅地建物取引業者に説明義務が課されたことから、令和2年10月6日付けで災害からの安全な京都づくり条例施行規則第4条を一部改正し、特定災害危険情報から除外しました。

<特定災害危険情報の提供・把握の方法>

- 京都府は「京都府マルチハザード情報提供システム」を整備し、随時更新して、特定災害危険情報を提供しています。
- 第12条の「その他の必要な措置」としては、宅地建物取引関係団体において研修会の開催、宅地建物取引業者向けのチラシ等の配布による周知などを行うこととしています。
- 宅地建物取引業者は「京都府マルチハザード情報提供システム」を活用して、特定災害危険情報を把握することができます。

※ 「京都府マルチハザード情報提供システム」では、特定災害危険情報のほかすべての災害危険情報やその他の参考情報を提供しています。

<罰則等について>

- 宅地建物取引業者が把握義務に違反しても罰則を設けている訳ではありません。
しかしながら、宅地建物取引業者は、実際に災害危険情報を把握していた場合、本条例の規定がどうであろうと、民法の信義則上、説明義務が発生する可能性があり、説明をしなかった場合は債務不履行責任を負う可能性があります。さらに、災害危険情報を故意に説明しなかったり、故意に事実と異なる説明をした場合は、宅地建物取引業法（第47条）に違反する可能性もあります。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第13条の規定 平成28年12月1日
 - (2) 略
- 2 略

【趣旨】

第13条の規定の施行に当たっては、宅地建物取引業者に条例の趣旨を周知し、災害危険情報を把握し活用する体制を確立させる準備期間が必要であることから、その必要な準備期間を考慮して、施行日を公布の日から遅らせることとしたものです。

第3章 災害に強いまちづくり

第1節 総合的治水対策

(総合的治水対策)

第14条 府は、国、市町村及び府民等と連携し、及び協働して、降雨による浸水の発生を抑制し、又は浸水による被害を軽減するため、次に掲げる対策を組み合わせた総合的な治水対策を実施するものとする。

- (1) 降雨による浸水の発生を防ぐため、河川及び下水道により、雨水を海域まで流下させ、又は一時的に貯留する対策
- (2) 降雨による浸水の発生を減少させるため、流域内において雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる対策
- (3) 降雨による浸水が発生した場合において、浸水による被害を軽減させるため、浸水の発生にあらかじめ適切に備える対策

【趣旨】

京都府では、平成24年度から26年度までの3年連続で風水害、土砂災害による甚大な被害を受けたところであり、今後とも、大きな被害をもたらす風水害が発生するおそれがあります。

そこで、第14条は、府、国、市町村及び府民等が連携、協働してまちづくりの段階から防災対策を実施することとし、これまでの河川下水道対策だけではなく、雨水貯留浸透対策や浸水被害軽減対策を組み合わせた総合治水対策を実施することを総則的に定めたものです。

【解説】

- 本条は、「第1節 総合的治水対策」の総則的な規定であり、第1節と同じ見出しを置くこととしました。

「総合的治水対策」とは、府、国、市町村、府民等が連携、協働し、それぞれの主体が役割に応じて行うべき様々な防災対策を適切に組み合わせた治水対策のことです。

- 第1号は、「河川下水道対策（流す対策）」の定義を規定しており、河川管理者や下水道管理者は、降雨による浸水の発生を防ぐため、連携して雨水を安全に海域まで流下させ、又は下水道管等に雨水を一時的に貯留するために、河川管理施設や下水道管理施設等を整備することとします。

本条例では、第15条～第16条が該当します。

- 第2号は、「雨水貯留浸透対策（貯める対策）」の定義を規定しており、降雨による浸水の発生をできるだけ減少させるよう、例えば、流域内の公園や駐車場などの土地や施設の所有者等は土地や施設に雨水貯留浸透施設を設置し及び維持する、農地や森林等の所有者は農地や森林等有する雨水貯留浸透機能を維持するなどとします。

本条例では、第17条～第28条が該当します。

- 第3号は、「浸水被害軽減対策（備える対策）」の定義を規定しており、降雨による浸水が発生してもできるだけ被害を減少させるよう、例えば、府は公共建築物に浸水被害を防止する設備を設置する、排水機場等の管理者は排水機場等を適切に操作するなどとします。

本条例では、第29条～第31条が該当します。

また、府と府民等が災害危険情報を共有し、府民等が自発的に安全を確保する行動をとること（第2章）、自主防災組織等の活動を促進するとともに、府民等の防災学習を支援し、防災訓練を実施すること（第4章）、府民等のために備蓄を行うとともに、避難行動要支援者への支援体制を整備すること（第5章）などについても、浸水被害軽減対策といえます。

(知事管理河川の整備及び維持)

第15条 知事は、知事管理河川の安全性の向上を図るため、堤防の整備、河道の拡幅、貯留施設の整備等を効果的に組み合わせ、計画的に実施するとともに、河川法第3条第2項に規定する河川管理施設を適切に維持管理するものとする。

【趣旨】

第15条は、河川下水道対策（第14条第1号）として、河川管理者である知事が、河川法に基づき、河川に流れ込んだ雨水を溢れさせず、安全に流下させるために行うべき河川の整備及び維持管理の方針を定めたものです。

【解説】

○ 総合治水の基幹的な対策である河川整備について、河川管理者である知事は、知事管理河川を計画的に改修するとともに、河川管理施設を適切に維持管理する必要があります。

河川整備は河川整備計画等に基づいて実施していますが、限られた予算を効率的、効果的に執行するとともに、条例に規定することにより今後一層の事業進捗に努めていくものです。

○ また、河川の整備に当たっては、堤防の整備、河道の拡幅、貯留施設の整備その他護岸整備や河床の掘削などの治水安全度の向上を図る対策を効果的に組み合わせる必要があります。

○ なお、本条に関連し、第14条で府は、国、市町村等と連携、協働して河川下水道対策を行うこととしていますが、知事以外の河川管理者（国土交通大臣及び市町村長）には、府と連携するよう協力を求めていくこととします。

〔参考法令〕

■ 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)

(河川及び河川管理施設)

第三条 この法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする。

2 この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯(堤防又はダム貯水池に沿って設置された国土交通省令で定める帯状の樹林で堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するものをいう。)その他河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについて河川管理者が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限る。

(一級河川の管理)

第九条 略

2 国土交通大臣が指定する区間(以下「指定区間」という。)内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うことができる。

3～7 略

(二級河川の管理)

第十条 二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。2

～4 略

(府管理下水道の整備及び維持)

第16条 府は、府が管理する流域下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号に規定する流域下水道をいう。以下同じ。）の雨水を排除し、当該雨水の流量を調節する機能の向上を図るため、流域下水道に係る管渠、ポンプ施設等を計画的に整備するとともに、これらを適切に維持管理するものとする。

【趣旨】

第16条は、河川下水道対策（第14条第1号）として、流域下水道管理者である府が、その管理する流域下水道の処理区域内の雨水を安全に河川若しくは海域へ流下させるために行うべき施設整備等の方針を定めたものです。

【解説】

- 総合治水の基幹的な対策である下水道整備について、流域下水道管理者である府は、流域下水道に係る管渠、ポンプ施設、その他終末処理場などを計画的に整備、改修するとともに、これらの施設を適切に維持管理することとしています。

流域下水道整備は、限られた予算を効率的、効果的に執行するとともに、条例に規定することにより今後一層の事業進捗に努めていくものです。

- また、流域下水道の整備に当たっては、雨水管等の流下型施設だけではなく、雨水貯留管、地下貯留施設等一時的に雨水を貯留する施設の整備を推進する必要があります。

京都府では、京都市、向日市、長岡京市にまたがる地域の浸水対策として「いろは吞龍トンネル」を整備しているところであり、雨水が流入して増水した川から水を取り込んで貯留する地下トンネルを整備し、運営しています。

- なお、本条に関連し、第14条で府は、国、市町村等と連携、協働して河川下水道対策を行うこととしていますが、公共下水道管理者（市町村長）には、総合治水対策を推進する府と連携するよう協力を求めていることとします。

〔参考法令〕

- 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。一

～三 略

四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。

イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの

ロ 公共下水道(終末処理場を有するもの又は前号ロに該当するものに限る。)により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの

五～九 略

(開発行為に伴う調整池の設置)

第17条 土地の形質を変更する行為（以下「開発行為」という。）をしようとする者は、規則で定める基準に照らし、当該開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能を考慮して、当該開発行為により当該機能に依存する地域において浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる場合には、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池であって、当該可能性を低減するために必要かつ相当な機能を有するものを設置するよう努めなければならない。

【災害からの安全な京都づくり条例施行規則】

(開発行為に伴う調整池の設置基準)

第5条 条例第17条の規則で定める基準は、土地の形質を変更する行為（以下「開発行為」という。）をしようとする者の行う開発行為が、その開発行為をしようとする土地の雨水流出量（土地に浸透又は滞留をせずに流出する雨水の量をいう。以下同じ。）の増加をもたらすこととする。

【趣旨】

第17条は、雨水貯留浸透対策（第14条第2号）として、開発行為を行う場合で、現状よりも雨水の流出量が増加するときは、雨水貯留機能を有する調整池を設置するよう努めることを定めたものです。

【解説】

- 森林や農地等において住宅や商工業施設等を建設する開発が行われると、降雨時に「雨水流出量」が増加し、開発地の下流域の河川や下水道施設等の流下能力を超えて、浸水被害の発生確率が高まることになります。

そこで、開発者の責務として、現状よりも雨水流出量が増加するときは、下流域で浸水被害が発生する可能性を低減させるために調整池を設置するよう努めることとしています。

- この努力義務は、第18条の重要開発調整池の設置義務とは異なり、知事管理河川の流域に限ったものではなく、府全域の開発行為に適用されます。

- 知事管理河川の流域で1ha以上の開発行為（適用除外規定（施行規則第6条）に該当しないこと。）であれば第18条が適用されるため、本条は事実上1ha未満若しくは知事管理河川の流域以外での開発行為又は適用除外規定に該当するものに適用されることとなります。

これは、1ha未満の開発については、開発による雨水の流出増が与える影響が小さいため、努力義務とするとともに、知事管理河川の流域以外での開発については、府全域での浸水被害の軽減が図られるよう今後府と市町村が連携して必要な対策を検討するものです。また、適用除外規定に該当する開発行為については、治水上の有益性、公益性、軽微性から重要開発調整池の設置義務を免除していますが、本条の適用はあります。

- 重要開発調整池の設置義務の要件は65ページの①～⑤のとおりですが、このうち、①、②又は⑤を満たさない場合は本条の調整池設置の努力義務がありますが、③又は④を満たさない場

合は本条の調整池設置の努力義務も生じません。

- 「形質」とは「形状及び性質」のことで、「土地の形質を変更する行為」とは、盛土・切土を行い整地するなど土地の形状を変更する行為及び農地、山林などを宅地にするなど土地の性質を変更する行為をいいます。

また、地面をコンクリート、防草シート等で被覆する行為も土地の性質を変更する行為です。

- なお、都市計画法上の開発行為は、「建築物の建築又は特定工作物の建設に供する目的で行う土地の区画形質の変更」（同法第4条）をいい、この「建築物」とは建築基準法上の「建築物」をいいます。

一方で本条例上の開発行為は、「建築物等の建設に供する」などの規定を置いておらず、都市計画法上の「開発行為」とは異なります。

したがって、太陽光発電施設の整備や土地区画整理等については、都市計画法上の開発行為には当たりませんが、土地の形質を変更する場合は、本条例上の開発行為に該当することになります。

- 「当該開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能」とは、当該開発行為をしようとする土地の現に有する雨水を貯留浸透させることにより下流地域の浸水被害を防止する機能をいいます。

- 「当該機能に依存する地域」とは、開発しようとする土地が有する「浸水による被害の防止の機能」により浸水被害が防止されている下流地域のことで、開発行為に伴う雨水流出増の影響で浸水被害が発生するおそれのある地域です。

- 設置が求められる調整池は、「当該可能性を低減するために必要かつ相当な機能を有するもの」であり、開発地の下流域の河川や下水道施設等の流下能力を勘案して、一定規模の降雨量であれば、浸水による被害が発生する可能性を低減する規模を有することが必要です。

- 調整池が有するべき雨水の流出を抑制する機能は、開発行為をしようとする土地及び下流河川の属性（当該土地にどの程度の雨水が流れ込むのか、又は下流域にどの程度流れにくい箇所があるのか）の影響を受けます。開発をしようとする者が下流域の被害を軽減するために必要な機能を有する調整池を設置しなければならないという制約は、当該土地の所有権（財産権）に内在している制約にあたるものと考えています。

重要開発調整池について（第18条～第24条関係）

1 背 景

開発行為に伴う流出増の対応については、これまで、京都府の知事管理河川の流域において1 ha以上の大規模開発を行う場合に、行政指導（※）により開発者に対して一時的に雨水を貯める調整池を設置することなどの治水対策を講じさせ、開発による雨水流出増に起因する浸水被害の軽減に効果を発揮してきました。

昭和61年の行政指導（治水協議）開始以降、大規模開発に伴う行政指導は、約30年で約300件に上っています。

一方、これまでの対策は行政指導に過ぎないことから、直近では

①太陽光発電施設設置に伴う開発行為に対して、調整池設置を指導したが従わなかった事例

②調整池に土砂が堆積しているが撤去されない事例

が見受けられたところです。

※土木建築部長通知「開発行為に伴う治水対策」（昭和61年3月27日付け1河第137号及び1建第132号）

2 調整池設置・維持管理の必要性

このような状況に対応するため、本条例において、雨水流出増を伴う1 ha以上の大規模開発を行う場合は、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池（以下「重要開発調整池」という。）の確実な設置と、その適正な維持管理を開発者等に義務付け、浸水被害の軽減を図るものです。

特に、都市計画法や森林法の許可対象区域外で行われる開発行為や建築物を伴わないグラウンド造成などの整備に対しては、現行法では対応できないことから、浸水被害を軽減するために条例による規制を行うものです。

3 現行法体系との関係

現行法で、重要開発調整池等の設置による治水対策を求める法律は、都市計画法、森林法がありますが、都市計画法の目的は「都市の健全な発展と秩序ある整備」を図ること、森林法の目的は、「森林の保続培養と森林生産力の増進」を図ることであり、これらの法律における規制目的と本条例の規制目的である「府民の生命、身体及び財産を災害から保護し、府民が安全に暮らすことができる京都府の実現に寄与すること」とは、それぞれが異なっていることから、大規模開発行為が知事管理河川の流域内で行われる場合は、現行法とは別に届出を行い、必要な調整池を設置する義務を課することになります。

また、大規模開発行為であっても知事管理河川の流域外で行われる場合は、各法令に基づいた排水施設や洪水調整池の設置をすることとなります。

なお、太陽光発電施設の整備や土地区画整理等については、盛土・切土を行い整地する行為は「土地の形状を変更する行為」に該当し、太陽光パネル等で被覆する行為は「土地の性質を変更する行為」に該当します（59ページ参照）ので、条例上の「土地の形質を変更する行為」に当たります。したがって、雨水流出増をもたらし、浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる場合であれば重要開発調整池の設置が必要になります。

4 重要開発調整池の概要

(1) 目的

開発行為による土地の形質の変更に伴い増加する雨水の流出量を安全に流下させ、治水安全度の低下と災害誘発の危険性を防止するため、流域及び河川の状況に応じ、土地利用と整合のとれた治水対策を講じるものです。

(2) 対象とする開発行為

住宅、工場、グラウンド、公園、学校等の建設を目的とした造成、掘削、盛土などにより土地の形質の変更を行う行為で、その行為によって雨水流出量が増加するものです。

ただし、下流河川が「開発地の開発後の流出係数を見込み」かつ「計画規模以上（年超過確率1/50、ただし、ゴルフ場は年超過確率1/100）」で改修が完了している場合は浸水による被害を発生させる可能性は高まらなと判断し、重要開発調整池の設置は義務付けられません。

(3) 対象河川

知事管理の一級及び二級河川

知事管理河川の流域で、府域の90%をカバーできます。残る10%については市町村の管理河川や水路を経て国直轄河川に直接流下するもので、それぞれの地域ごとに市町村のまちづくり計画や目標とする治水安全度などが異なり、一律に府が規制を行うことは困難であることから対象外とするものです。

(4) 開発規模

開発面積1ha以上

(5) 計画降雨規模

原則として年超過確率1/50（50年に1回程度の割合で発生が予想される降雨の強度）

知事管理河川の改修は、年超過確率1/3～1/50の計画規模で進めており、将来的には年超過確率1/100を目標としています。近年、想定を超える降雨が全国で頻発している現状を考慮しますと、知事管理河川には高い治水安全度が求められることから、現在の整備水準の最大規模である年超過確率1/50を重要開発調整池の計画規模としています。ただし、ゴルフ場の開発は、宅地開発等に比べ開発面積が大きく、開発行為による下流への雨水流出量の増加の影響が大きいことから、知事管理河川の将来目標である年超過確率1/100を計画規模としています。

(6) 維持管理

原則として所有者又は管理者

これまでの行政指導では、市町村への移管を基本とし、それが困難な場合は市町村と開発者で維持管理に関する協定を締結し、確実に管理を行うこととしていましたが、原則、所有者又は管理者で責任をもって管理することとします。

5 関連する技術的基準等

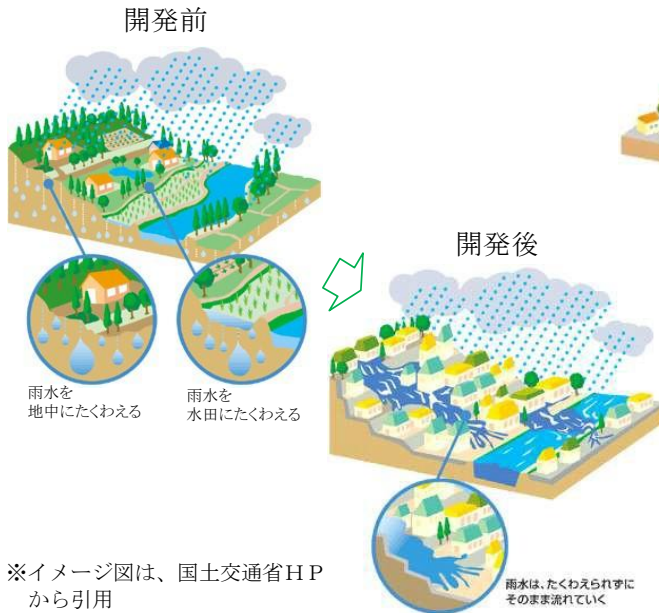
重要開発調整池に関連する基準、解説書等を次のとおり定めています。

- ① 重要開発調整池に関する技術的基準
- ② 重要開発調整池に関する技術的基準 同解説
- ③ 重要開発調整池に関する検査基準
- ④ 重要開発調整池に関する維持管理基準
- ⑤ 重要開発調整池に関する事務処理マニュアル

重要開発調整池

開発前は降った雨が森林や田んぼ、畑に浸透し、一時的に貯留され、すぐに川の水が増えることはないが、開発によって地面がコンクリートやアスファルトで覆われるようになると、降った雨がそのまま川へ流れ出て洪水が起こりやすくなる。

開発によって川への流出量が増大するため、重要開発調整池に降った雨を一時的に貯留し、川への流出を抑制する。



※イメージ図は、国土交通省HPから引用



災害からの安全な京都づくり条例における 開発行為に伴う重要開発調整池を設置する制度の概要

○ 目的

大規模開発行為(1ha以上)に伴う流出増により、浸水被害が拡大することを防止する

○ 制度

- ① 開発者が、浸水被害の拡大を防止する重要開発調整池の計画を作成し、知事に届出することを義務付ける
- ② 工事を適正かつ安全に実施するための立入検査、完了届及び監督処分等必要な手続を規定
- ③ 開発者が、届出対象にもかかわらず届出しない場合や、工事を適正かつ安全に実施しない場合、中止を命ずる
- ④ 重要開発調整池の所有者等に対して、適正に管理することを義務付け
- ⑤ 制裁措置として、届出を行わない者、立入検査を拒む者、監督処分に従わない者、良好な維持管理を行わない者に対して罰則を適用

届 出

【開発者】
・重要開発調整池の計画

【知 事】
・重要開発調整池計画等の審査

工事着手

工事の実施

【開発者】
・重要開発調整池の工事实施

【知 事】
・立入検査
・監督処分

工事完了

維持管理

【所有者等】
・土砂撤去等良好な維持管理

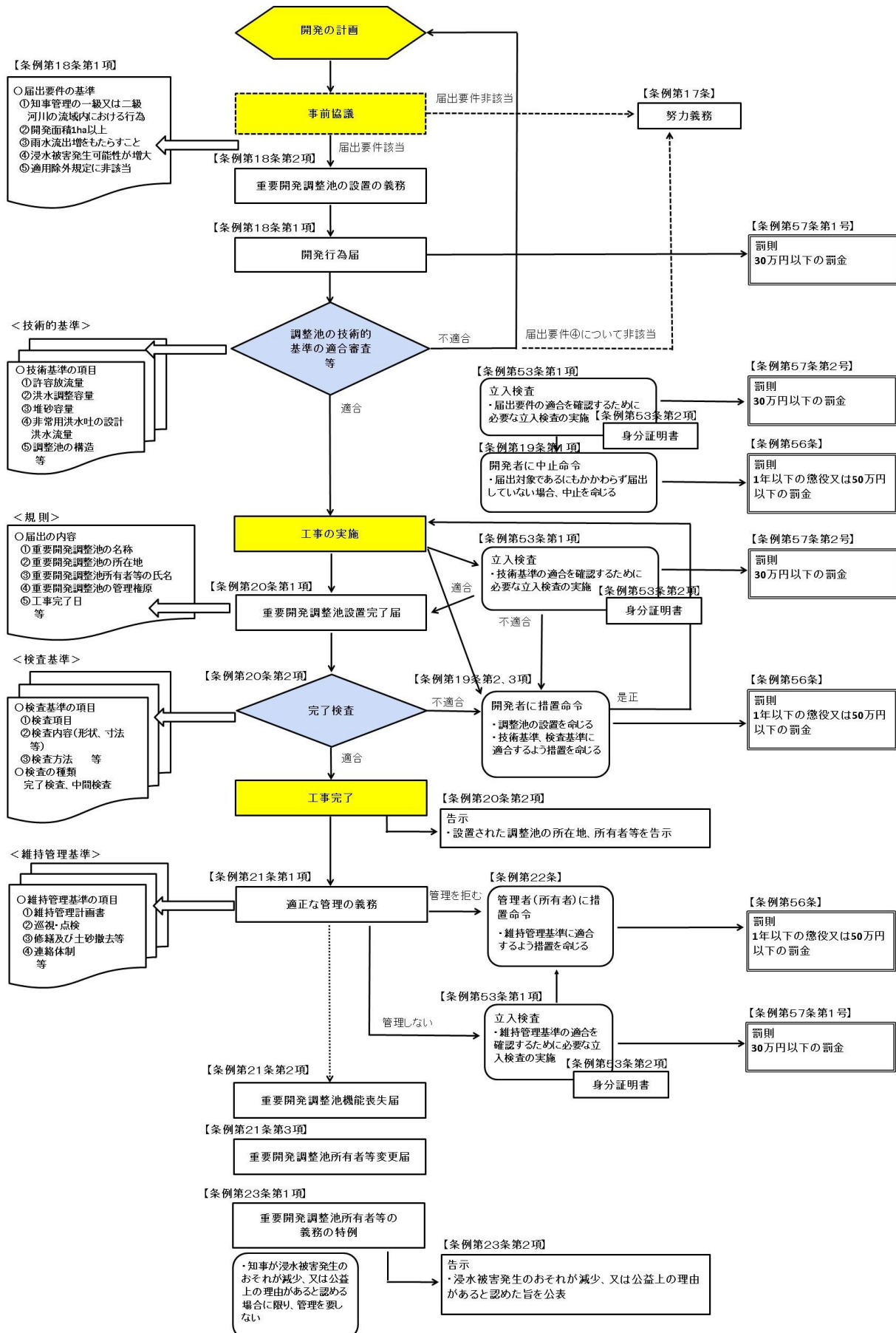
【知 事】
・立入検査
・監督処分

※罰則(罰金・懲役)について

重要開発調整池の設置や適切な工事の実施及び良好な維持管理を履行させるため、罰則を設ける

- ・監督処分・措置命令違反:1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・届出・立入検査義務違反:30万円以下の罰金

重要開発調整池の事務フロー



(重要開発調整池の設置)

第18条 知事管理河川の流域内における規模が1ヘクタール以上の開発行為(規則で定める開発行為を除く。)であって、前条に規定する基準に照らし、当該開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能を考慮して、当該開発行為により当該機能に依存する地域において浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる開発行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 開発行為を行う土地の所在地
- (3) 開発行為の目的
- (4) 開発行為を行う土地の利用の現況及び開発行為を行った後の土地の利用の状況
- (5) 前条に規定する基準に照らして想定される雨水が流出する量の変化
- (6) 調整池の設置に関する計画
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の開発行為をする者(以下「開発者」という。)は、規則で定める技術的基準に適合する調整池(以下「重要開発調整池」という。)を設置しなければならない。

【災害からの安全な京都づくり条例施行規則】

(開発行為に関する届出)

第6条 条例第18条第1項の規則で定める開発行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 河川、下水道その他の水路(雨水を流下させるものに限る。)を整備し、又は維持することを目的として行う開発行為
- (2) 農地又は森林を保全することを目的として行う開発行為
- (3) 砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防工事、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第4項に規定する地すべり防止工事又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事として行う開発行為
- (4) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(同条第2項第6号に規定する自動車駐車場及びこれと一体として整備される同項各号に規定する道路の附属物(同項第6号に規定する自動車駐車場を除く。))並びに同法第48条の4に規定する自動車専用道路と道路とを連結する施設を除く。)、土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項第1号に規定する土地改良施設である農業用道路、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する港湾施設(同条第6項の規定により港湾施設とみなされた施設を含む。))である道路又は漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設(同法第40条第1項又は第2項の規定により漁港施設とみなされた施設を含む。))である道路を整備することを目的として行う開発行為
- (5) 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為(当該応急措置が終了した後に当該開発行為前の土地利用の状況に戻されることが確実な場合に限る。)
- (6) 仮設の建築物の建築その他の土地を一時的な利用に供することを目的として行う開発

行為（当該利用に供された後1年以内に当該開発行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める開発行為

- 2 知事は、前項第7号の開発行為を定めたときは、その旨及びその内容を告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。
- 3 条例第18条第1項の規定による届出は、開発行為届（別記第1号様式）により行わなければならない。
- 4 開発行為届には、図面その他の開発行為の内容を示す書類を添付しなければならない。
- 5 条例第18条第1項第7号の規則で定める事項は、開発行為の規模とする。

（重要開発調整池に関する技術的基準）

第7条 条例第18条第2項の規則で定める技術的基準は、開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能に依存する地域において、浸水による被害が発生する可能性を低減するように知事が定める基準とする。

- 2 知事は、前項の技術的基準を定めたときは、その旨を告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。

【趣旨】

第18条は、知事管理河川の流域内において1ha以上の開発行為を行った場合で、現状よりも雨水の流出量が増加するときは、知事に届出するとともに、雨水貯留機能を有する重要開発調整池を設置することを義務付けたものです。

【解説】

<第1項>

- 開発行為届を行わなければならない要件は次のとおりです。
 - ①知事管理の一級又は二級河川の流域で行う開発行為であること。
 - ②開発面積が1ha以上であること。
 - ③開発行為により雨水流出量の増加をもたらすこと。
 - ④開発行為により、当該開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能に依存する地域（下流地域）において、浸水による被害が発生させる可能性が高まると認められること。
 - ⑤開発行為が適用除外規定（施行規則第6条）に該当しないこと。
- 上記①～⑤の全ての要件に該当する場合は、直ちに重要開発調整池の設置義務があることになります。
- ただし、「当該開発行為により当該機能に依存する地域において浸水による被害が発生させる可能性が高まると認められる」（上記④）かどうかは、知事が認めることとなりますので、事前協議において、又は開発行為届を受けた上で審査することになります。

この場合、下流河川が、「開発地の開発後の流出係数を見込み」かつ「計画規模以上（年超過確率1/50、ただし、ゴルフ場は年超過確率1/100）」で改修が完了している場合は、浸水に

よる被害を発生させる可能性は高まらなないと判断するものとします。（「重要開発調整池に関する技術的基準」による。）

- また、「開発面積が1ha以上であること」（上記②）とは、隣接地を追加していく開発行為（開発の全体計画がある場合）は、原則として開発面積を合算します。
- 「開発により雨水流出の増加をもたらす」（上記③）とは、開発行為により流出係数が変わる場合が該当します。流出係数の算出方法は「重要調整池に関する技術的基準及び同解説」に示しています。
- ①～⑤のうち、①、②又は⑤を満たさない場合は第17条の調整池設置の努力義務がありますが、③又は④を満たさない場合は第17条の調整池設置の努力義務も生じません。

- 「（当該開発行為をしようとする土地の）現に有する浸水による被害の防止の機能」とは、開発しようとする土地が雨水を貯留浸透させることにより、下流等の地域の浸水被害を防止する機能のことです。

また、「当該開発行為により当該機能に依存する地域」とは、土地を開発することにより、開発前に浸透していた雨水が開発後には浸透せずに流出量が増加することで浸水被害の可能性が高まる地域のことを示すものです。

「前条に規定する基準」（第1項第5号）とは、施行規則第5条に規定する「土地の形質を変更する行為をしようとする者の行う開発行為が、その開発行為をしようとする土地の雨水流出量（土地に浸透又は滞留をせずに流出する雨水の量をいう。）の増加をもたらすこと」をいいます。

- なお、1ha以上の開発行為を大規模のメルクマールとしています。これは、これまでの行政指導を行ってきた基準を継続するとともに、次の2条例において1haを大規模のメルクマールとしていることによるものです。

① 京都府風致地区条例（昭和45年京都府条例第6号）

② 京都府自然公園条例（昭和38年京都府条例第8号）

また、京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）では、森林法に基づき許可を要する開発（メルクマールは1ha）に関する手続を定めています。

- 施行規則第6条の各号に掲げる開発行為については、第18条の届出義務及び調整池の設置義務を免除しています。

これらの行為を除外している理由は、治水上の有益性（第1号＝流す対策、第2号＝貯める対策、第3号＝備える対策）、公益性（第4号＝公共事業、第5号＝応急対策）、軽微性（第6号＝開発後の期間が短く、開発影響が小さい。）からです。

具体的には次のとおりです。

①第1号

河川拡幅工事など。ただし、附帯工事（河川法第19条）のみを行う場合は免除しません。

②第2号

農地の区画整理、農業用水排水路の新設・変更、林道・作業道の新設など。

③第3号

砂防工事、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事。ただし、附帯工事（地すべり防止法第15条、急傾斜地法第16条）のみを行う場合は免除しません。

④第4号

道路、農業用道路、臨港道路及び漁港施設道路の整備。ただし、附帯工事（道路法第23条）のみを行う場合は免除しません。

- サービスエリア、パーキングエリア、道の駅等は、法令上「道路」に当たる自動車駐車場を含みますが、開発行為の目的はこれら施設の設置であることから、免除の対象にはなりません。
- 「同法（道路法）第48条の4に規定する自動車専用道路と道路とを連結する施設」とはインターチェンジ及びジャンクション等であり、条例施行前と同様、規制の対象とします。

⑤第5号

災害の復旧工事のための車両進入路設置に伴う造成等、突発的な一時使用で、公益性のあるものを想定しています。

「当該開発行為前の土地利用の状況に戻される」とは、この号は災害に対応するための応急措置を想定しており、当該応急措置が終了したときには、元の状態に戻すことを意味しています。

⑥第6号

工事のための仮の資材置場やプレハブの現場事務所の設置等、短期間（1年以内）の計画的な一時使用を想定しています。

⑦第7号

平成29年7月1日現在では該当するものではありません。

- 開発行為届に添付する「図面その他の開発行為の内容を示す書類」について、図面は例示となっており、開発行為に係る工事の手順書などが考えられますが、通常は少なくとも図面を添付することが望ましいといえます。

<第2項>

- 技術的基準は、義務規定に大きく関わるものであるため、条例の委任により規律的内容を規定するものと考え、これを定めたときは、告示することとしています。

この技術的基準は、京都府ホームページにおいて「重要開発調整池に関する技術的基準及び同解説」として公表しています。

[参考法令]

<施行規則第6条第1号関係>

- 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)

(附帯工事の施行)

第十九条 河川管理者は、河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事を当該河川工事とあわせて施行することができる。

<同条第3号関係>

■ 砂防法(明治三十年法律第二十九号)

第一条 此ノ法律ニ於テ砂防設備ト称スルハ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テ治水上砂防ノ為施設スルモノヲ謂ヒ砂防工事ト称スルハ砂防設備ノ為ニ施行スル作業ヲ謂フ

■ 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)

(定義)

第二条 この法律において「地すべり」とは、土地の一部が地下水等に起因してすべる現象又はこれに伴つて移動する現象をいう。

2～3 略

4 この法律において「地すべり防止工事」とは、地すべり防止施設の新設、改良その他次条の規定により指定される地すべり防止区域内における地すべりを防止するための工事をいう。

(附帯工事の施行)

第十五条 都道府県知事は、地すべり防止工事により必要を生じた他の工事又は地すべり防止工事を施行するため必要を生じた他の工事を当該地すべり防止工事とあわせて施行することができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事又は砂防工事(砂防法による砂防工事をいう。以下同じ。)であるときは、当該他の工事の施行については、河川法第十八条、道路法第二十二条第一項又は砂防法第八条の規定を適用する。

■ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)

(定義)

第二条 この法律において「急傾斜地」とは、傾斜度が三十度以上である土地をいう。

2 略

3 この法律において「急傾斜地崩壊防止工事」とは、急傾斜地崩壊防止施設の設置又は改造その他次条第一項の規定により指定される急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊を防止するための工事をいう。

(附帯工事の施行)

第十六条 都道府県は、都道府県営工事により必要を生じた急傾斜地崩壊防止工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は都道府県営工事を施行するために必要を生じた他の工事を当該都道府県営工事とあわせて施行することができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)が適用され、又は準用される河川の河川工事をいう。以下同じ。)又は道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路をいう。以下同じ。)に関する工事であるときは、当該他の工事の施行については、同項の規定は、適用しない。

<同条第4号>

■ 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)

(用語の定義)

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

一～五 略

六 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの
七～八 略

3～5 略

(道路の区域の決定及び供用の開始等)

第十八条 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者(指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。)は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞な

く、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所(以下「道路管理者の事務所」という。)において一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。

2 略

(自動車専用道路との連結の制限)

第四十八条の四 次に掲げる施設以外の施設は、第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分(以下「自動車専用道路」という。)と連結させてはならない。

- 一 道路等(軌道を除く。次条第一項及び第四十八条の十四第二項において同じ。)
- 二 当該自動車専用道路の通行者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設又は利用者のうち相当数の者が当該自動車専用道路を通行すると見込まれる商業施設、レクリエーション施設その他の施設
- 三 前号の施設と当該自動車専用道路とを連絡する通路その他の施設であつて、専ら同号の施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの(第一号に掲げる施設を除く。)
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該自動車専用道路の道路管理者である地方公共団体の条例(国道にあつては、政令)で定める施設

(附帯工事の施行)

第二十三条 道路管理者は、道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事を道路に関する工事とあわせて施行することができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事又は砂防工事であるときは、当該他の工事の施行については、同項の規定は、適用しない。

■ 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)

(定義)

第二条 この法律において「農用地」とは、耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。

2 この法律において「土地改良事業」とは、この法律により行なう次に掲げる事業をいう。

- 一 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設(以下「土地改良施設」という。)の新設、管理、廃止又は変更(あわせて一の土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業及び土地改良施設の新設又は変更(当該二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業を含む。))とこれにあわせて一の土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する次号の区画整理、第三号の農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業とを一体とした事業を含む。)

二～七 略

■ 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)

(定義)

第二条 略

2～4 略

5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。

一～三 略

四 臨港交通施設 道路、駐車場、橋梁りよう、鉄道、軌道、運河及びヘリポート五

～十四 略

6 前項第一号から第十一号までに掲げる施設で、港湾区域及び臨港地区内にないものについても、国土交通大臣が港湾管理者の申請によつて認定したものは、港湾施設とみなす。

7～10 略

■ 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律百三十七号)

(漁港施設の意義)

第三条 この法律で「漁港施設」とは、次に掲げる施設であつて、漁港の区域内にあるものをいう。一
略

二 機能施設

イ 輸送施設 鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポートロ

～カ 略

(漁港施設とみなされる施設)

第四十条 第三条に掲げる施設であつて、第六条第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域内にないものについても、市町村長又は都道府県知事が、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けて指定したものは、これを漁港施設とみなす。この場合において、農林水産大臣は、認可をしようとするときは、水産政策審議会の議を経なければならない。

2 第三条に掲げる施設であつて、第六条第三項又は第四項の規定により指定された漁港の区域内にないものについても、農林水産大臣が水産政策審議会の議を経て指定したものは、これを漁港施設とみなす。

3 略

(開発者への監督処分)

第19条 知事は、前条第1項の規定による届出をしない開発者に対し、当該開発行為の中止を命じることができる。

2 知事は、前条第2項の規定に違反して調整池を設置しない開発者に対し、期限を定めて、重要開発調整池の設置を命じることができる。

3 知事は、開発者が設置する調整池が、前条第2項に規定する技術的基準に適合しないと認めるときは、当該開発者に対し、期限を定めて、当該調整池を当該技術的基準に適合させるために必要な措置を講じるべきことを命じることができる。

【趣旨】

第19条は、第18条第1項に基づく届出義務及び同条第2項に基づく調整池設置義務の実効性を担保するために、知事が行う開発者への監督処分について定めたものです。

【解説】

<第1項>

○ 開発者が開発行為届を行わずに1ha以上の開発行為を行っている場合は、技術的基準に即した調整池の設置が行われないと考えられるため、知事は、条例に違反する開発行為が完了する前に開発の中止命令ができることとしたものです。

○ 届出がされない1ha以上の開発行為を発見した場合は、中止命令と届出義務違反の両方を適用することとし、いずれかを優先適用する関係にはなっていません。

なぜなら、仮に届出義務違反が確定しなければ中止命令が行えないというスキームにした場合、悪質な開発に対して懲役を含めた強力な抑止力を持って当たることができないためです。

なお、本府が1ha以上の開発を察知した場合で、開発者が開発に着手しない間は、届出義務に基づき行政指導を行うこととなります。

<第2項、第3項>

○ 開発者が開発行為届を行ったにも関わらず、調整池を設置しようとしなない場合は、知事は、第2項により重要開発調整池の設置について措置命令をすることができます。

また、設置しようとする調整池が技術的基準を満たしていない場合は、知事は、第3項により当該調整池を技術的基準を満たすよう措置命令をすることができます。

○ 第2項及び第3項の措置命令は、期限を定めて行うこととし、当該期限を超過しても従わない場合は、この規定による知事の命令に違反したものとされ、第56条により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとなります。

(重要開発調整池の設置の完了の届出等)

第20条 開発者は、第18条第2項の規定による調整池の設置が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出に係る調整池について検査を行い、第18条第2項の技術的基準に適合すると認めるときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。

【災害からの安全な京都づくり条例施行規則】

(重要開発調整池の設置の完了の届出)

第8条 条例第20条第1項の規定による届出は、重要開発調整池設置完了届（別記第2号様式）により行わなければならない。

2 重要開発調整池設置完了届には、重要開発調整池所有者等であることを証する書類及び重要開発調整池の状況を示す写真その他の資料を添付しなければならない。

(重要開発調整池に係る検査の結果の告示)

第9条 条例第20条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項を京都府公報（以下「公報」という。）に登載して行うものとする。

(1) 重要開発調整池の所在地

(2) 重要開発調整池所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

【趣旨】

第20条は、技術的基準に適合した重要開発調整池が適切に設置されるための手続きを定めたものです。

【解説】

＜第1項＞

- 重要開発調整池の設置が完了したことを確認するため、重要開発調整池設置完了届の提出義務を課したものです。
- 重要開発調整池設置完了届の提出に当たっては、調整池の状況を示す資料を添付する必要がありますが、資料としては、写真のほか、重要開発調整池所有者等であることを証する書類、開発行為届、重要開発調整池や放流施設等に関する資料、図面などがあります。

＜第2項＞

- 重要開発調整池設置完了届が提出されたとき、完了検査を行います。技術的基準に適合するかどうかは、開発行為届が行われた段階で行った適合審査により、開発行為届が第18条第2項の技術的基準に適合していることを確認していることから、完了検査においては開発行為届の内容と合致することを確認することにより行います。

この完了検査に合格して初めて重要開発調整池として認められます。

- この完了検査については本項に基づいて行いますが、開発行為の対象である土地、重要開発調整池その他の場所に立ち入り、開発行為をしようとする者、重要開発調整池所有者等その他の者の帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をする必要があるときは、必要に応じて第53条第1項に基づく立入検査を行うことがあります。
- 適切な完了検査を行うようにするため、「重要開発調整池に関する検査基準」を定めています。

(重要開発調整池所有者等の義務)

第21条 重要開発調整池の所有者（所有者以外に当該重要開発調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者。以下「重要開発調整池所有者等」という。）

は、当該重要開発調整池の機能を維持するため、適正な管理を行わなければならない。

2 重要開発調整池所有者等は、当該重要開発調整池の機能が失われたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 重要開発調整池所有者等を変更したときは、新たに重要開発調整池所有者等となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

【災害からの安全な京都づくり条例施行規則】

(重要開発調整池所有者等の届出)

第10条 条例第21条第2項の規定による届出は、重要開発調整池機能喪失届（別記第3号様式）により行わなければならない。

2 重要開発調整池機能喪失届には、写真その他の重要開発調整池の機能が失われたことを示す資料を添付しなければならない。

3 条例第21条第3項の規定による届出は、重要開発調整池所有者等変更届（別記第4号様式）により行わなければならない。

4 重要開発調整池所有者等変更届には、土地の登記事項証明書その他の重要開発調整池所有者等を変更したことを証する書類を添付しなければならない。

【趣旨】

第21条は、重要開発調整池の設置が完了した後の重要開発調整池所有者等の義務を定めたもので、雨水貯留浸透機能を適切に維持するため重要開発調整池を適正に管理すること、設置完了時と状況が変わったときは届け出ることとしています。

【解説】

＜第1項＞

- 「適正な管理」とは、調整池が有する機能（開発地の下流地域において浸水による被害を発生させる可能性を低減するために必要かつ相当な機能）を維持するために巡視及び点検、堤体の修繕、堆積土砂の撤去等を行うことをいいます。

適正な管理を行うようにするため、「重要開発調整池に関する維持管理基準」を定めています。

- 「所有者以外に当該重要開発調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者」が重要開発調整池の適正な管理を行わなければなりません。

つまり、

- ・ 権原者がいないときは、所有者が重要開発調整池所有者等となり、
- ・ 権原者がいるときは、権原者が重要開発調整池所有者等となります。

これは、賃借権等により現に土地を使用している権原者が第一義的に適正な管理の義務を負うためです。

- 重要開発調整池の適正な管理の義務を負う所有者等は、第20条第2項による告示で示されま

す。

- 「適正な管理」を行っているかどうかについては、必要に応じて第53条に基づく立入検査により、重要開発調整池所有者等が巡視及び点検、補修、堆積土砂の撤去等の記録を記載した台帳等を確認して判断することになります。

<第2項>

- 重要開発調整池について、調整池が有する機能が失われたときは、第20条第1項により届出があった内容及び第20条第2項により告示した内容と重要な点で変更が生じていることから、届出を義務付けています。
- 重要開発調整池について、調整池が有する機能が失われたときであっても、第23条による重要開発調整池所有者等の義務の特例（77ページ参照）に該当しない限り、第1項による適正な管理義務は継続しており、調整池が有する機能を回復しなければなりません。

<第3項>

- 重要開発調整池について重要開発調整池所有者等を変更したときは、第20条第1項により届出があった内容及び第20条第2項により告示した内容と重要な点で変更が生じているため、河川管理の観点から、治水上の役割を持つ施設の管理状況を的確に把握するため、届出の義務付けをしています。
- 同項の趣旨は、重要開発調整池を現に管理する者を把握することにあることから、次のケース2～5は重要開発調整池所有者等の変更に当たり届出が必要ですが、ケース1のように重要開発調整池所有者等の変更没有い所有者の変更の場合は、届出は不要です。

↓ここに変更があるかどうかメルクマール

	ケース		重要開発調整池 所有者等	届出の可否	届出する者
	所有者	管理者			
1	A ↓ C	B ↓ B	B ↓ B (変更なし)	届出不要	
2	A ↓ C	B ↓ 不在	B ↓ C (変更あり)	届出必要	C
3	A ↓ C	B ↓ D	B ↓ D (変更あり)	届出必要	D
4	A ↓ A	B ↓ C	B ↓ C (変更あり)	届出必要	C
5	A ↓ A	B ↓ 不在	B ↓ A (変更あり)	届出必要	A

(重要開発調整池所有者等に対する措置命令)

第22条 知事は、重要開発調整池所有者等が前条第1項の規定に違反して適正な管理を怠ったときは、当該重要開発調整池所有者等に対し、期限を定めて、当該重要開発調整池に堆積した土砂等の撤去その他当該重要開発調整池の機能を維持するために必要な措置を講じるべきことを命じることができる。

【趣旨】

第22条は、重要開発調整池所有者等に対する当該重要開発調整池を適正に管理することの義務付け（第21条）の実効性を担保するため、適正な管理を怠ったときは必要な措置を講じるべきことを命じることができることを定めたものです。

【解説】

- 重要開発調整池所有者等に対する措置命令は期限を定めて行うこととし、当該期限を超過しても従わない場合は、第22条の規定による知事の命令に違反したものとされ、第56条の罰則が適用されます。
- 「その他当該重要開発調整池の機能を維持するために必要な措置」とは、例えば、堤体の補修、排水路の浚渫などが考えられます。

(重要開発調整池所有者等の義務の特例)

第23条 重要開発調整池所有者等は、知事が浸水による被害を発生させるおそれが減少し、又は公益上の理由があると認める場合に限り、第21条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する管理を行うことを要しない。

2 知事は、前項の規定により、被害を発生させるおそれが減少し、又は公益上の理由があると認めた場合は、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。

【災害からの安全な京都づくり条例施行規則】

(重要開発調整池所有者等の義務の特例の告示)

第11条 条例第23条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項を公報に登載して行うものとする。

- (1) 重要開発調整池の所在地
- (2) 重要開発調整池所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) 被害を発生させるおそれが減少し、又は公益上の理由があると認めた理由

【趣旨】

第22条は、重要開発調整池所有者等に対する当該重要開発調整池を適正に管理することの義務付け（第21条）を要しない特例を定めたものです。

【解説】

○ 知事が、河川改修の進展など浸水被害の発生のおそれが減少し、又は重要開発調整池の存する土地が公共事業用地として収用されるなど公益上の理由があると認める場合には、調整池の適正な管理を行うことは要しないこととしています。

(重要開発調整池以外の調整池の管理)

第24条 重要開発調整池以外の調整池の所有者（所有者以外に当該調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）は、当該調整池が有する雨水の流出を抑制する機能を維持するため、適切に維持管理するよう努めなければならない。

【趣旨】

第24条は、重要開発調整池以外の調整池について、その調整池が有する雨水の流出を抑制する機能を維持するため、適切に維持管理するよう努めることを定めたものです。

【解説】

- 「重要開発調整池以外の調整池」とは、①本条例施行より前に行政指導で設置された調整池、②1 ha未満の開発行為に伴い設置された調整池（努力義務）が該当します。
②については、京都府としては具体の把握は困難ですが、努力義務で設置していただいた調整池の管理についても努力義務を求めるものです。
- ②の調整池は単なる池との区別が付きにくいことがあります。
池の流出口を小さくすることにより、流水が池へ流入する量より、流出する量を少なくし、その差分が池に貯留される構造になっているものが調整池です。貯留できる構造になっていないものは、単なる池です。
単なる池については、雨水の流出を抑制する機能はないため、本条の対象にはなりません。
- 「当該調整池が有する雨水の流出を抑制する機能」とは、第17条で規定する「雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する」ことを指しています。
- なお、第39条の規定により、所有者又は管理者の同意を得た上で調整池が指定施設として指定されることがあります。
この場合、調整池の所有者又は管理者には、特定防災対策として、調整池が有する雨水の流出を抑制する機能を維持するため、適切に維持管理することが義務付けられます。

(立入検査)

第53条 知事は、第19条から第23条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に開発行為の対象である土地、重要開発調整池その他の場所に立ち入り、開発行為をしようとする者、重要開発調整池所有者等その他の者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【災害からの安全な京都づくり条例施行規則】

(身分証明書)

第19条 条例第53条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第9号様式）によるものとする。

【趣旨】

第53条は、大規模な開発行為に伴い開発者に重要開発調整池を設置すること及び重要開発調整池所有者等に対する当該重要開発調整池を適正に管理することを義務付けたことの実効性を担保するため、京都府の職員が立入検査を行うことができることを定めたものです。

【解説】

○ 立入検査を行う対象と立入検査の内容については次のとおり想定しています。

立入検査を行う対象	立入検査の内容
開発者が大規模な開発行為を行いながら、開発行為届を行わない場合。（第19条第1項関係）	開発行為が1 ha以上であるか、雨水流出増をもたらす行為であるかなど開発行為届を行う要件に該当するかどうか。
開発者が、大規模開発行為に伴い、開発行為届を行ったものの、調整池を設置しようとししない場合。（第19条第2項）	事前協議の内容に従って開発行為及び調整池の設置が行われているかどうか。
開発者が、大規模開発行為に伴い、調整池を設置しようとしている場合。（第19条第3項関係）	調整池が「重要開発調整池に関する技術的基準」（許容放流量、洪水調整容量、堆砂容量等）に適合しているかどうか。
開発者が、調整池を含めて、大規模開発行為の工事を終了した可能性があるものの、重要開発調整池設置完了届を行わない場合。（第20条関係）	大規模開発行為の工事が終了したかどうか。 ※ 重要開発調整池設置完了の際は、第20条第2項に基づき完了検査が行われます。
重要開発調整池の機能が失われたおそれがある場合。（第21条第2項）	重要開発調整池の機能が失われたかどうか。
重要開発調整池所有者等が変更されたおそれがある場合。（第21条第3項）	重要開発調整池所有者等が変更されたかどうか。

重要開発調整池所有者等が適正な管理を怠っているおそれがある場合。（第22条）	「重要開発調整池に関する維持管理基準」（巡視・点検状況、異常が認められた場合の措置状況等）に適合した管理を行っているかどうか。
重要開発調整池が被害を発生させるおそれが減少し、又は公益上の状況が生じた可能性がある場合。（第23条）	開発行為を行った土地を緑化して雨水流出が完全に開発行為を行う前の状態に戻るなど浸水被害の発生のおそれが減少しているかどうか、又は重要開発調整池の存する土地が公共事業用地として収用される土地であるかどうかなど。

- 「その他の場所」とは、開発者又は重要開発調整池所有者等の事業所や現地事務所などが考えられます。

「その他の者」とは、開発工事を受注した工事会社などが考えられます。

「その他の物件」とは、パソコンや保存媒体に保存されているデータなどが考えられます。

「関係者」とは、開発者、重要開発調整池所有者等、開発工事を受注した工事会社のほか、近隣住民、開発者等の取引先など事情を知る者などが考えられます。

- これらの立入検査は、前述のとおり各種の要件や基準の該当性や現地の状況の確認のために行うものであって、条例違反を前提として行うものではありません。

- ただし、立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、第57条第2項により罰則の対象となります。

なお、「その他の者」や「関係者」も第57条第2項による罰則の対象となることがあります。

- これらの立入検査の結果、条例違反が確認され、監督処分や措置命令等に従わない場合は、第56条、第57条第1項及び第58条の罰則が適用されます。

(罰則)

第56条 第19条又は第22条の規定による知事の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第53条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第58条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【趣旨】

第56条～第58条は、大規模な開発行為に伴い開発者に重要開発調整池を設置すること及び重要開発調整池所有者等に対する当該重要開発調整池を適正に管理することを義務付けとしたこと、並びに立入検査の実効性を担保するため、罰則規定について定めたものです。

【解説】

＜第56条＞

- 第19条第1項に基づく開発行為の中止命令、第19条第2項に基づく重要開発調整池の設置命令、第19条第3項に基づく重要開発調整池設置の技術的基準に適合させるための措置命令及び第22条に基づく重要開発調整池の維持管理基準に適合させるための措置命令については、命令の実効性を担保し、強制力を持たせる必要があります。

また、これらの命令を行う前提として、立入検査を行うことにより十分に状況を確認しているところです。

そこで、これらの命令に違反した場合に罰則を科すものです。

＜第57条＞

- 第18条第1項では、1ha以上の大規模開発行為を行う場合で、雨水流出増をもたらすなどの要件に該当する場合は開発行為届をする義務を定めていますが、この届出義務に違反した場合は、そもそも重要開発調整池の設置をする契機がなくなることから、罰則規定により届出義務の実効性を担保することとしたものです。
- 第53条第1項では立入検査について定めていますが、この立入検査は第19条や第22条に基づく命令の前提等となるものであることから、罰則規定により立入検査の実効性を担保することとしたものです。
- 第56条及び第57条の量刑については、本府の他の条例における同様の命令等違反に係る量刑と比較して、罰則の程度を定めています。

<第58条>

- 条例の規定に違反する行為が行われた場合、実際に利益を得るのは業務主である法人又は人であることから、直接的に違反行為をした実行行為者のほかに業務主である法人又は人をも罰する規定を両罰規定といいます。
- 法人には懲役刑を科しようがありませんので、両罰規定によって法人に科される刑は、罰金のような財産刑に限られます。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第18条から第23条まで、第53条及び第7章の規定 平成29年7月1日

2 前項第2号に規定する日前において、開発行為を行うにつき法令上の許可又は認可を必要とする者が当該許可又は認可を求める申請を行った場合における当該申請に係る開発行為については、第18条から第20条までの規定は、適用しない。

【災害からの安全な京都づくり条例施行規則】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条から第11条まで及び第19条の規定は、平成29年7月1日から施行する。

【趣旨】

＜第1項＞

- 本条例の施行は公布の日（平成28年8月4日）ですが、重要開発調整池に関する規定（第18条から第23条まで、第53条及び第7章）の施行については、これまでは行政指導を行っていましたが、新たに調整池設置を義務付けし、中止命令や措置命令が行われ、罰則を科すことになったことから、相当の周知期間を置くこととし、約1年後の平成29年7月1日としたものです。

＜第2項＞

- 都市計画法第29条に基づく開発行為の許可、森林法第10条の2に基づく開発行為の許可、砂防法第2条による砂防指定地内での制限行為に係る許可（砂防指定地管理規則（平成15年京都府規則第21号）第4条）等の許可又は認可を必要とする場合で、重要開発調整池に関する規定の施行日前に、それらの許可又は認可に係る申請が行われた場合は、重要開発調整池に関する規定は適用しないこととしたものです。

なお、平成29年7月1日までの間は、従来の治水協議により調整池を設置する必要があります。

（土地等の雨水貯留浸透機能の確保）

第25条 土地又は施設（以下「土地等」という。）の所有者又は管理者は、降雨による浸水の発生が抑制され、又は浸水による被害が軽減されるよう、当該土地等に雨水貯留浸透機能（雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能をいう。以下同じ。）を備えるよう努めるとともに、これを維持するよう努めなければならない。

2 農地又はため池の所有者又は管理者は、農地又はため池が有する雨水貯留浸透機能を維持するよう努めなければならない。

3 府は、国及び市町村と連携して、農地が有する雨水貯留浸透機能に配慮しつつ、農地の整備及び農業者、地域住民等による農地を保全するための共同活動を支援するものとする。

【趣旨】

第25条は、雨水貯留浸透対策（第14条第2号）を包括的に定めるもので、流域内の公園や駐車場などの土地や建築物等に雨水貯留浸透施設を設置し及び維持し、また農地やため池が有する雨水貯留浸透機能を維持することを定めたものです。

【解説】

＜第1項＞

○ 第1項は、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる対策を包括的に定めており、具体的には次のような対策のことをいいます。

- ① 公園や駐車場、校庭等の敷地（土地）の周りに雨水流出防止壁を設置すること又は掘り下げること
- ② 建築物（庁舎や集客施設などの大規模建築物、住宅や店舗などの小規模建築物の別を問わない。）や公園等（その地下を含む。）に貯留槽を設置すること
- ③ 公園や駐車場、道路等の土地に透水性舗装を施工すること

○ 雨水貯留浸透対策は、自己の土地又は建物について浸水による被害を防止し、又は軽減することを目的とするものではなく、当該土地又は建物の周辺地域又は下流地域の浸水による被害を防止し、又は軽減することを目的とするものであり、努力義務のある者（対策を講じる土地又は建築物の所有者又は管理者）と受益者（周辺地域又は下流地域の住民）が異なることから、取組の広がりが困難な面があります。

しかしながら、府及び府民等が、降雨による浸水の発生を抑制し、又は浸水による被害を軽減することが重要であることを認識し、また実施箇所が多いほど貯留浸透の効果が高くなることから、できるだけ広く雨水貯留浸透対策を推進していく必要があります。

○ 京都府では、府民総ぐるみで雨水を「貯める」取組を進め、近年頻発する短時間豪雨に対する防災や雨水の利活用に役立てていただくため、市町村と連携して雨水タンク（通称、「マイクロ呑龍」）の設置費用の一部を補助する制度を平成27年度に創設しました。マイクロ呑龍とは小さな水貯め施設ですので、いろは呑龍トンネル（下水道対策。57ページ参照）にちなんで「マイクロ呑龍」という愛称をつけています。

○ 雨水貯留による浸水被害の軽減について府民全体の意識を高め、多くの府民等が雨水貯留槽を設置するとともに、大雨が予想されるときは貯留している雨水を放出し、降雨時に貯留機能

を発揮させるよう求めることとしています。

- また、設置すべき雨水貯留槽の規模等については何ら規定するものではなく、それぞれの土地又は施設に応じて、可能な範囲で雨水貯留対策の実施を促すものです。
- 「所有者又は管理者」とは、自然人、法人、団体の別を問いません。

＜第2項＞

- 第2項は、農地又はため池の所有者又は管理者は、農地及びため池に一定の雨水貯留浸透機能を有することを理解し、その上で、その機能を維持する必要があることを定めています。
- 大雨が予想されるときはあらかじめ貯水量を減じておき、雨水貯留機能が発揮できるようにしておくことが重要です。
- 「ため池」とは、かんがい用水を貯留する農業用ため池をいいます。（第31条の「ため池」と同じ。）

＜第3項＞

- 第3項は、第2項による農地の所有者又は管理者の取組を踏まえ、府が支援を行うに当たって農地が有する雨水貯留浸透機能の確保に資するようにすることを定めたものです。
農地の整備及び農業者や地域住民等が主体となって実施する農地保全の共同活動に対しては、府は、補助金の交付や技術的助言、事業計画の規模に応じて府営事業での農地整備の実施などの支援を行うものとします。
- 「農業者、地域住民等」とは、農業者、地域住民のほか、農業者で構成される団体や自治会等の地域の団体などが考えられます。
- 「農地を保全するための共同活動」とは、例えば、
 - ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
 - ・ 植栽による景観形成、ビオトープづくり、耕作放棄地解消のための活動など、農地の基礎的な保全活動や質的向上を図る活動をいいます。
- 「保全」とは、保護して機能を維持することをいいます。

(貯水施設による雨水貯留容量の確保)

第26条 河川の流水を占用して、かんがい用水等の取水の用に供し、又は発電を行う等専ら水の利用を目的として設置されたダムその他の雨水を貯留し、利用する目的で設置された貯水施設の管理者は、降雨により洪水が発生するおそれがある場合に、あらかじめ当該施設の貯水量を減じる等の適切な措置を講じることにより、雨水を貯留する容量を確保するよう努めなければならない。

【趣旨】

第26条は、雨水貯留浸透対策（第14条第2号）として、利水ダムその他利水を目的とする貯水施設についても、降雨により洪水が発生するおそれがある場合は、治水対策に協力し、雨水を貯留することに努めるべきことを定めたものです。

【解説】

- 河川の流水を占用して、かんがい用水、水道用水、工業用水等の取水の用に供し、又は発電を行う、レクリエーションを行う等専ら水の利用を目的として設置されたダムを利水ダムといいます。
- また、樹木等の散水やトイレの洗浄等の利水目的で雨水貯留槽等の貯留施設を設置することがあります。
- 降雨により洪水が発生するおそれがある場合にあらかじめ利水目的で貯水している貯水量を減じる取組（事前放流）が進められています。なお、予測に反して、降雨が少なく貯水量が回復しない場合に、一定条件のもと利水ダム管理者や関係利水者に河川管理者である国などが損失補填できる環境整備も進められています。
- そこで、これらの施設の設置者が大雨が予想されるときは貯留している雨水を放出し、降雨時に貯留機能を発揮させるよう求めることとしています。
- 「適切な措置」とは、貯水量を減じることのほか、すでにある空き容量を維持することなどが想定されます。

(森林の雨水貯留浸透機能の確保)

第27条 森林の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する森林が有する雨水貯留浸透機能が維持されることを通じてその森林が健全な状態で保全されるよう適正管理に努めなければならない。

2 府は、森林の所有者又は占有者と連携して、森林が有する雨水貯留浸透機能が維持されるよう必要な措置を講じるものとする。

【趣旨】

第27条は、雨水貯留浸透対策（第14条第2号）として、森林が有する雨水貯留浸透機能を維持するため、森林の所有者又は占有者が適正管理するよう努めるとともに、府が連携して必要な措置を講じることを定めたものです。

【解説】

＜第1項＞

- 一般的に、森林が健全な状態に保たれていないと保水力が低下するとされており、森林を適切に整備することが重要です。

そこで、第1項では、所有者等に対して、雨水貯留浸透機能が維持されるよう適切に管理することを努力義務として求めています。

＜第2項＞

- 第2項は、第1項による森林の所有者又は占有者の取組について、府も積極的に支援を行うようにすることを定めたものです。

具体的には、森林の所有者又は占有者が実施する間伐等の森林整備について補助事業などの支援を行うほか、府等が所有する森林については、森林が有する雨水貯留浸透機能を維持するよう直営により森林整備を行うこととしています。

(土地の遊水機能の維持等)

第28条 河川の増水に伴って浸水が生じることにより河川の流水及び雨水を一時的に貯留する機能（以下「遊水機能」という。）を現に有する土地の所有者等は、当該土地の遊水機能を維持し、又はこれに代わるべき措置を講じるよう努めなければならない。

【趣旨】

第28条は、雨水貯留浸透対策（第14条第2号）として、土地が遊水機能を有する場合は、その機能を維持し、又は代替措置を講じるよう努めることを定めたものです。

【解説】

- 河川の増水に伴って浸水が生じることにより河川の流水及び雨水を河川に隣接する土地（農地等）などに一時的に貯留する機能を「遊水機能」といいます。
- 遊水機能を有する土地において、盛土等を行った場合は、遊水機能が低下して、周辺地域で浸水被害が発生し、又は拡大するおそれがあるとともに、住宅等の建築を行った場合は、洪水が発生したときに当該住宅に甚大な浸水被害が発生するおそれがあるため、盛土等や住宅等の建築を行わず遊水機能を維持するよう努めること、又は盛土等や住宅等の建築を行ったとしても遊水機能に代わる河川下水道対策、雨水貯留浸透対策又は浸水被害軽減対策が講じられるよう努める必要があります。
- ただし、どの土地が遊水機能を有し、又は有していないかという判定をすることは、実際のところは困難です。

本条例では、どの土地が遊水機能を持つかを明確に区分する基準を設け、特定するのではなく、土地所有者等の努力義務として規定することにより防災対策に取り組む機運を高め、結果的に本条例が規定する内容の実現を目指すものです。
- 「所有者等」とは、所有者のほか、管理者をいいます。

(公共建築物の耐水機能の確保)

第29条 府は、災害危険情報等により、府が所有する公共建築物（公共の用又は公用に供する建築物をいう。以下同じ。）が浸水するおそれがあると認められる場合は、当該公共建築物の床を高くすること、地階への雨水の流入を防ぐこと等により当該公共建築物に浸水による被害を軽減する機能を備えるよう努めるとともに、当該公共建築物の当該機能を維持するよう努めなければならない。

【趣旨】

第29条は、浸水被害軽減対策（第14条第3号）として、府は、自らが所有する公共建築物が浸水による被害を軽減する機能を備え、又は維持するよう努めることを定めたものです。

【解説】

- 降雨等により建築物が浸水すると、次のような被害が発生するおそれがあります。
 - ① 河川の決壊又は溢水による洪水が発生した場合、建築物が破壊され、又は水没し、人の生命又は身体に影響を与えるとともに、電気設備や家具等が損壊する。
 - ② 雨水出水が発生した場合、建築物が損壊するほか、電気設備や家具等が損壊する。
- これらの被害の発生を防止し、又は軽減するため、次のとおり、「建築物に浸水被害を軽減する機能」（これを建築物の耐水機能といいます。）を備え、その機能を維持することが考えられます。
 - ① 建築物の床を高くすること。
 - ② 敷地を嵩上げすること。
 - ③ 止水板の設置等により地階への雨水の流入を防ぐこと。
 - ④ 遮水構造の建築外壁とすること、又は外構壁を設置すること。
 - ⑤ 電気設備や家具等必要な動産を高所に設置すること。
- これらの対策を実施するには多額の費用負担が生じること等のため、民間の施設や住宅に対して努力義務とはいえ義務を課すことは避け、本条では府が所有する公共建築物に限定して規定したものです。
- これまでこれらの耐水機能がなかった場合は、新たに当該機能を具備し、及び維持する必要がある、また、耐水機能があった場合は、当該機能を維持する必要があります。
- 「浸水するおそれ」については、府自身が公表する災害危険情報等により判断することとします。
- 府が管理するのみの建築物については大規模改修を行う権限を有しないことから（特別法がある場合は当該法令によることとします。）、また、直接に公の目的に供されるものではない普通財産については対策を実施する必要性が少ないことから、対象は「府が所有する公共建築物」に限定しています。

(排水機場等の適切な操作)

第30条 排水機場又はポンプ場（河川法第3条第2項に規定する河川管理施設であるものを除く。）の管理者は、河川の水位に応じた排水機又はポンプの操作方法を定めた計画を作成するよう努めるとともに、当該計画に従い、排水機又はポンプを適切に操作するよう努めなければならない。

【趣旨】

第30条は、浸水被害軽減対策（第14条第3号）として、内水による浸水被害を軽減するために設置した排水機又はポンプについて、排水先の河川の水位に応じて排水機又はポンプを適切に運転又は停止することを定めたものです。

【解説】

- 河川に設置する排水機又はポンプは河川管理施設であり、河川法第14条により、適正な排水機又はポンプの操作を行うよう操作規則を定めるべきことが規定されていることから、本条の対象とはしないこととしています。

〔参考法令〕

- 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)
(河川管理施設の操作規則)

第十四条 河川管理者は、その管理する河川管理施設のうち、ダム、堰^{せき}、水門その他の操作を伴う施設で政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、操作規則を定めなければならない。

2 略

- 京都府内の大河川である宇治川、木津川、桂川、由良川は、いずれも中流・下流域において低平地であり、縦断勾配の緩やかな築堤河川となっています。これらの地域では、大河川の増水時には地盤高が河川水位よりも低く、内水による浸水被害を軽減するためポンプによる防排除を含めた総合的な内水対策が必要です。

- このため、大河川を管理する国土交通省や支川（内水河川）を管理する京都府（京都市）により設置された排水機場のほか、耕地・農村集落を中心とした地域は土地改良区等（一部は農水産省・京都市）が、市街地を中心とした地域は下水道管理者としての市町（一部は京都府）がポンプ場を設けて内水の排除を行っています。

具体的な排水機場及びポンプ場については、京都府地域防災計画一般計画編第7章内水対策計画に掲げられています。

なお、ポンプ場の整備と併せて土地改良区等と下水道管理者はポンプ場に至るまでの開水路や管渠の整備も行っており、さらに「いろは吞龍」など下水道で貯留施設を整備する事例もあります。

- しかしながら、河川水位が大きく上昇し、堤防が決壊するおそれがある場合でも排水機又はポンプの運転継続すると、更なる河川水位の上昇を招き、堤防が決壊するおそれが高まります。堤防が決壊すれば、内水による浸水被害よりも甚大な被害が発生する可能性があります。

- そこで、河川水位のある程度の上昇であれば排水機又はポンプの運転を継続するものの、堤防が決壊するおそれがある程度にまで河川水位が上昇した場合には、排水機又はポンプの運転を停止する必要があります。
- 本条では、このように河川の水位に応じて排水機又はポンプの操作を行うことを定めた計画を作成するよう努めるとともに、この計画に従った排水機又はポンプの操作を行うよう努めることを規定しています。

「適切に操作」とは、排水機又はポンプの操作に係る計画に従った操作のことをいいます。
- 「排水機又はポンプの操作方法を定めた計画」は、下水道については日本下水道協会が作成している「下水道危機管理マニュアル」により、また、農業用排水機場については農林水産省が定める基準書（土地改良施設管理基準「排水機場編」）により、作成することとなります。
- 排水機又はポンプの運転停止については、放流先河川のどの部分が脆弱で、どの程度の水位まで大丈夫かなどを調査し、そのデータにより運転停止水位を決めています。
- 排水機又はポンプを適切に操作する必要があることについて、排水機場又はポンプ場の管理者に十分周知するとともに、関係市町村や地域住民の理解を得ることが必要です。
- また、国は、平成12年の東海豪雨を教訓として、増水時における堤防の決壊を防ぐためにポンプ施設の運転停止を適切に行うよう、ポンプ施設の管理者が河川管理者と共同して、河川増水時におけるポンプ施設の運転停止ルールをあらかじめ定めておくことが望ましい旨、河川管理者及び下水道管理者に通知しています。
- なお、府が管理する流域下水道については、ポンプの運転停止による雨水出水をできるだけ防ぐため、ポンプ場から河川に流す前に一定の水量であればプールできる遊水池（貯水池）を現在整備しているところです。

また、農業用排水機場については、一定期間湛水を許容する排水量規模で計画されています。

(ため池の決壊の防止等)

第31条 ため池の所有者又は管理者は、日常的な点検を実施し、当該ため池の現状を把握するよう努めなければならない。

2 ため池の所有者又は管理者は、市町村その他関係機関と連携し、必要に応じて当該ため池の改修に努めるとともに、豪雨等により当該ため池の水が堤体を越えてあふれ出すおそれがある場合は、あらかじめ当該ため池の貯水量を減じる措置を講じるよう努めなければならない。

3 府は、府民の生命、身体及び財産をため池の決壊により生じる被害から保護するため、市町村と連携して、ため池の所有者及び管理者に対し、ため池を日常的に点検するよう啓発するとともに、改修の緊急性の高い箇所があるため池の改修を支援するものとする。

【趣旨】

第31条は、浸水被害軽減対策（第14条第3号）として、ため池の所有者又は管理者は、ため池を日常的に点検し、必要に応じて改修に努めるとともに、豪雨等の場合には、ため池の決壊を防止するためあらかじめため池の貯水量を減じるよう努めること、また、府はこれらの取組について啓発及び支援することを定めたものです。

【解説】

○「ため池」とは、かんがい用水を貯留する農業用ため池をいいます。（第25条第2項の「ため池」と同じ。）

＜第1項＞

○ため池の所有者又は管理者は、ため池の貯水機能を維持するとともに災害を未然に防ぐため、平常時から日常的な点検を実施し、当該ため池の現状を把握することが重要です。

＜第2項＞

○ため池の所有者又は管理者は、市町村のほか府、京都府土地改良事業団体連合会、土地改良区等と連携して、ため池の現状把握等を踏まえて、必要に応じて当該ため池を改修するとともに、豪雨等により当該ため池の水が堤体を越えてあふれ出すおそれがある場合には、あらかじめ当該ため池の貯水量を減じる措置を講じるよう努め、ため池の決壊を防止することが必要です。

○日常的な点検による現状把握以外にも、一時的な調査の結果や地域住民の通報等により、必要に応じて改修することも考えられます。

＜第3項＞

○ため池の維持管理に関する指導は、従来どおり市町村が府と連携して、ため池の所有者又は管理者に対して実施することとしています。

その上で、府は、ため池の決壊による被害を軽減させるため、ため池の所有者又は管理者に対して、第1項の規定に基づく日常的な点検が広く行われるよう啓発することとしています。

また、日常的な点検等によって改修の緊急性の高い箇所があることが判明したため池については、ため池の決壊を防ぐため、特に改修する必要性があることから、府が改修を支援することとしています。

○「支援」とは、補助金を交付することも考えられますが、改修に対する技術的助言やため池の規模に応じて府営事業で改修を行うことを含めたものです。

第2節 地震、津波等に関する防災対策

(地震、津波等に関する防災対策)

第32条 府は、国、市町村及び府民等と連携し、及び協働して、地震、津波等による被害の発生防止又は被害の軽減を図るために必要な対策を実施するものとする。

【趣旨】

近い将来、南海トラフ地震が発生することが見込まれているとともに、直下型地震についても近年の地震発生状況を鑑みると、いつ発生してもおかしくない状況となっています。

また、その他にもいつどのような災害が発生するか分かりません。

そこで、第32条は、府、国、市町村及び府民等が連携、協働してまちづくりの段階から防災対策を実施することとし、これまでの法令等に基づく地震・津波等の対策だけでなく、被害の発生防止又は被害の軽減を図るために必要な対策を実施することを総則的に定めたものです。

【解説】

- 本条は、「第2節 地震、津波等に関する防災対策」の総則的な規定であり、第2節と同じ見出しを置くこととしました。
- 地震、津波等の自然現象を防止することはできませんが、それらによる被害の発生については防止する余地があることから、「被害の軽減」のほか「被害の発生防止」も含めて規定しています。
- 「地震、津波等」とは、地震、津波のほか、暴風、竜巻、豪雪、崖崩れ、土石流、高潮、地滑りその他の異常な自然現象（冷害、干害、雹害、霜害、旋風、山崩れ、土地隆起、土地の沈降など）をいい、「第1節 総合的治水対策」の対象となる豪雨、洪水を除く災害を指します。
公共施設（第34条）はあらゆる災害からの安全性を確保する必要があり、また、落下危険物（第36条）は暴風、竜巻、豪雪等により落下しないよう、指定等文化財建造物（第37条）は暴風、竜巻、豪雪等により倒壊等をしないよう安全性を確保する必要があります。

(建築物の安全性の確保)

第33条 建築物（指定等文化財建造物を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、地震による当該建築物の倒壊、延焼等から自ら及び利用者の安全を確保するため、当該建築物の耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項に規定する耐震診断をいう。）及び当該耐震診断の結果に基づく当該建築物の耐震改修（同条第2項に規定する耐震改修をいう。）、当該建築物の撤去、当該建築物の耐火性能の向上その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 建築物の所有者又は管理者は、災害による火災の発生及び延焼の防止又は消火のために必要な用具を設置するよう努めるとともに、適切に維持管理するよう努めなければならない。

3 府は、府が所有する公共建築物について、非常用電源設備その他の災害が発生した場合に防災対策を実施するために必要な設備を設けるよう努めなければならない。

【趣旨】

第33条は、建築物の所有者又は管理者に対して、地震による建築物の倒壊、延焼等から府民の安全を確保するため、建築物の耐震性能又は耐火性能の向上等に努めるとともに、必要な用具の設置及び適切な維持管理をするよう努めることを定めたものです。

また、府が所有する公共建築物については、防災対策の実施に支障が生じることがないように努めることを定めています。

【解説】

○ 建築物の耐震化について、現行の耐震基準は、建築基準法により昭和56年6月に導入されました。従いまして、昭和56年6月以降の建築物については現行の耐震基準を満たしているといえますが、それ以前の建築物については建築基準法上、現行の耐震基準を満たしているとは限りません。

また、現行の耐震基準による建築物であっても、どのような大地震が起こっても倒壊しないとは限りませんし、建築後長い年月が経過するほど耐震性が低下するおそれがあります。

○ そこで、建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）第16条により、現行の耐震基準に適合しないすべての建築物の所有者に対して、耐震診断と、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることとされています。

〔参考法令〕

■ 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 略

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

<第1項>

- 第1項は、耐震改修促進法第16条と同趣旨の規定ですが、耐震診断、耐震改修のほか、撤去、延焼防止のための耐火性能の向上、「その他の必要な措置」として耐震基準を超える耐震性の向上、耐震シェルターの設置などの建築物の一部改修、建築物の外壁の落下防止、防火壁の設置、被害対応マニュアルの整備などに努めるよう定めたものです。
- 「指定等文化財建造物」については第37条で規定していることから、本条からは除外しています。
- 「所有者又は管理者」とは、自然人、法人、団体の別を問いません。また、所有者と管理者が異なる場合には両者に努力義務があることになりますが、両者の関係については、契約や協議等によることと考えています。

<第2項>

- 平成7年の阪神・淡路大震災では、地震に伴う火災により多くの死傷者が発生しました。震災に伴う火災は、複数の箇所から同時に発生し、災害による道路の遮断などにより十分な消火活動が行えないおそれがあることから、建築物の所有者又は管理者により、災害による火災の発生を抑制する必要があります。
- そこで、第2項では、建築物の所有者又は管理者が、火災の発生及び延焼の防止を行い、火災が起こったとしても消火を行うように必要な用具を設置するとともに、それらを災害時に円滑に使用できるよう適切に維持管理するよう努めることとしています。
- 「必要な用具を設置」とは、火災の発生の防止のための感震ブレーカーの設置や防火性能を有する製品の利用、延焼の防止又は消火のための消火器、水バケツ、水槽、乾燥砂の設置などをいいます。

<第3項>

- 府が所有する公共建築物については、第1項及び第2項に努めるほか、災害が発生した場合に防災対策を実施することに支障が生じないよう、非常用電源設備のほか免震設備の設置や情報通信回線の多重化などをするよう努めることとしています。

(公共施設の安全性の確保)

第34条 府は、地震、津波等による災害の発生の防止又は被害の軽減を図るため、河川、海岸、砂防施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園等（これらの施設を構成する建築物を除く。以下「公共施設」という。）であって府が所有するものについて、計画的に整備するよう努めるとともに、当該公共施設を適切に維持管理するよう努めなければならない。

2 府は、国、市町村及び防災関係機関に対し、これらが所有する公共施設について、地震、津波等による災害の発生の防止又は被害の軽減を図るために必要な限度において、必要な措置を講じるよう求めることができる。

【趣旨】

第34条は、河川、海岸、砂防施設、道路等の公共施設については、多くの府民が利用することから、災害の発生の防止又は被害の軽減を図る必要があるとともに、災害発生時には応急対策や緊急輸送の拠点として活用しなければならないことから、計画的な整備、適切な維持管理に努める必要があることを定めたものです。

【解説】

○ 公共施設は、地震、津波のほか、あらゆる災害（ただし、豪雨、洪水は「第1節 総合的治水対策」の対象になりますので、ここでは除きます。）からの安全性を確保する必要があります。

＜第1項＞

○ 第1項は、府が所有する公共施設について災害に対する安全性を確保するよう努めることを規定しています。

○ 府は、災害の発生を防止し、又は被害の軽減を図るためには、河川管理施設を含めた河川、海岸保全施設、砂防施設（急傾斜地崩壊対策施設・地すべり防止施設・治山施設）、橋梁~~を~~た道路（道路法上の道路）、岸壁や道路等の港湾施設や漁港施設、下水道、公園、その他ダムなどの施設で、府が所有するものについては、計画的に整備するよう努めるとともに、耐震性能（対強震動や対液状化）、耐火性能、津波・高潮・暴風等に対する耐久性能等を確保~~を~~よう適切に維持管理するよう努めることとしています。

○ 公共施設内に建築物がある場合には、当該建築物については第33条（建築物の安全性の確保）が適用されることになります。

○ 河川法や道路法等の公物管理法では、国が所有する河川や道路等について府が管理者となっているものがありますが、これらの法令がある場合には法令が優先的に適用されるものであり、府が所有する公共施設については府が責任を持って維持管理するべきことを原則的に規定したものです。

○ 知事管理河川や府管理下水道について、降雨による浸水の発生を抑制し、又は浸水による被害を軽減するための整備、維持管理については、第14条及び第15条で規定しているところです。

＜第２項＞

- 第33条の建築物の安全性の確保については、あらゆる自然人、法人、団体に適用されます。
そこで第２項では、公共施設についても、府だけではなく、国、市町村及び防災関係機関についても第１項と同様の措置を講じるよう求めることとしたものです。
- また、第14条では「府は、国、市町村及び府民等と連携し、・・・総合的な治水対策を実施」と規定していますが、これは、国、市町村も総合的な治水対策の実施に関わっていることを前提としつつ、総合的な治水対策については、府、国、市町村等の連携が重要であることを規定したものです。
本項においても、地震、津波等からの公共施設の安全性の確保については、地震等が頻発する昨今の状況から特に必要と認められることから、府だけではなく、国、市町村及び防災関係機関が所有する公共施設も含めてあらゆる公共施設について対策が必要であることを規定したものです。
- 防災関係機関が所有する公共施設とは、鉄道、軌道等をいいます。

(屋内における家具等の安全性の確保)

第35条 建築物の所有者又は管理者は、地震発生時における当該建築物の家具の転倒、窓ガラス等の飛散等による被害を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

【趣旨】

第35条は、府民等の住宅や事業所、府等の庁舎や公共建築物等の建築物の屋内における安全性を確保するよう努めることを定めたものです。

【解説】

- 阪神・淡路大震災では、死因の約8割は倒壊した建築物や家具等の下敷きとなったことによる圧死や窒息死でした。
- そこで、府民等は自ら所有する住宅において自らの生命、身体を守るため、また、事業者や府等が所有する事業所や庁舎、公共施設等において従業員や来所者等の生命、身体を保護するため、必要な措置を講じるよう努めることとしています。
- 「建築物の所有者又は管理者」とは、自然人、法人、団体の別を問いません。
- 「家具」とは、家具、電化製品（テレビ、パソコン等）、ガラスケース、書棚等をいいます。
「窓ガラス等」とは、窓ガラスのほか、食器棚のガラス等をいいます。
- 「家具の転倒、窓ガラスの飛散等」とは、家具の転倒、窓ガラスの飛散のほか、事務机やコピー機等の移動、照明灯等の落下、食器棚等の収納物の飛出しなどをいいます。
- 「必要な措置」とは、家具の転倒防止のための固定金具の設置、窓ガラスの飛散防止のためのフィルムの貼付、家具の移動防止のための粘着マットやチェーンによる固定、照明灯の落下防止のためのチェーンの取付け、食器棚等の収納物の飛出し防止のためのラッチ（掛けがね）の設置、その他倒れても下敷きにならず、また避難路を確保できるような家具の配置場所の工夫などをいいます。

(工作物等の安全性の確保)

第36条 屋外に落下危険物（広告塔、広告板その他建築物の外部に取り付けられている物をいう。）、ブロック塀等（コンクリートブロック造の塀、れんが造の塀、石造の塀その他これらに類する塀をいう。）その他の工作物及び自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の落下、倒壊、転倒等により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれがある場合には、災害に対する安全性を確保するため、当該工作物等の定期的な点検その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

【趣旨】

第36条は、広告塔やブロック塀等の工作物等について、地震や暴風等の発生時において、人の生命、身体、財産を保護するため、また、緊急輸送車両や応急対策車両の通行の妨害にならないようにするため、設置者は工作物等の安全性を確保するよう努めることを定めたものです。

【解説】

- 建築基準法第8条第1項では、「建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない」と規定しており、建築物の一部をなす、又は建築物に付属する落下危険物及びブロック塀等は、この条項を含めた建築基準法の適用を受けますが、災害に対する安全性を確保することを目的として、この規定を本条により具体化することとしたものです。

また、本条では、建築物に付属しない物についても、同法に適用される物と同様に、災害に対する安全性を確保することを目的に、同様に扱っています。

- 本条では、これから工作物等を設置しようとする者だけでなく、すでに設置している者も対象となります。
- 落下危険物及びブロック塀等について、同法施行令により設置基準が定められています。

〔参考法令〕

■ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)

(維持保全)

第八条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するよう努めなければならない。

2 略

(構造耐力)

第二十条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

<以下略>

■ 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)

(屋根ふき材等)

第三十九条 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によつて脱落しないようにしなければならない。

い。

- 2 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。

(組積造のへい)

第六十一条 組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

<以下略>

(塀)

第六十二条の八 補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号(高さ一・二メートル以下の塀にあつては、第五号變第七号を除く。)に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

<以下略>

- 屋外の落下危険物の設置者は、当該落下危険物が落下しないよう、劣化の進み具合等について定期的に点検し、また「その他必要な措置」として、必要に応じて改修、補修、修繕、撤去等の措置を講じるよう努めることとしています。

- 落下危険物は、地震のほか、暴風、竜巻、豪雪等により落下しないよう、安全性を確保する必要があります。

- 「その他建築物の外部に取り付けられている物」とは、装飾塔、高架水槽、煙突、アンテナ、エアコン室外機、タイルやモルタル塗り等の外装、屋外に面する窓ガラス、雨戸、網戸、屋根瓦などをいいます。

- 宮城県沖地震（昭和53年）では、死者28人のうち18人がブロック塀、石塀などによる圧死者でした。

そこで、ブロック塀等の設置者は、当該ブロック塀等が倒壊しないよう定期的に点検し、また「その他必要な措置」として、必要に応じて改修、補修、修繕、生け垣等への転換、撤去等の措置を講じるよう努めることとしています。

- 「その他これらに類する塀」とは、ブリックタイルの塀、ガラスの塀、日干しれんが塀などが想定されます。

- 落下危険物及びブロック塀等の設置者が建築物の所有者と異なるときは、必要に応じて、落下危険物及びブロック塀等の設置者は建築物の所有者と協議、調整を行う必要があります。

- 「その他の工作物」とは、自動車車庫、煙突、高架水槽、擁壁、彫像などが想定されます。

- 阪神・淡路大震災において、概ね震度6弱以上の地域で自動販売機が倒壊・転倒等をし、被災率は20.9%とされています。

そこで、屋外に自動販売機を設置する者は、当該自動販売機が転倒しないよう劣化の進み具合等について定期的に点検し、また「その他必要な措置」として、必要に応じて改修、補修、修繕等の措置を講じるよう努めることとしています。

- 自動販売機における災害からの安全性の確保については、法令で定められたものはありませ

んが、日本工業規格（JIS）B8562に「自動販売機-据付基準」が定められており、この基準を参照することが期待されます。

- 「落下、倒壊、転倒等」とは、落下、倒壊、転倒のほか、崩落、破損などが考えられます。
- 「車両等の通行」とは、自動車の通行のほか、人や車いすの通行、鉄道や軌道の車両等の通行をいいます。

(指定等文化財建造物の安全性の確保等)

第37条 指定等文化財建造物の所有者又は管理者（以下「指定等文化財建造物所有者等」という。）は、当該指定等文化財建造物の倒壊等により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのある場合において、当該指定等文化財建造物について、災害に対する安全性を確保するため、法令又は条例の規定に反しない限りにおいて、改修その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 府は、指定等文化財建造物所有者等が前項の措置を講じるに当たり、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 府は、市町村その他関係機関と連携して、指定等文化財建造物所有者等が地域住民と協働して行う防災訓練（防災に関する訓練をいう。以下同じ。）その他防災活動の実施に必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

第37条は、指定等文化財建造物（第2条第12号で定義しています。）については建築基準法や耐震改修促進法の適用が除外されます（一部を除く。）が、その歴史上又は芸術上の価値を保護しながら、所有者又は管理者と府、さらに市町村、地域住民等が連携し、協働して、災害に対する安全性を確保する必要があることを定めたものです。

【解説】

＜第1項＞

○ 京都府には、歴史的価値の高い数多くの指定等文化財建造物が数多く残されており、多数の人々がこれらの文化財を訪れているところですが、その価値を損なうことがないように指定等文化財建造物は建築基準法の適用が除外（一部を除く。下記参考を参照。）されており、地震に対する構造的評価や構造補強も慎重に行わなければなりません。

しかしながら、地震により指定等文化財建造物が倒壊、半壊、一部損壊等をする、来訪者等の生命、身体、財産を害し、緊急輸送車両や応急対策車両の通行の妨害になることがあります。また、人類共通の財産である指定等文化財建造物自体が倒壊、半壊、一部損壊等をする、歴史的価値が減ってしまう可能性もあることから、災害からの安全性を高めることにより、指定等文化財建造物自体を保護し、後の世代に引き継いでいく必要があります。

○ そこで、本条第1項では、指定等文化財建造物所有者等に、文化財保護法等の法令や京都府文化財保護条例等に適合し、文化的価値を損なわない範囲において、災害に対する安全性を確保するよう努めることを定めたものです。

○ 「災害に対する安全性を確保」とは、地震、暴風、竜巻、豪雪等により倒壊、半壊、一部損壊等をしないよう安全性を確保することです。

○ 「車両等の通行」とは、自動車の通行のほか、人や車いすの通行、鉄道や軌道の車両等の通行をいいます。

○ 「改修その他の必要な措置」とは、次のような措置を想定しています。

① 指定等文化財建造物の耐震診断を行い、耐震化等の対策を行うこと。

- ② 瓦や外壁などの落下防止策のために、安全対策を図ること。
- ③ 消火栓や貯水槽、用水路等の消火設備を設置して、出火又は延焼を防止すること。
- ④ 当該指定等文化財建造物への来訪者等が倒壊した場合に危険な区域に立ち入ることを禁止すること。

〔参考〕

建築基準法第3条により、文化財保護法の規定に基づき登録された登録有形文化財及び登録有形民俗文化財である建造物（34ページ参照）は建築基準法の適用除外となっておりません。ただし、京都市内の登録有形文化財については、京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例により建築基準法の適用除外となっていることがあります。

〔参考法令〕

■ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)

(適用の除外)

第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- 二 旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)の規定によつて重要美術品等として認定された建築物
- 三 文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物(次号において「保存建築物」という。)であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの
- 四 第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

2 ～ 3 略

■ 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（平成24年京都市条例第67号）

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、次項に定めるもののほか、建築基準法（以下「法」という。）及び建築基準法施行令において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象建築物 法の規定が適用されるに至った際現に存し、又はその際現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中であつた建築物のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 文化財保護法第57条第1項の規定により登録された登録有形文化財イ
～キ 略

(2)～(4) 略

(所有者等による登録の提案)

第3条 対象建築物の所有者は、当該対象建築物の保存及び活用を図るため、法第3条第1項第3号の規定に基づく指定が行われる必要があると認めるときは、別に定めるところにより、市長に対し、当該対象建築物を保存建築物として登録することを提案することができる。

2 ～ 3 略

(保存建築物の登録等)

第4条 市長は、前条第1項又は第2項の提案を受けた場合において、当該提案に係る対象建築物の保存及び活用を図るために法第3条第1項第3号の規定に基づく指定を行う必要があり、かつ、当該提案に係る保存活用計画の内容について交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該提案に係る対象建築物を市長がその事務所に備える保存建築物登録原簿に登録することができる。

2 ～ 3 略

4 市長は、第1項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を公告するとともに、保存対象敷地及び当該保存対象敷地内に存する建築物の位置その他別に定める事項を表示した図書をその事務所に備えて、一般の縦覧に供さなければならない。

5～6 略

7 市長は、第4項の規定による公告をしたときは、当該保存建築物について、法第3条第1項第3号の規定に基づく指定を行うため、遅滞なく、京都市建築審査会に諮らなければならない。

＜第2項＞

- 第2項では、第1項を踏まえて、指定等文化財建造物所有者等が「改修その他の必要な措置」を適切に講じられるよう、「文化財防災対策マニュアル」を文化財の所有者等に配付するなど技術的な助言や施策の実施、財政的な支援を想定しています。

＜第3項＞

- 指定等文化財建造物所有者等は、災害や火災の発生時に消防隊が到着するまでの初期消火活動が適切に行われるよう、所轄の消防署や市町村と連携しつつ、近隣の地域住民と協働して防災訓練や消火訓練、その他自動火災報知、消火設備等の防災設備の整備などの防災活動を行っていることがあります。

第3項では、府は、これらの防災活動の実施を支援するため、関係市町村その他地元自治会や自主防災組織、消防団、NPO法人、寺院等と連携して、

- ・ 防災講習会や各種会議等で地域ぐるみの文化財防災対策の必要性について啓発
- ・ 府内にある国、府、市町村が指定等をした文化財の総合目録をデータベース化し、災害発生に遅滞なく被害状況等の確認を行い、適切な保全を図れるよう消防、警察、文化財関係の行政機関において情報を共有

などの文化財防災対策を講じるとともに、各市町村等で防災訓練が行われる際には、文化財防災の視点からも活発に行われるよう引き続き支援を行います。

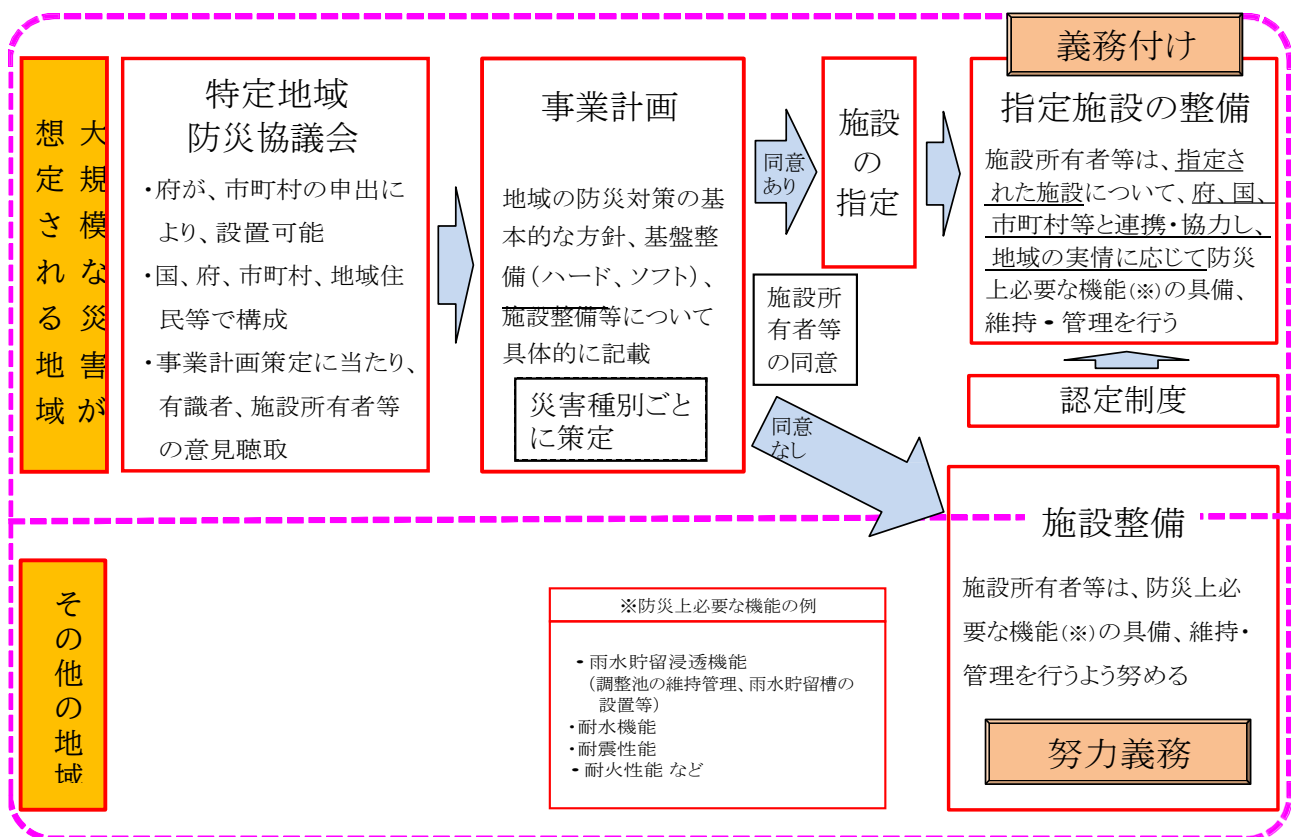
大規模な災害が想定される地域における特別な措置（第38条～第43条関係）

「第3章 災害に強いまちづくり」のうち、「第1節 総合的治水対策（第14条～第31条）」及び「第2節 地震、津波等に関する防災対策（第32条～第37条）」は、どんな地域であっても適用される可能性がある一般的な規定ですが、「第3節 特定地域防災協議会等（第38条）」及び「第4節 指定施設の指定等（第39条～第43条）」は、大規模な災害が想定される地域のみで適用される規定です。

大規模な災害が想定される地域においては、まずは府、国、市町村が行政として取り組むべき防災対策や地域において大きな効果が見込まれる民間施設における防災対策についてハード、ソフト両面から重点的に取り組むこととしています。

府は、大規模な災害が想定されると判断される地域において、市町村の申出により「特定地域防災協議会」を設置して、特定地域防災協議会は事業計画を作成し、府、国、市町村の協議により各々が行うべきとした事業を計画的に実施することとするとともに、事業計画に掲げられた民間施設については、施設所有者の同意を得ることを条件に指定施設として指定することにより、防災上必要な機能の具備、維持管理を行うことを義務付け、地域における災害からの安全性を向上させることを目指しています。

特定地域防災協議会の設置から指定施設の指定までの流れ



第3節 特定地域防災協議会等

(特定地域防災協議会等)

第38条 府は、大規模な災害が想定される地域（津波により生じる被害については、津波防災地域づくりに関する法律第10条第2項に規定する推進計画区域を除く。）について、防災対策を円滑かつ効果的に実施するため、市町村からの申出により、特定地域防災協議会を設置することができる。

2 特定地域防災協議会は、府、国、市町村、地域住民等により構成する。

3 特定地域防災協議会は、計画的な事業の実施を図るため、災害の種別ごとの事業計画を定めるものとする。

4 事業計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 防災対策の基本的な目標に関する事項
- (2) 防災対策の実施に関する基本的な方針
- (3) 防災に関する基盤整備及び施設整備に関する事項
- (4) その他防災対策の実施に必要な事項

5 府は、第3項の事業計画が定められたときは、防災対策を行う市町村を支援するため、国と連携して、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるものとする。

【趣旨】

第38条は、大規模な災害が想定される地域については、まちづくりの段階から防災対策を重点的に実施することとし、府は国、市町村、地域住民等と連携し、協働して協議会を設置して、実施すべき防災対策を取りまとめた事業計画を作成して、行政としてできる限りの対策を講じることを定めたものです。

【解説】

- 特定地域防災協議会は、大規模な災害が発生するおそれがある地域において、府、国、市町村、地域住民等が連携し、協力して、重点的に防災対策を実施する枠組みとして設置するものです。
- 京都府内の地域であれば京都府地域防災計画が適用され、防災対策が実施されることとなりますが、大規模な災害が発生するおそれがある地域においては、地域の実情や課題に応じて円滑かつ効果的に防災対策を実施する必要があります。

＜第1項＞

- 特定地域防災協議会の設置は、まず、市町村から特定地域防災協議会を設置するよう申出があることが前提となります。

隣接するなど複数の市町村が合同で申出することもできます。

- 申出の様式は本条例や施行規則では特に定めていませんが、災害対策課と相談の上、次の内容について明らかにすることを想定しています。
 - ・ 大規模な災害が想定される地域の範囲
 - ・ 災害の種別
 - ・ 大規模な災害が想定される地域であることの理由
 - ・ 当該地域における防災上の課題

- ・必要と考えられる主な防災対策

- 市町村は、申出に当たって、対象が、「大規模な災害が発生するおそれがある地域」ということに留意していただくことになります。

ここで、「大規模な災害が発生するおそれ」については、災害種別ごとに判断すればよく、「洪水により生じる被害」や「地震により生じる被害」など一種類の災害でも大規模であるおそれがあれば足ります。

また、「地域」については、市町村が特定地域防災協議会の設置を申し出る災害ごと、内容ごとに決めることとし、市町村全域であっても、市町村域のうち一部であっても構いません。例えば、洪水の場合は、市町村の申出により、この地域を町丁目単位としたり、浸水があった場合に想定される水深が□cm以上としたりすることが考えられます。地震の場合は、市町村の申出により、この地域を市町村単位としたり、住宅密集地域としたりすることが考えられます。

- 「津波により生じる被害」については、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波浸水想定を踏まえて、津波防災地域づくりを総合的に推進するための推進計画を作成することができ、推進計画の作成に関する協議及び推進計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会を設置することができることとされており、本条の規定と同様の制度がすでにあることから、本条の適用を除外することとしています。

本項では、「津波防災地域づくりに関する法律第10条第2項に規定する推進計画区域を除く。」としておりますが、推進計画を作成していない場合であっても、津波に関して市町村が何らかの協議会を設置し、事業計画を作成しようとするときは、津波防災地域づくりに関する法律に基づいて行うことが望ましいと考えます。

なお、市町村が津波防災地域づくりに関する法律による推進計画の作成及び協議会を組織する場合には、府として積極的な支援を行うこととします。

〔参考法令〕

■ 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)

(推進計画)

第十条 市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(以下「推進計画」という。)を作成することができる。

2 推進計画においては、推進計画の区域(以下「推進計画区域」という。)を定めるものとする。

3 前項に規定するもののほか、推進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。一

津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針

二 津波浸水想定に定める浸水の区域(第五十条第一項において「浸水想定区域」という。)における土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する事項

三 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項であつて、次に掲げるものイ

～ト 略

4～12 略

(協議会)

第十一条 推進計画を作成しようとする市町村は、推進計画の作成に関する協議及び推進計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 推進計画を作成しようとする市町村

二 前号の市町村の区域をその区域に含む都道府県

三 関係管理者等その他前条第三項第三号イからへまでに規定する事業又は事務を実施すると見込まれる者四

学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

- 市町村から特定地域防災協議会を設置するよう申出があったとき、府は、大規模な災害が想定されるかどうか、防災対策を円滑かつ効果的に実施する必要があるかどうかにより設置の必要性を判断します。

特定地域防災協議会は、京都府内の各地域で一律に設置するものではなく、また、市町村からの申出により自動的に設置するものではありません。

大規模な災害が発生するおそれがあり、特定地域防災協議会を設置する必要があると判断される場合とは、例えば次のような場合をいいます。

〔洪水の場合〕

- 浸水があった場合に想定される水深が高い住宅密集地域であり、一度集中豪雨が発生すると、河川の洪水が発生しやすく、総合的な治水対策が必要とされる状況であること。
- 過去に大規模な全壊、半壊、床上浸水の被害があった区域であり、浸水があった場合に想定される水深が高いこと。

〔地震の場合〕

- 震度7が想定され、住宅が密集した地域であること。
- 京都府地震被害想定調査（平成20年度）による市（区）町村ごとの被害想定の大きさを基準とし、人口に占める死者数の割合又は建物数に占める全壊数の割合が極めて高いこと。

〔土砂災害の場合〕

- 土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域であって、住宅が密集しており、早急に砂防施設の整備を強化する必要があること。
- 過去に大規模な土砂災害が発生した区域であり、恒久的な砂防施設の整備等が十分でないと認められること。

- 府は、特定地域防災協議会の設置の必要性があると判断した場合は、特定地域防災協議会を設置することとします。

<第2項>

- 特定地域防災協議会は、府の関係する本庁組織又は地域機関、国の指定地方行政機関、設置を申し出た市町村の関係部署、当該市町村の地域住民、その他学識経験者などによって構成され、当該地域の実情や課題に応じて決定することとします。

- 府、国、市町村は、それぞれの立場から行政機関として実施するべき防災対策を持ち寄り、全体として総合的な防災対策を行うことを目指すとともに、地域住民からは、地域に密着した災害の危険性に関する情報や実施するべき防災対策の方向性について意見を聴き、防災対策を実施していただくこととしています。

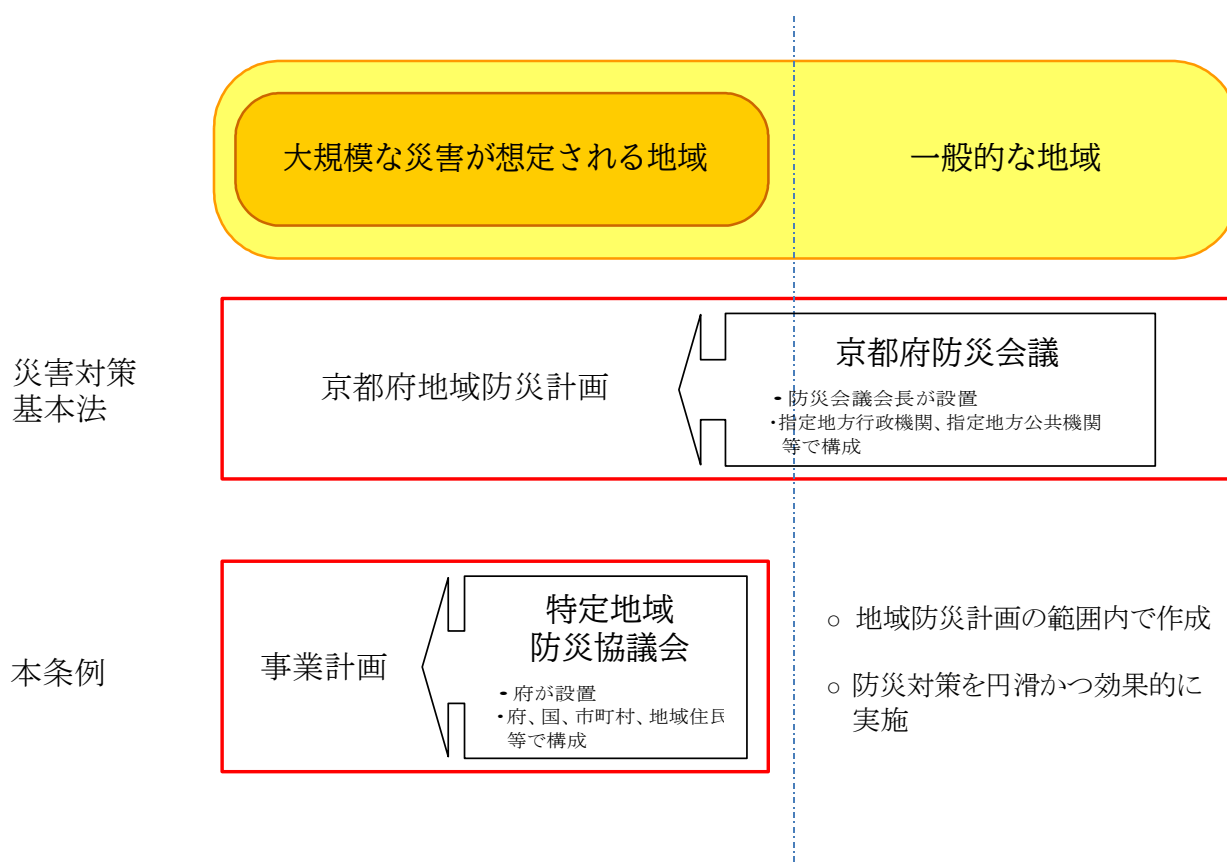
- 事務局は、京都府が担います。

<第3項>

- 特定地域防災協議会は、大規模な災害が発生するおそれがある地域において重点的に行うべき防災対策を取りまとめて事業計画を定めることとします。

- この事業計画は府が単独で定めるのではなく、府、国、市町村の行政が十分に連携し、総合的な防災対策を講じるため、府、国、市町村が協働して事業計画を定めることとしたものです。
- 地域防災計画は、京都府全域における一般的な防災対策の概要が記載されていますが、この事業計画は、地域防災計画の範囲内において、特定の地域における防災対策をできるだけ具体的に記載するものです。

地域防災計画と事業計画の関係について



< 第4項 >

- 事業計画は、特定地域防災協議会において災害種別ごとに作成し、計画の対象となる地域を特定した上で、計画地域の防災対策の基本的な目標と方針、ハード面・ソフト面での基盤整備施設整備等について具体的に記載します。
- 計画区域は、基本的には、市町村が特定地域防災協議会設置の申出の際に設定した「大規模な災害が想定される地域」になります。
- 基盤整備や施設整備については、現状及び今後の対策を記載することとし、府、国、市町村の役割分担を明記することになります。

- 基盤整備については、公共施設の整備などのハード対策だけではなく、公共施設の維持管理、自主防災組織等の活動や防災訓練・研修会等の開催など地域における災害に強いひとづくり、備蓄や避難行動要支援者への支援など災害発生時の体制づくりといったソフト対策も含まれます。
- 施設整備については、防災対策を行う個別施設名を明記することを想定しています。
個別施設は、府、国、市町村が所有又は管理をする施設のほか、府民等が所有又は管理をする施設も含まれます。
- 府、国、市町村が所有又は管理をする施設については、施設ごとにどのような防災対策を行うのかを具体的に記載することになります。
- 一方で、府民等が所有又は管理をする施設については、府、国、市町村及び地域住民からの情報提供により、計画区域内の一定規模以上の土地（公園、駐車場等）、建築物（公共建築物、大規模集客施設等）、調整池、貯水施設、排水機等、ため池、公共施設、文化財建造物等を抽出し、地域の施設一覧表を作成することを予定しています。
さらに、各施設に対して、雨水貯留対策、耐水対策、耐震対策等の実施状況について照会して、現況を取りまとめることとします。
ただし、各施設所有者等からは事業計画への掲載についての同意を得るものであり、事業計画作成の時点では必ずしも今後の防災対策等の実施について同意するものとは限らないことから、施設ごとの防災対策・整備内容の記載はしないことがあります。
この場合、第39条に基づき当該施設の所有者等の同意を得て知事が指定することにより、当該施設の所有者等に対して、当該施設における防災対策の実施が義務付けられ、実効性を確保していくこととしています。
- なお、事業計画への地域の施設一覧表の掲載に当たって、他の法令で施設管理が義務づけられている場合や、市町村が条例・協定により民間の雨水貯留施設等を管理することとしている場合（下水道法第25条の3、第25条の4参照）等については、事業計画にはその旨を記載することとします。この場合は、知事による指定は行わないこととします。
- 「その他防災対策の実施に必要な事項」とは、例えば、防災対策の実施状況の進捗確認や事業計画の見直し等が想定されます。

〔参考法令〕

- 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）
（管理協定の締結等）

第二十五条の三 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域において浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内に存する雨水貯留施設（浸水被害の防止を図るために有用なものとして政令で定める規模以上のものに限る。以下同じ。）を自ら管理する必要があると認めるときは、雨水貯留施設所有者等（当該雨水貯留施設若しくはその属する施設の所有者、これらの敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。次条第一項において同じ。）を有する者をいう。以下同じ。）との間において、管理協定を締結して当該雨水貯留施設の管理を行うことができる。

2 前項の規定による管理協定については、雨水貯留施設所有者等の全員の合意がなければならない。

第二十五条の四 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域において浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内

において建設が予定されており、又は建設中である雨水貯留施設を自ら管理する必要があると認めるときは、雨水貯留施設所有者等となろうとする者（当該雨水貯留施設若しくはその属する施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下「予定雨水貯留施設所有者等」という。）との間において、管理協定を締結して建設後の当該雨水貯留施設の管理を行うことができる。

2 前項の規定による管理協定については、予定雨水貯留施設所有者等の全員の合意がなければならない。

＜第5項＞

- 事業計画が定められた後は、府、国、市町村は決められた役割分担に基づき、それぞれが防災対策を実施することになりますが、三者が連携して防災対策を進める必要があります。

特に、府としては、広域行政を行う立場から、国と連携して市町村を支援することとし、情報提供、助言のほか、技術職員の現地派遣や共同の現場確認などの措置を行うことが想定されます。

指定施設の指定等に係る事務手続き

(第39条～第43条関係)

指定施設の指定、指定解除及び所有者等変更に係る事務フローは次のとおりです。また、この事務手続の中で必要となる文書について様式をお示しします。

指定施設の指定等に係る事務フロー

【指 定】

手続き主体	手続きの流れ	根拠条文等
京都府 → 所有者等	①事前説明・協議、内諾 実施する防災対策の内容、指定による義務の発生、諸手続について説明し、内諾を得る	
京都府 → 所有者等	②同意の依頼(文書) 府から所有者等に指定の同意を依頼	様式②
所有者等 → 京都府	③同意文の提出(文書) 同意文を提出(実施する防災対策を明記)	第39条第2項 様式③
京都府 → 所有者等	④指定通知(文書) 指定施設の指定について通知文を送付	第39条第1項 様式①
京都府	⑤指定告示(府公報) 府公報に指定施設の指定について掲載	第39条第3項 施行規則第13条
京都府	⑥認証制度その他の必要な施策 認証書の交付、ホームページ等による施設所有者名等の公表等	第39条第4項
所有者等	⑦特定防災対策の実施 防災上必要な機能の具備、維持管理	第41条第1項

【指定解除】

所有者等 → 京都府	①知事への届け出 指定施設について災害に対する安全性喪失又は用途廃止を届け出	第42条第1項 第7号様式
京都府	②指定解除の判断 特定施設所有者等が特定防災対策を実施することができない正当な理由があると知事が認めるかどうかで判断	
京都府 → 所有者等	③指定解除通知(文書) 指定施設の指定解除について通知文を送付	第43条第1項 様式④
京都府	④指定告示(府公報) 府公報に指定施設の指定解除について掲載	第43条第2項

【所有者等変更】

新たな所有者等 → 京都府	①知事への届け出 指定施設所有者等の変更があった旨を届け出	第42条第2項 第8号様式
---------------	----------------------------------	------------------

【指定施設の指定等に係る事務手続きに係る様式】

様式①

文 書 番 号
年 月 日

様

京都府知事

指定施設の指定について（通知）

次のとおり、指定施設の指定をしましたので、災害からの安全な京都づくり条例第39条第1項の規定により通知します。

指定施設の表示	名 称	
	所 在 地	
	区 分	1. 建築物 2. 工作物 3. その他（ ）
	用 途	
	所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
特 定 防 災 対 策 の 内 容		
指 定 す る 理 由		
指 定 年 月 日		
備 考		

注「指定施設の表示」の「区分」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

様式②

文 書 番 号
年 月 日

様

京都府知事

指定施設の指定に係る同意について（依頼）

次のとおり、指定施設の指定をしたいので、災害からの安全な京都づくり条例第39条第2項の規定により別添様式により同意願います。

建築物等の表示	名 称	
	所 在 地	
	区 分	1. 建築物 2. 工作物 3. その他（ ）
	用 途	
	所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
実施しようとする防災対策の内容		
指 定 し よ う と す る 理 由		
備 考		

注 「建築物等の表示」の「区分」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

様式③

指定施設の指 定 同 意 書

年 月 日

京都府知事 様

同意者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

電話（ ） ー

次のとおり、災害からの安全な京都づくり条例第39条第1項の規定により指定施設の指定を受けることについては、同条第2項の規定により同意します。

建築物等の表示	名 称	
	所 在 地	
	区 分	1. 建築物 2. 工作物 3. その他（ ）
	用 途	
同 意 者 の 立 場		1. 所有者 2. 管理者 所有者との関係（ ）

注 「建築物等の表示」の「区分」及び「同意者の立場」の欄は、それぞれ該当する番号を○で囲んでください。

様式④

文 書 番 号
年 月 日

様

京都府知事

指定施設の指定の解除について（通知）

次のとおり、指定施設の指定を解除しましたので、災害からの安全な京都づくり条例第43条第1項の規定により通知します。

指 定 施 設 の 表 示	名 称	
	所 在 地	
	区 分	1. 建築物 2. 工作物 3. その他（ ）
	用 途	
	所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
特定防災対策 の 内 容		
指 定 年 月 日		
指 定 を 解 除 す る 理 由		
指定解除年月日		
備 考		

注「指定施設の表示」の「区分」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

第4節 指定施設の指定等

(指定施設の指定)

第39条 知事は、前条第3項に規定する事業計画を踏まえ、建築物、工作物等その他施設（土地を含む。以下「建築物等」という。）の所有者又は管理者が、当該建築物等に雨水貯留浸透機能を備え、又は維持することその他の規則で定める防災対策（以下「特定防災対策」という。）を実施することが特に必要と認める場合には、当該建築物等を指定施設として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定しようとする施設の所有者又は管理者の同意を得るものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該指定施設に係る特定防災対策を告示するものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による指定が促進されるよう、指定施設の所有者又は管理者（以下「指定施設所有者等」という。）の認証制度その他の必要な施策を実施するものとする。

【災害からの安全な京都づくり条例施行規則】

(特定防災対策)

第12条 条例第39条第1項の規則で定める防災対策は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物、工作物等その他施設（土地を含む。以下「建築物等」という。）に雨水貯留浸透機能を備え、又は維持すること。
- (2) 建築物等に浸水による被害を軽減する機能を備え、又は維持すること。
- (3) 建築物等の耐震性能又は耐火性能の向上を図ること。
- (4) その他知事が必要と認める防災対策

【趣旨】

第39条は、大規模な災害が想定される地域については、まちづくりの段階からの防災対策を重点的に実施することとしているところですが、行政機関だけではなく府民等を含めて総力を挙げて防災対策に取り組むため、事業計画に記載された施設における防災対策については特に実効性を確保するために、当該施設の所有者等の同意を得て知事が指定する制度を創設し、またその指定が促進されるよう認証制度等を設けることを定めたものです。

【解説】

<第1項>

- 特定地域防災協議会が作成する事業計画では、計画地域において特に防災の効果が高いと認められる施設整備が掲げられますが、本条は、これを指定することにより必要な防災対策を行うことを義務付け（第41条第1項）、防災対策が適切に実行されるよう促していくものです。府民の生命、身体、財産を守るためには、府のみならず、府民自らが、自らの安全を守るため防災対策を行う必要があることから、本条例では、府民が行うべき様々な取組を努力義務として規定しています。

本条では、これらの努力義務の規定をさらに強化し、施設の所有者等に効果の高い防災対策を行うことを義務付けることにより、地域における災害からの安全度を高め、住民の生命、身体、財産を守ることとしたものです。

- 指定施設として指定するためには、第38条第3項による事業計画の施設整備の一覧に記載されていることが必要です。

これらの施設は、府、国、市町村が所有又は管理をする施設も含め、すべて防災対策を行うべき施設の対象になりますが、当該施設の所有者等の私権制限につながることから、施設所有者の同意を得ることを条件としたところです。

- 指定の基準は、当該施設が事業計画に掲載され、かつ、当該施設の所有者等が指定について同意した施設（雨水貯留対策、耐水対策、耐震対策等行うべき防災対策として同意した内容に限ります。）であることを基準とします。

- 指定の対象となる「建築物等」は、建築物（第29条、第33条、第35条）、工作物等（第36条）、土地（第25条、第27条、第28条）、その他調整池（第17条）、ため池（第25条、第31条）、貯水施設（第26条）、排水機等（第30条）、公共施設（第34条）、指定等文化財建造物（第37条）などとなります。

また、ここで対象とする土地は、25条第1項の「土地」に限定するものではなく、農地（第25条第2項）その他の土地を除外するものではありません。

- 指定施設の指定に当たっては、当該施設で行うべき防災対策を明らかにする必要がある、これを「特定防災対策」といいます。

特定防災対策は、「建築物等に雨水貯留浸透機能を備え、又は維持すること」（施行規則第12条第1号）のほか、施行規則により「建築物等に浸水による被害を軽減する機能を備え、又は維持すること」（同第2号）、「建築物等の耐震性能又は耐火性能の向上を図ること」（同第3号）、「その他知事が必要と認める防災対策」（同第4号）としています。

防災対策のうち総合治水対策については、第14条において次のように集約しています。

- (1) 降雨による浸水の発生を防ぐため、河川及び下水道により、雨水を海域まで流下させ、又は一時的に貯留する対策（河川下水道対策（流す対策））
- (2) 降雨による浸水の発生を減少させるため、流域内において雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる対策（雨水貯留浸透対策（貯める対策））
- (3) 降雨による浸水が発生した場合において、浸水による被害を軽減させるため、浸水の発生にあらかじめ適切に備える対策（浸水被害軽減対策（備える対策））

このうち、(1)については府の対策であるため特定防災対策として挙げていませんが、(2)と(3)に該当するものが、それぞれ施行規則第12条第1号の「建築物等に雨水貯留浸透機能を備え、又は維持すること」と同第2号の「建築物等に浸水による被害を軽減する機能を備え、又は維持すること」です。

また、防災対策のうち地震、津波等に関する防災対策については、第32条から第37条において規定していますが、これらをまとめると「建築物等の耐震性能又は耐火性能の向上を図ること」と集約することができ、施行規則第12条第3号として規定したものです。

そのほか条例で規定していない防災対策についても「知事が必要と認める防災対策」があれば、施行規則第12条第4号により特定防災対策として認めることとしています。

- 「知事が必要と認める防災対策」とは、例えば、次の防災対策が考えられます。
 - ・ 従業員等の避難誘導、救出 ・ 救護等に関する計画の作成
 - ・ 従業員等の避難誘導、救出 ・ 救護等に必要な物資の備蓄及び点検
 - ・ 従業員等への防災教育、防災訓練の実施
 - ・ 危険物取扱施設所有者等による危険物又は有害物質の適切な維持管理
- 本条例の「第3章 災害に強いまちづくり」の中で、開発行為に伴う調整池の設置（第17条）、土地等の雨水貯留浸透機能の確保（第25条）、貯水施設による雨水貯留容量の確保（第26条）、森林の雨水貯留浸透機能の確保（第27条）、土地の遊水機能の維持等（第28条）、公共建築物の耐水機能の確保（第29条）、排水機場等の適切な操作（第30条）、ため池の決壊の防止等（第31条）、建築物の安全性の確保（第33条）、公共施設の安全性の確保（第34条）、屋内における家具等の安全性の確保（第35条）、工作物等の安全性の確保（第36条）、指定等文化財建造物の安全性の確保等（第37条）について努力義務の規定がありますが、これらの建築物等を指定することにより、これらの内容が義務化されるものです。また、本条例で具体的に規定していない対策や類似の対策も考えられます。
- 指定施設の対象と特定防災対策の具体例は次のとおりとなります。

① 建築物等に雨水貯留浸透機能を備え、又は維持すること

指 定 施 設	特 定 防 災 対 策
雨水の流出を抑制する機能を維持することが特に必要と認める調整池	雨水の流出を抑制する機能を維持できるよう、当該調整池を適切に維持管理すること
雨水貯留浸透機能を備えることが特に必要と認める駐車場、運動施設、公園、建物、公共施設等	雨水貯留浸透機能を備えることができるよう、当該駐車場、運動施設、公園、建物、公共施設等の地下や屋根に雨水貯留槽を設置すること、又は雨水を浸透させる舗装を実施すること
雨水貯留浸透機能を維持することが特に必要と認める駐車場、運動施設、公園、建物、公共施設等	雨水貯留浸透機能を維持することができるよう、当該駐車場、運動施設、公園、建物、公共施設等の地下や屋根に設置した雨水貯留槽を適切に維持管理すること
雨水貯留機能を維持することが特に必要と認めるため池	雨水貯留機能を維持することができるよう、ため池を適切に維持管理すること
雨水貯留機能を維持することが特に必要と認める貯水施設（利水ダムなど）	雨水貯留機能を維持することができるよう、大雨により洪水が発生するおそれがある場合に、あらかじめ当該貯水施設（利水ダムなど）の貯水量を減じるなどの措置を講じること
河川の流水及び雨水を一時的に貯留することが特に必要と認める土地	河川の流水及び雨水の貯留機能を維持することができるよう、当該土地を適切に維持管理すること

② 建築物等に浸水による被害を軽減する機能を備え、又は維持すること

指 定 施 設	特 定 防 災 対 策
耐水機能を備えることが特に必要と認める建築物	公共建築物が浸水することを防止し、又は浸水しても被害を軽減するよう、当該建築物の床を高くすること、敷地を嵩上げすること、止水板の設置等により地階への雨水の流入を防ぐこと、遮水構造の建築外壁とすること若しくは外構壁を設置すること、又は電気設備や家具等必要な動産を高所に設置すること
耐水機能を維持することが特に必要と認める建築物	公共建築物が浸水することを防止し、又は浸水しても被害を軽減するよう、高くした当該建築物の床、嵩上げた敷地、設置した止水板、遮水構造の建築外壁若しくは外構壁、又は高所に設置した電気設備や家具等必要な動産の現状を適切に維持管理すること
適切に操作することが特に必要と認める排水機場又はポンプ場	・ 排水機又はポンプの操作に係る排水計画がない場合は、排水計画を作成すること ・ 堤防が決壊するおそれがある程度にまで河川水位が上昇した場合、排水計画に従って、排水機又はポンプの操作を停止するなど排水機又はポンプを適切に操作すること
決壊を防止することが特に必要と認めるため池	・ ため池の決壊を防止するよう、日常的な点検（□ヶ月に一度など）を実施すること ・ ため池の決壊を防止するよう、豪雨等により当該ため池の水が堤体を越えてあふれ出すおそれがある場合は、あらかじめ当該ため池の貯水量を減じる措置を講じること

③ 建築物等の耐震性能又は耐火性能の向上を図ること

指 定 施 設	特 定 防 災 対 策
倒壊、延焼等からの安全を確保することが特に必要と認める建築物	倒壊、延焼等からの安全を確保することができるよう、当該建築物の耐震診断、耐震改修、撤去、耐火性能の向上などの措置を講じること
屋内における家具等の安全を確保することが特に必要と認める建築物（大規模集客施設など）	屋内における家具等の安全を確保することができるよう、当該建築物にある商品陳列棚等の転倒防止や窓ガラスの飛散防止などの措置を講じること
落下からの安全を確保することが特に必要と認める落下危険物のある建築物（大規模集客施設など）	落下からの安全を確保することができるよう、当該落下危険物の定期的な点検、改修、補修、修繕、撤去等の措置を講じること

- 指定施設の指定に当たっては、文書（様式①（113ページ参照））で通知することとします。

<第2項>

- 知事は、事業計画に整備すべきものとして記載された施設について、当該施設の所有者等の同意を得た上で、指定することとします。
- 同意を得る「所有者等」とは、個別ケースに応じて実質的に当該施設で特定防災対策を決め、これを遂行する者であり、所有者若しくは管理者又はその両方のことをいいます。
- 特定防災対策の実施は指定施設所有者等の義務ですが、本人の同意が要件となっていることから、一方的な規制ではなく、当該施設の所有者等が指定に同意してもらうよう協議することが重要です。

そのためには、大規模な災害が想定される地域については、まちづくりの段階からの防災対策を重点的に実施することとしているところであり、行政機関だけではなく府民等を含めて総力を挙げて防災対策に取り組む必要があることを十分に理解してもらうことが必要です。
- 同意を得たことを確認するため、所有者等に文書（様式②（114ページ参照））で指定の同意を依頼し、所有者等に文書（様式③（115ページ参照））で同意文を提出することとします。

<第3項>

【災害からの安全な京都づくり条例施行規則】

（指定施設の指定の告示）

第13条 条例第39条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を公報に登載して行うものとする。

- (1) 指定施設の所在地
- (2) 指定施設の用途
- (3) 指定施設所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (4) 特定防災対策の内容
- (5) 指定する理由

- 知事は、第1項の規定による指定をするときは、特定防災対策の実施が法的に義務付けられたことを明らかにするため、京都府公報により告示することとします。

告示により、対象となる指定施設の所在地等のほか、特定防災対策の内容、指定する理由を明らかにすることとします。
- 告示に記載する指定施設所有者等は、特定防災対策を実施する責任を負うことになります。指定施設の指定に当たっては、指定施設所有者等と事前協議の上、当該指定施設所有者等の同意を得ることとなりますが、その指定の相手方であり同意をした者が特定防災対策を実施する責任を負う者となり、個別ケースに応じて所有者若しくは管理者又はその両方を告示することが考えられます。

＜第４項＞

- 指定が促進されるよう、指定施設所有者等が特定防災対策実施の義務付けを受け入れるインセンティブの効果や、特定防災対策実施のモチベーションの維持を目的として、認証制度その他の必要な施策を実施することとしています。
- 認証制度の内容としては、認証書の交付、ホームページ等による施設所有者名等の公表、当該施設への防災対策を実施している旨を説明する案内板の設置等を行い、指定施設所有者等の防災対策を府民等にＰＲすることを想定しています。

「その他の必要な措置」として、職員派遣による講演会（職員出前語らい）などの場で指定施設所有者等の取組をＰＲすることなどが考えられます。

また、これらの防災対策を知った府民等が啓発されて、同様に防災対策を講じることも期待できます。
- 他方で、指定施設所有者等に特定防災対策を実施することを義務付けた以上、その義務の履行を担保する必要があります。

そこで、「その他の必要な措置」の一つとして、既存の補助制度を十分に活用すること、技術的な助言を含め情報提供を行うことなどが考えられます。
- なお、認証の対象となる指定施設所有者とは、特定防災対策を実施する責任を負う者であり、個別ケースに応じて指定施設の所有者若しくは管理者又はその両方を認証することが考えられます。

(指定排水機等の排水計画の策定)

第40条 指定施設の排水機又はポンプ（以下この条において「指定排水機等」という。）の管理者は、当該指定排水機等が排水する河川が増水している場合における当該指定排水機等の計画的な操作を行うため、河川の水位に応じた適切な指定排水機等の操作を定めた計画（以下「排水計画」という。）を作成しなければならない。

2 指定排水機等の管理者は、排水計画の作成に当たっては、あらかじめ、河川管理者に協議の上、規則で定めるところにより、知事に協議し、その同意を得なければならない。

3 知事は、前項の同意をするに当たっては、当該指定排水機等が存する市町村の長の意見を聴くものとする。

【災害からの安全な京都づくり条例施行規則】

(指定排水機等に係る知事への協議)

第14条 条例第40条第2項の規定による協議は、排水計画作成協議書（別記第5号様式）に、同条第1項に規定する排水計画の案を添付してしなければならない。

【趣旨】

第40条は、指定施設が排水機場又はポンプ場である場合は、第30条の「排水機等の適切な操作」の趣旨を踏まえると、河川の水位に応じた適切な指定排水機等の操作を定めた排水計画についても義務化する必要があり、排水計画の作成に当たっては河川管理者と調整した上で、知事の同意を得なければならないという手続きを定めたものです。

【解説】

<第1項>

○ 第30条において排水機等の適切な操作について規定しており、「排水機場又はポンプ場の管理者は、河川の水位に応じた排水機又はポンプの操作方法を定めた計画を作成するよう努めるとともに、当該計画に従い、排水機又はポンプを適切に操作するよう努めなければならない。」こととしています。

○ この排水機場又はポンプ場が指定された場合は、特定防災対策は、基本的には「排水計画に従い、排水機又はポンプを適切に操作すること」となり、この実施が義務付けられることになります。

この特定防災対策の実施に当たっては排水計画を作成することが必要条件となることから、「河川の水位に応じた排水機又はポンプの操作方法を定めた計画を作成すること」の義務付け及び排水計画作成に係る手続き内容を条例により規定したものです。

○ 「河川が増水している場合における当該指定排水機等の計画的な操作」とは、第30条と同様、河川水位のある程度の上昇であれば排水機又はポンプの運転を継続するものの、堤防が決壊するおそれがある程度にまで河川水位が上昇した場合には、指定排水機等の運転を停止する操作をいいます。

○ 指定排水機等の運転及び停止が上流域と中・下流域の利益相反的な浸水被害の発生に関わる

ものであり、指定排水機等の厳密かつ明確な運転及び停止のルールを決める必要があることから、排水計画が必要となります。

<第2項>

- 指定排水機等の管理者が排水計画を作成するに当たっては、排水先の河川管理者が「堤防が決壊するおそれがある程度にまで河川水位が上昇した場合には、排水機又はポンプの運転を停止する操作を行うこと」を求めることがあることから、河川管理者との協議を要することとしています。

- 排水機場又はポンプ場の管理者は、河川管理者との協議を経て、知事に協議することが必要です。

知事への協議は、排水計画が適切に作成されていることを確認するために行います。

このため、知事への協議に当たっては、排水計画の案を添付することになります。

<第3項>

- 排出先の河川管理者との調整により排水機等を停止する場合、排水機等が存する地域が浸水被害の発生に関わる影響を受けることから、知事はその地域の市町村長の意見を聞くこととしています。

当該市町村長は、地域の防災対策を実施する立場として、また水防管理者及び下水道管理者の立場として、内水氾濫による被害を防止し又は軽減する対策を行う必要があり、この観点から意見を述べることとなります。

(指定施設所有者等の義務)

第41条 指定施設所有者等は、当該指定施設について特定防災対策を講じなければならない。

2 指定施設所有者等は、特定防災対策を講じたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

【災害からの安全な京都づくり条例施行規則】

(特定防災対策実施の届出)

第15条 条例第41条第2項の規定による届出は、新たに特定防災対策が講じられた場合に行うものとする。

2 前項の届出は、特定防災対策実施届（別記第6号様式）により行わなければならない。

3 特定防災対策実施届には、写真その他の特定防災対策が講じられたことを示す資料を添付しなければならない。

【趣旨】

第41条は、大規模な災害が想定される地域については、府民等を含めて総力を挙げてまちづくりの段階からの防災対策を重点的に実施することとする指定制度の趣旨の中で、第39条第1項により知事が指定施設を指定した効果を定めたもので、指定施設所有者等に指定された防災対策の実施を義務付けることとしたものです。

【解説】

- 指定施設所有者等は、指定施設の指定に同意することによって、事業計画に記載された施設について、地域の実情に応じて防災上の必要な機能の具備、維持管理（特定防災対策）を行う義務が発生します。
- 指定施設所有者等が実施する義務を負う特定防災対策として具体的に想定している内容は、117～120ページに記載しています。

- 指定施設所有者等が特定防災対策を実施したことを確認するため、知事に特定防災対策実施届を提出する必要があります。

特定防災対策実施届が必要なのは「特定防災対策を講じたとき」であり、これは、新たに雨水貯留浸透機能、耐水機能、耐震機能、耐火機能等を具備した場合とします。

特定防災対策が、既存の施設を維持管理し、雨水貯留浸透機能、耐水機能、耐震機能、耐火機能を維持することである場合は、指定により直ちに実施することになるとともに、以後継続して実施し続けなければならないことから、ある時点で特定防災対策実施届を提出したとしても特定防災対策の実施を確認したとはいえないため、この場合は、あえて特定防災対策実施届の提出は不要としています。

- なお、追加で「建築物等に雨水貯留浸透機能を備えた場合」又は「建築物等に浸水による機能を軽減する機能を備えた場合」についても、「特定防災対策を講じたとき」に該当することになります。

- 指定施設所有者等による特定防災対策の実施は義務ですが、もともと指定施設所有者等の同意を義務履行の担保としている制度であることから、義務違反は想定しがたく、義務違反に対する罰則の規定は設けていません。

また、同意に当たっては施設所有者等と義務履行の具体的な内容について協議するとともに、義務の内容を履行した場合には知事に届出をする（第２項）こととしており、義務履行を担保する措置を講じています。

(指定施設所有者等の届出)

第42条 指定施設所有者等は、指定施設について災害に対する安全性が損なわれたとき又は用途を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 指定施設所有者等を変更したときは、新たに指定施設所有者等となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

【災害からの安全な京都づくり条例施行規則】

(指定施設の用途の廃止等に係る届出)

第16条 条例第42条第1項の規定による届出は、指定施設用途廃止等届（別記第7号様式）により行わなければならない。

2 知事は、前項の届出があった場合において、指定施設が災害に対する安全性が失われたこと又は用途を廃止したことを確認する必要があると認めたときは、当該届出をした者に対し、写真その他の災害に対する安全性が失われたこと又は用途を廃止したことを示す資料の提出を求めることができる。

(指定施設所有者等の変更の届出)

第17条 条例第42条第2項の規定による届出は、指定施設所有者等変更届（別記第8号様式）により行わなければならない。

2 指定施設所有者等変更届には、指定施設所有者等を変更したことを証する書類を添付しなければならない。

【趣旨】

第42条は、指定施設における特定防災対策の実施状況を的確に把握するため、指定施設所有者等の届出義務を定めたものです。

【解説】

- 指定施設を維持管理し、雨水貯留浸透機能、耐水機能、耐震機能、耐火機能を維持することが特定防災対策として実施義務があったとしても、実際にこれらの機能が失われ、災害に対する安全性が損なわれることがあります。

また、指定施設自体が施設経営上の問題その他のやむを得ない事情により用途を廃止することもあり得ます。

さらに、指定施設の譲渡や貸付け等により指定施設所有者等が変更されることもあります。

これらの場合には、第39条第1項により指定した内容と重要な点で変更が生じていることから、届出の義務付けをしています。

- 施行規則第16条第2項について、「写真その他の災害に対する安全性が失われたこと又は用途を廃止したことを示す資料の提出を求めることができる」としています。

これは、調整池や雨水貯留施設などについては、災害に対する安全性が失われたのであれば写真等により容易に判別できる場合が多いと思われるので、写真等の提出を求めますが、利水ダムやポンプ施設などについては、施設の撤去でもしていない限り、写真で見ても安全性が失

われたかどうか容易には判別できないことがあるので、写真等の提出を求めるかどうかはケースによることとしたものです。

- 「写真その他の災害に対する安全性が失われたこと又は用途を廃止したことを示す資料」（施行規則第16条第2項）とは、写真のほか、パソコンや保存媒体に保存されているデータなどが考えられます。

(指定の解除)

第43条 知事は、指定施設について用途の廃止その他指定施設所有者等が特定防災対策を実施することができない正当な理由があるときは、当該指定施設の指定を解除することができる。

2 知事は、前項の規定により指定を解除したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。

【災害からの安全な京都づくり条例施行規則】

(指定施設の指定の解除の告示)

第18条 条例第43条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項を公報に登載して行うものとする。

- (1) 指定施設の所在地
- (2) 指定施設の用途
- (3) 指定施設所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (4) 特定防災対策の内容
- (5) 指定を解除する理由

【趣旨】

第43条は、指定施設について特定防災対策を実施することができない正当な理由があるときは、指定を解除できることを定めたものです。

【解説】

- 第42条第1項に基づき、指定施設の安全性が損なわれたとき又は用途を廃止したときに、その旨の届出がされた場合であっても、このことのみをもって、第43条第1項に基づき解除するのではなく、指定施設について用途の廃止その他指定施設の撤去、老朽化など指定施設所有者等が特定防災対策を実施することができない正当な理由があると知事が認めたときは、解除できることとしています。

指定施設の安全性が損なわれたとき又は用途を廃止したときであっても、指定施設として特定防災対策を実施することが特に必要と認めて指定をした以上、知事が指定を解除しない限り、当該指定施設所有者等は安全性の回復又は用途の再開に努める必要があります。

- なお、この場合の指定施設所有者等とは、特定防災対策を実施する責任を負う者であり、個別ケースに応じて指定施設の所有者若しくは管理者又はその両方を告示することが考えられます。
- 指定施設の指定の解除に当たっては、文書（様式④（116ページ参照））で通知することとします。

(自主防災組織等の活動促進)

第44条 自主防災組織等は、市町村、消防団等と連携し、及び協働して、次に掲げる取組を実施するよう努めなければならない。

- (1) 災害危険情報に基づき、地域において災害が発生する危険のある場所を把握すること。
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において有用な情報を調査すること。
- (3) 第1号の規定により把握した場所及び前号の情報が掲載された地図を作成し、当該地域住民に提供すること。
- (4) 前号の地図を活用した防災訓練を実施すること。
- (5) 法第42条の2第1項に規定する地区防災計画の素案を作成すること。

2 府は、市町村と連携し、及び協働して、前項に規定する取組を支援するものとする。

【趣旨】

第44条は、構成員である地域住民の安全を確保するため、自主防災組織等による災害危険情報の把握等について規定した第10条の内容を具体化するとともに、地域住民が災害危険情報等を基に自ら安全確保行動をとることに結び付ける防災訓練の実施や自主防災組織等による防災活動全般に関する地区防災計画の素案を作成することが重要であることを定め、府としても、市町村と連携して自主防災組織等の活動を促進することとしたものです。

【解説】

＜第1項＞

- 自主防災組織の活動として府等が公表する災害危険情報等を把握することは重要ですが、それだけではなく、地域において災害が発生する危険のある場所を調査し、把握することが重要です。

「地域において災害が発生する危険のある場所」とは、例えば、急な斜面や崖のある場所、側溝のある道路、ブロック塀や落下のおそれのある看板がある場所、過去に土砂災害や冠水等があった場所などが考えられます。

- 「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において有用な情報」とは、井戸がある場所、自家発電機等の保管場所などが考えられ、これらの災害対応資源を調査し、マップにまとめることが重要です。

- ①府が提供する災害危険情報を基に、②地域の災害危険箇所を記したリスクマップと、③災害対応資源マップを組み合わせ、さらに④避難場所や避難経路、近所の避難行動要支援者の居住地等の情報を掲載することにより、「マイ防災マップ」を作成することができます。

自主防災組織等の活動により、地域住民がマイ防災マップを共有することができれば、地域防災力は大きく向上することが期待できます。

- 地域住民がこのマイ防災マップを実際に活用し、自ら安全確保行動をとることができるようにするためには、防災訓練を重ねていくことが欠かせません。

- 地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、マイ防災マップの作成を含め、自主防災組織等が平常時、発災直前、災害発生時、復旧・復興期に行う防災活動について検討・整理をし、地区防災計画としてまとめることが重要です。
- 自主防災組織等がマイ防災マップや地区防災計画の素案を作成するためには、市町村、消防団、各種地域団体、事業者、ボランティア団体、NPO、有識者等と連携、協力する必要があります。
- なお、京都府では、地域住民の安全確保のため、マイ防災マップのほか水害等からの避難に関しては、地域住民により「水害等避難行動タイムライン」を作成し、地域で自主的に声を掛け合って避難する共助体制を構築することが重要であると考えています。避難については、市町村から発令される避難情報に従っていただくことが基本です。他方で、「自らの命は自ら守る」という観点から、地域の状況により自らの判断で早めの避難行動が必要なこともあることから、自主防災組織等において避難行動タイムラインを作成し、①自主的な避難行動のきっかけとなる目安（スイッチ）を設定、②指定緊急避難場所への移動が難しい場合のために次善となる避難場所を検討、③避難時の協力関係や役割分担を決定しておくことを推奨しています。

〔参考法令〕

■ 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)

第四十二条の二 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案(以下この条において「計画提案」という。)は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。

3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。

5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

＜第2項＞

- 府による自主防災組織等の上記取組を支援し、活動を促進するに当たっては、災害対策基本法第5条により、自主防災組織の充実を図る主体となる市町村との連携が不可欠です。
- 府としては、市町村と連携して避難行動タイムラインの作成支援ワークショップや研修会を開催するほか、自主防災組織向けに作成・配布しているハンドブックに自主防災組織が行うき取組について紹介したり、職員派遣による講演会（職員出前語らい）において説明したりすることなどにより自主防災組織等の取組を支援しているところです。

〔参考法令〕

■ 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民

の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

- 3 略

(自主防災組織等及び消防団への参加促進等)

第45条 府民は、自主防災組織等を結成するよう努めるとともに、その活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

2 府民は、消防団に積極的に参加し、又はその活動に協力するよう努めなければならない。

3 府は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において府民が助け合うことができる地域社会を形成するため、市町村と連携し、及び協働して、自主防災組織等及び消防団による防災活動を支援するものとする。

【趣旨】

第45条は、地域防災力の向上のためには、自主防災組織、自治会及び消防団の活動強化が重要であることから、府民はこれらの団体への参加等に努め、府はこれらの団体の防災活動を支援することを定めたものです。

【解説】

- 地域において、平常時及び災害発生時の防災活動をより円滑かつ効果的に進めるためには、地域住民が連携、協力し、組織的に対応することが不可欠です。

自主防災組織等及び消防団は、地域防災力の要であり、「共助」による防災対策の中核的な役割を担います。

<第1項>

- 複数の地域住民が同じ防災活動を行えば、それが自主防災組織になります。自分たちの地域は自分たちで守るという意識を複数の地域住民が持つことが自主防災組織の結成の出発点となります。

また、自治会で消火器の点検や消火訓練を行うこと、回覧板により防火・防災のお知らせをすることなどが自治会による防災活動の第一歩といえ、これが、自主防災組織の結成ということもできます。

- 自治会も、自主防災組織と同様、地域住民同士の自由な意思で結成できる任意団体であり、大規模マンションの建設や新規の住宅地の開発により組織されることがあります。

新たに自治会を組織する際に、自分たちの地域は自分たちで守る防災活動を行うようにすることが重要です。

- 自主防災組織等の防災活動としては、例えば次のようなものが期待されています。(39～40 ページ再掲)

①平常時の活動

- ・ 地域住民への防災の知識の普及（防災学習、防災教育等）
- ・ 防火・防災訓練、避難訓練（情報収集・共有・伝達訓練を含む。）
- ・ 避難場所、避難路、要配慮者、連絡体制等の確認
- ・ 食料、飲料水、防災資機材等の備蓄
- ・ 地域の危険箇所や防災設備などの把握
- ・ 防災マップの作成

②発災直前の活動

- ・ 気象状況など情報収集 ・ 共有、地域住民への伝達
- ・ 地域の見回り、要配慮者の確認などの状況把握
- ・ 避難判断、避難行動

③災害発生時の活動

- ・ 出火防止、初期消火
- ・ 率先避難、地域住民の避難誘導 ・ 避難支援
- ・ 被災者の救出及び救助
- ・ 救援物資の仕分け、炊き出し
- ・ 避難所運営、在宅避難者への支援

④復旧 ・ 復興期

- ・ 被災者に対する地域コミュニティ全体での支援

<第2項>

- 消防団は、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関です。地域における消防防災のリーダーとして、平常時 ・ 非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全守るという重要な役割を担っています。
- 消防団の活動としては、災害現場での消火をはじめ、地震や風水害などの大規模災害発生時の救助 ・ 救出、警戒巡視、避難誘導、災害防御、また平常時では、防火指導 ・ 啓発活動 高齢者訪問、応急手当の普及活動、広報活動、国 ・ 府 ・ 市町村による教育訓練などがあります。

<第3項>

- 自主防災組織等及び消防団の活動を一層充実させることで「共助」が促進され、さらに自主防災組織等の活動から地域住民一人ひとりの意識が高まり、「自助」も促進されることが期待されます。このため、自主防災組織等及び消防団の組織及び活動が充実するよう、市町村と連携、協働して支援していく必要があります。
自主防災組織等及び消防団の組織及び活動を充実させるための施策は、本来市町村が行うものとされていますが、地域の防災活動を担う自主防災組織等及び消防団の育成の重要性から、府も市町村と連携して、支援に努めることとしています。
- 府による支援としては、例えば、消防団強化交付金による消防団の活動環境の整備、消防団を中心に地域住民が協力して救助救急に当たる「ふるさとレスキュー」の取組支援、自主防災組織向けのハンドブックの作成 ・ 配布、職員派遣による講演会（職員出前語らい）の開催、地域力再生プロジェクト支援事業交付金の交付などを行っているところであり、これらにより、地域住民の助け合いによる自主的な防災活動を支援し、地域防災力の向上を行っています。

(教育、訓練等の実施)

第46条 府民は、災害の発生の防止又は災害が発生した場合における被害の軽減を図るために、一人ひとりが迅速かつ適切な行動をとることが重要であることを認識するよう努め、防災学習（災害及び防災対策に関する学習をいう。以下同じ。）に取り組むよう努め、及び府、市町村、自主防災組織等、事業者等が実施する防災訓練に参加するよう努めなければならない。

2 府は、府民が防災に関する理解を深め、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自らの安全を確保するために迅速かつ適切な行動をとることができるよう、市町村、自主防災組織等、事業者等と連携し、及び協働して、防災学習の支援並びに災害及び防災対策に関する教育を行うとともに、防災訓練を実施するものとする。

【趣旨】

第46条は、府民が自ら安全を確保する行動をとるようにするため、府民自身がその必要性を認識した上で、防災学習、防災訓練への参加に努めるとともに、府が防災学習の支援や防災教育、防災訓練の実施をすることを定めたものです。

【解説】

<第1項>

○ 本条例第5条第1項では、「府民は、基本理念にのっとり、自らの生命、身体及び財産を守るための防災活動を自発的かつ積極的に実施するよう努めなければならない。」と規定しています。

このためには、府民一人ひとりが災害の脅威を認識し、防災対策の正しい知識を持つことが必要であることから、府民は、「自助」「共助」双方の観点から、災害及び防災対策についてホームページや書籍等により自ら学習し、又は各種の機関や有識者が実施する研修会や講演会に参加して学習するとともに、それらで得た知識を災害発生時に自主的な安全確保行動に結びつけられるよう各種の機関が実施する防災訓練等に参加することが必要です。

○ 「防災学習（災害及び防災対策に関する学習）」とは、具体的には、①大規模地震発生の切迫性や被害（過去の被害実績や今後の被害想定）に関すること、②風水害とそれによる社会的影響に関すること、③気象、地象情報に関すること、④災害に備え、家庭において日頃から実施しておくべき対策などについて知識を得、それらの知識を災害発生時に安全確保行動につなげるべきことを認識し、又は初期消火や救助救急の技能を身に付けることをいいます。

○ 災害対策基本法第7条第3項では、住民の責務として「地方公共団体の住民は、」「防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するよう努めなければならない」と規定していますが、本項はこれを補完するものです。

〔参考法令〕

- 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)
(住民等の責務)

第七条 略

2 略

- 3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

- 防災訓練は、府、市町村、自主防災組織等、事業者のほか、消防団などが実施しています。

＜第2項＞

- 府民及び自主防災組織等による防災活動が自主的かつ積極的に行われるようになるには、府民への意識啓発及び情報提供が重要であり、市町村、自主防災組織等、事業者その他消防団、NPO法人、ボランティア団体などと連携、協働して、学習の支援や防災教育を行う必要があります。

- 防災学習の支援とは、インターネットや府民だより、ラジオ等による広報活動や情報提供、職員派遣による講演会の開催（職員出前語らい）などがあります。

- 防災教育には、府民や自主防災組織等、事業者等を対象とした研修会や講演会、シンポジウムなどのほか、学校における防災教育も含まれます。

学校において児童生徒に防災教育を行うことは、児童生徒自身が自ら安全を確保する行動をとるために必要であるばかりでなく、児童生徒の家庭や地域にも広がっていくことが期待できるとともに、将来の防災対策の主役を担うための礎にもなると考えられます。

- 府は、各関係機関と連携して防災力の向上を図るために各種の防災訓練を実施していますが、府民参加で実施することにより、さらに実践的な訓練になるとともに、府民による地域防災力の向上を図ることができます。

また、市町村等が実施する防災訓練について、府としても可能な範囲で連携、協力して、地域住民が防災訓練に参加することを促進する必要があります。

- 府は、これらの防災対策の実施に当たり、市町村、自主防災組織等、事業者のほか、消防団、ボランティア団体、NPOなどと連携、協働する必要があります。

(人材の育成)

第47条 府は、自主防災組織等による防災活動が効果的に行われるよう、自主防災組織等において中核的な役割を果たす人材を育成するため、市町村その他関係機関と連携して、講習会の開催その他の必要な施策を実施するものとする。

2 府は、ボランティアの受入れに関し専門的な知識及び経験を有し、ボランティアによる防災活動が円滑に行われるようボランティア相互間の情報交換及び連絡調整を行う者を育成するため、講習会の開催その他の必要な施策を実施するものとする。

【趣旨】

第47条は、地域防災力の向上を図るためには、防災リーダーや防災コーディネーターの果たす役割が極めて大きいことから、府がこれらの人材育成を行うことを定めたものです。

【解説】

<第1項>

- 自主防災組織による防災活動を活発にし、効果的に行われるようにするためには、地域における防災活動の中核的な役割を果たすリーダーの育成が欠かせません。
- 「その他関係機関」とは、自主防災組織等、消防団、ボランティア団体、NPO法人、大学等教育機関などをいいます。
- 「その他の必要な施策」とは、自主防災組織リーダー養成研修会の開催、マルチハザード情報提供システムの活用指導員の養成、職員派遣による講演会の開催（職員出前語らい）、避難所運営に係る研修や訓練の実施、自主防災組織ハンドブックの作成・配布などが挙げられます。

<第2項>

- 阪神・淡路大震災では被災者を支援するために全国から数多くのボランティアが集まるとともに、被災者を支援する非営利活動法人（NPO）も数多く生まれました。それ以降、全国で地震や風水害等の災害が発生したとき、復旧・復興に立ち上がろうとする被災者と一緒に行動、その自立を支援する自発的な社会奉仕活動を行うボランティアの活動がますます盛んになっています。

大規模な災害が発生した場合、被害が広範に及ぶため、府や市町村のみで被災者にきめ細かな支援をしていくことは困難であることから、ボランティアによる柔軟かつ機動的な活動に期待するところが大きいといえます。

しかしながら、阪神・淡路大震災では、行政側のボランティアの受入体制が整っていないという問題がありました。また、個々のボランティアが各々自由に活動することは必ずしも効果的ではなく、ボランティアコーディネーターの指示の下にボランティア活動が行われることが望ましいといえます。

そこで、府として、ボランティアコーディネーターの養成を行うこととするものです。

- また、災害発生時のボランティア活動以外にも、平常時においても防災啓発活動など自発的な社会奉仕活動を行うボランティアもおられ、この場合にも、府や市町村とボランティア団体が連携、協働する体制を構築する必要があります。

- 京都府では、京都府社会福祉協議会内に「京都府災害ボランティアセンター」を常設して、専任職員を配置しています。京都府災害ボランティアセンターは、災害発生時には、被災地でのボランティア活動の後方支援、平常時には、府内の社会福祉協議会、ボランティア団体やN P Oなど各構成団体の連携・ネットワークづくりや人材育成のための研修会を実施しています。
- 「その他の必要な施策」として、京都府では、京都府災害ボランティアセンターの活動機能の強化や、府内市町村が常設の災害ボランティアセンターを設置するために必要な研修・訓練の実施などを行っています。

また、平成25年度から、原子力災害を初めとした大規模災害発生時に、避難所において要配慮者に対して適切に支援できるボランティア（福祉避難サポーター）と連携し、そのリーダーとなる「福祉避難サポートリーダー」を養成するための研修を実施しているところです。

(備蓄の推進、物資の輸送)

第48条 府民は、災害の発生に備えて、3日分（災害が発生した場合に外部との交通が途絶するおそれが高い地域に居住する府民は、必要に応じて7日分）以上の食料、飲料水等を備蓄するよう努め、災害等に関する情報を収集することができる機器を確保するよう努め、及び避難の際に必要な物資を持ち出すための準備をしておくよう努めなければならない。

2 自主防災組織等及び事業者は、災害の発生に備えて、あらかじめ、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

(1) 被災者の避難、救出、救護等（以下「避難等」という。）に必要な物資の備蓄及び点検

(2) 被災者の避難等に必要な資材及び機材の整備及び点検

3 府は、前2項に規定する府民等の備蓄を補完するため、食料、飲料水その他の生命及び健康の維持に必要な物資（以下「必要物資」という。）を確保するとともに、災害が発生した場合に国、他の都道府県等から輸送される救援に必要な物資並びに資材及び機材（以下「救援物資等」という。）を受け入れる体制を整備するものとする。

4 府は、防災関係機関等と連携し、必要物資及び救援物資等を迅速かつ的確に避難所等に輸送する体制を整備するものとする。

【趣旨】

第48条は、食料、飲料水等の備蓄について府民自身による自助に努めること、また自主防災組織等が共助により避難等に必要な物資を整備するよう努めることを定めるとともに、府がそれらの自助、共助を補完するために、公的な備蓄を行い、救援物資等も含めた輸送体制を整備することとしたものです。

【解説】

＜第1項＞

○ 大規模な災害が発生した場合は、府や市町村その他関係機関では、被災者の生命、身体を保護するため、生存率が比較的高い発災後72時間は救助救急に全力を挙げることになりますので、府や市町村が被災者にきめ細かな支援をしていくことは困難になります。

そこで、府民一人ひとりが自助の観点から自らの生命、身体を自ら守るため、食料や飲料水などは平常時からあらかじめ自ら備蓄しておくよう努めなければなりません。

食料や飲料水などは関係機関が救助救急活動に全力を挙げる3日分を備蓄しておくことが勧められますが、関係機関が救助救急活動を行うことが困難な孤立可能性のある集落等においては7日分の備蓄をすることが望ましいとされています。

○ この家庭における備蓄は、食料、飲料水等については、普段から使っているものを多めに確保し、使った分を補充していくローリングストック法であれば、無理なく無駄なく備蓄物を揃えることができます、

また、食料、飲料水以外にも、毛布や簡易トイレ、「災害等に関する情報を収集することができる」ラジオや携帯電話等、また個人的な必要に応じて医薬品やおむつ、乳幼児品等、その他避難生活において有益な衣服、懐中電灯などの日常品や現金等を備蓄又は確保し、災害発生時には持ち出せるようにしておくことが望ましいといえます。

＜第2項＞

- 自主防災組織等は、地域における共助の中核を担う組織として、地域住民の安全を確保するため（第6条第1項、第10条第2項）、本条例においても、
- ・ 指定緊急避難場所、避難路及び避難の方法の確認（第10条第2項）
 - ・ 地域における災害発生の危険のある箇所の把握、有用情報の調査（第44条第1項）
 - ・ 防災訓練の実施（第44条第1項）
 - ・ 避難行動要支援者の避難支援体制の整備（第49条第2項）
- などの活動を行うよう努めることとしています。

そこで、これらの活動を行うためには、被災者の避難等に必要な食料や飲料水、避難生活において有益な日常品等の物資を備蓄し、日頃から点検するとともに、土嚢、ヘルメット、バケツ、救急箱等の資材や、消火器、拡声器、可搬式動力ポンプ、自家発電機、防災倉庫等の機材を整備、点検しておく必要があります。

- また、事業者は、従業員等の安全を確保するため（第7条第1項）、災害等に関する情報の収集及び伝達、安全であると認める場所への従業員等の避難誘導、従業員等の救出及び救護その他必要な措置に関する計画を作成するよう努めることとしています。（第11条第2項）

そこで、これらの活動を行うため、自主防災組織等と同様に、必要な物資の備蓄、点検及び資機材の整備、点検をしておく必要があります。

＜第3項＞

- 府は、第1項の府民による自助による備蓄や、第2項の自主防災組織等及び事業者による共助による備蓄を補完して、公助による備蓄を行うこととしています。

府では、次ページのとおり「公的備蓄に係る基本的な考え方」を取りまとめ、目標数量に到達するよう市町村と共同で備蓄を進めています。

公的備蓄等に係る基本的な考え方

令和7年5月26日 京都府防災会議で承認

＜基本方針＞

- 自助・共助による物資確保を補完するものとして、公助による物資を確保する。
- 生命・健康維持の観点から、重点備蓄品目を府・市町村の共同により備蓄する。
- 避難所内避難者に加え、在宅避難者や車中避難者を含む全避難者を対象とする。
- 発災後3日間分の必要数量について、府、市町村の現物備蓄のほか、流通在庫備蓄や非被災自治体の備蓄の融通等により、確実に確保する。
- 府・市町村それぞれにおける最大の地震被害想定に基づいて必要数を確保する。
- 府・市町村は、住民（地域）に対して3日以上分の備蓄に努めるよう呼びかける。
- その他、地域の実情に応じた備蓄に努めるものとする。
（孤立する可能性の高い地域の集落における備蓄や帰宅困難者への対応等）

＜重点備蓄品目＞

品目	一日当たりの数量
食料	1人当たり3食（年齢に応じた食料を備蓄）
飲料水	1人当たり1ℓ（別途応急給水等を確保）
乳児用液体ミルク	1人当たり1ℓ（粉ミルクの場合140g）（0歳児分）
毛布等防寒用具	1人当たり1枚（3日分）
簡易トイレ	50人当たり1基（3日分）
凝固剤	1人当たり5個（上・下水道支障率を考慮）
トイレットペーパー	1人当たり5m
おむつ（大人用）	1人当たり8枚（全避難者の0.5%（要介護認定者率））
おむつ（子供用）	1人当たり8枚（0～3歳児分）
女性用衛生用品	1人当たり4枚（12歳～51歳女性の25%）

※食料及び乳児用液体ミルクはアレルギー対応を考慮

＜準重点備蓄品目＞

避難所開設当初からの設置が求められる以下の資機材については、準重点備蓄品目として、備蓄のほか、流通在庫備蓄等により確保に努めるものとする。

パーティションテント	避難所内避難者1世帯当たり1張
簡易ベッド又は 段ボールベッド	避難所内避難者1人当たり1台

＜その他必要な備蓄物資＞

市町村は、重点備蓄品目に加え、生活物資や避難所運営資機材について、備蓄や流通在庫備蓄による調達に努める。

- 「食料、飲料水その他の生命及び健康の維持に必要な物資」とは、上記の重点備蓄品目のことです。
- 府では、「国、他の都道府県」のほか、関西広域連合、事業者、ボランティア団体などから輸送される救援物資等については、下記の物資集配所で受け入れることとしています。

広域防災活動拠点	京 都 舞 鶴 港	舞鶴市
	丹波自然運動公園	京丹波町
	山城総合運動公園	宇治市
	京 都 御 苑	京都市上京区
そ の 他	京都パルスプラザ（京都府総合見本市会館）	京都市伏見区

これらの施設については、災害時に救援物資等を円滑に受け入れられるよう体制を整備していくこととします。

＜第４項＞

- 平成23年東日本大震災や平成28年熊本地震等においては、全国からの救援物資等が届いたものの、物資集配所で救援物資等が停滞し、被災者に必要な物資が適切なタイミングで供給されなかった状況が見られました。

これらの原因としては、道路や港湾等の被災による輸送経路の途絶や仕分け作業の非効率・人員不足、発災初期の燃料不足、車両・ドライバーの確保の難しさ等が挙げられます。

府では、過去の災害におけるこれらの課題を参考に、市町村、関西広域連合や運送・倉庫関係団体・事業者などと連携して、救援物資等を避難所や市町村が定める物資集配所、必要に応じて医療機関や福祉施設などに輸送する体制を整備していくこととします。

(避難行動要支援者への支援等)

第49条 府は、市町村が行う避難行動要支援者への支援等に関する体制の整備に必要な支援を行うものとする。

2 民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づく民生委員、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童委員その他の関係者及び自主防災組織等、消防機関、京都府警察、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会その他の関係団体は、避難行動要支援者の避難の支援を円滑に行うため、市町村と連携し、避難行動要支援者の避難の支援を円滑に行うための体制を整備するよう努めなければならない。

3 避難行動要支援者は、法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者名簿の作成に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

第49条は、避難行動要支援者に係る名簿及び個別避難計画の作成と活用について規定する法第49条の10及び第49条の11並びに第49条の14及び第49条の15を踏まえ、府、関係者・関係団体、避難行動要支援者自身それぞれの役割を明確にしながら、避難行動要支援者の支援体制の整備について定めたものです。

【解説】

○ 災害対策基本法では、市町村長が避難行動要支援者名簿を作成しなければならないこと（同法第49条の10）、本人の同意が得られれば避難行動要支援者名簿情報を避難支援等関係者に提供すること（同法第49条の11）を定めています。

○ さらに、令和3年の災害対策基本法改正により、市町村長は、避難行動要支援者一人ひとりについて、災害発生時に避難支援を行う者の氏名、避難場所、避難経路等を具体的に定めた個別避難計画を作成するよう努めなければならないこと（同法第49条の14）、本人の同意が得られれば個別避難計画情報を避難支援等関係者に提供すること（同法第49条の15）とされています。

（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月作成、令和3年5月改定内閣府）参照）

○ そこで、市町村は、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画において、地域の実情に応じて、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲や個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲、避難支援等関係者となる者などを定めなければなりません。その上で、避難行動要支援者名簿情報や個別避難計画情報の外部提供の同意に関する特例措置などについて条例で定めることを検討するとともに、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の活用方法、避難支援等関係者への依頼事項などを含め、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に係る作成・活用方針等を整理する必要があります。

<第1項>

○ このように、「避難行動要支援者への支援等」に関する体制整備については直接的には市町村が行う業務ですが、その重要性に鑑みて、府として市町村に「必要な支援」をすることとし

たところです。

「避難行動要支援者への支援等」とは、避難行動要支援者への支援のほか、要配慮者又はその家族等が主体的に行う防災対策の支援、要配慮者への防災情報の提供などが想定されます。

「必要な支援」とは、例えば、避難行動要支援者名簿の作成や個別避難計画の作成等についての助言、先進事例の紹介・共有、関係団体との調整、必要に応じて避難場所や避難路の整備などが想定されます。

<第2項>

- 避難支援等関係者とされた者・団体は、市町村が地域防災計画や個別避難計画作成・活用で定めた避難行動要支援者への支援等に関する考え方に従い、避難行動要支援者と対話・意見交換し、避難支援等の具体的な方法について本人と入念に打合せ、市町村や避難支援等関係者間で避難支援等に必要な情報を共有し、役割分担を明確にするなど（関係者が一堂に会する地域調整会議を開催することが望ましい）、個別避難計画を作成する避難行動要支援者の避難の支援を円滑に行うための体制を整備するよう努める必要があります。
- 民生委員、児童委員その他の関係者及び自主防災組織等、消防機関、京都府警察、市町村社会福祉協議会その他の関係団体は、避難行動要支援者の避難支援を行うに当たっては、市町村から避難支援等関係者として位置づけられていることが必要ですので、市町村と十分な連携を図らなければなりません。
- なお、関係団体については、本条例で特に自主防災組織等の役割を規定していることから、自主防災組織等を筆頭に掲げています。
- 「その他の関係者」とは、介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職、地域福祉コーディネーター、ボランティアなどが考えられます。

「その他の関係団体」とは、地域医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、婦人会、ボランティア団体などが考えられます。

<第3項>

- 災害対策基本法第49条の11第2項では、避難行動要支援者名簿情報を避難支援等関係者に提供するに当たっては、心身の機能の障害等に関する情報を他者に知られることにより、避難行動要支援者やその家族等が社会生活を営む上で不利益を受けるおそれもあることから、本人が名簿情報の提供について同意することが条件となっています。

同条第3項では、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる」とされていますが、平常時から避難行動要支援者の避難の支援を円滑に行うための体制を整備するためには、平常時から避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を共有しておくことが必要です。

そこで、市町村は避難行動要支援者に対して、避難支援等関係者に名簿提供について同意するよう働きかけるとともに、避難行動要支援者は、自らの生命、身体を守るため、これに同意することが望ましいといえます。

○ この「同意」とは、口頭によるものと書面によるものとを問いませんが、状況に照らし本人が実質的に同意していると判断できることが必要となります。

○ なお、個別避難計画についても同様に、災害対策基本法第49条の15第2項で、個別避難計画情報を避難支援等関係者に提供するに当たっては、心身の機能の障害や移動の際の持出し品、移動時に必要な合理的配慮の内容等に関する情報を他者に知られることにより、避難行動要支援者やその家族等が社会生活を営む上で不利益を受けるおそれもあることから、本人及び避難支援等を実施する者が個別避難計画情報の提供について同意することが条件となっています。同条第3項では、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる」とされていますが、平常時から避難行動要支援者の避難の支援を円滑に行うための体制を整備するためには、平常時から避難支援等関係者が個別避難計画情報を共有しておくことが必要です。

そこで、市町村は特に避難行動要支援者に対して、避難支援等関係者に個別避難計画情報の提供について同意するよう働きかけるとともに、避難行動要支援者は、自らの生命、身体を守るため、これに同意することが望ましいといえます。

〔参考法令〕

■ 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。一

氏 名

二 生年月日

三 性 別

四 住所又は居所

五 電話番号その他の連絡先

六 避難支援等を必要とする事由

七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる

関係者(次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。)に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人(当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(個別避難計画の作成)

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という。)を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第二項又は第三項の規定による同条第一項に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。

- 3 個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

Ⅰ 避難支援者等実施者(避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。)の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

Ⅱ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

Ⅲ 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

- 4 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 5 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

(個別避難計画情報の利用及び提供)

第四十九条の十五 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報(以下、「個別避難計画情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者(次項、次条及び第四十九条の十七において「避難行動要支援者等」という。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

- 4 前二項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(帰宅困難者等に対する措置等)

第50条 府は、帰宅困難者等による混乱の発生等（災害が発生した場合において帰宅困難者等が一斉に帰宅し、若しくは目的地に移動しようとする（以下「一斉帰宅等」という。）又は駅周辺等で滞留することによる混乱、事故の発生等をいう。以下同じ。）を防止するため、市町村と連携し、一斉帰宅等の抑制に関する周知、帰宅困難者等を一時的に受け入れるための施設の確保その他の必要な措置を講じるものとする。

2 府は、前項の措置を講じるに当たっては、観光旅行者、日本語を理解することが困難な外国人等に配慮するものとする。

3 災害が発生した場合において通常用いる方法による帰宅が困難になるおそれがある者は、徒歩により帰宅する場合の経路及び家族等との連絡方法の確認その他円滑に帰宅することができるために必要な準備を行うよう努めなければならない。

4 事業者は、災害が発生した場合において帰宅困難者等による混乱の発生等の防止に資するため、その従業員及び事業所に来所する者等の一斉帰宅等の抑制のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

【趣旨】

第50条は、観光旅行者を含めた帰宅困難者に関する対策について、大規模災害が発生したときにまずは「むやみに移動を開始しない」という基本原則を踏まえ、府、事業者及び帰宅困難者になるおそれのある府民が平常時において必要な対策を行うべきことを定めたものです。

【解説】

○平成23年東日本大震災では、首都圏において大量の帰宅困難者が発生し、混乱が生じましたが、京都府においても、南海トラフ巨大地震など大規模災害が発生したときには、道路や鉄道等の施設被害、交通遮断等により、公共交通機関の途絶や自動車の通行不能等が生じ、多くの住民が通勤・通学先や所用先等から自力で帰宅することが困難になることが予想されます。

また、京都府内には各地域に観光地があり、多くの観光旅行者が訪れていますが、観光旅行者もまた宿泊地その他の目的地に移動することが困難となると考えられます。

そこで、京都府では、関西広域連合、隣接府県、市町村と連携して、観光旅行者の保護及び帰宅困難者発生の抑制のため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則（一斉帰宅等の抑制）を事業者、学校、府民等に周知徹底することとしています。また、時間の経過とともに帰宅支援のため、代替輸送の調整や災害時帰宅支援ステーション（コンビニエンスストア、外食事業者、ガソリンスタンド等）の協力を得て、トイレ、水道水等、道路情報の提供などの徒歩帰宅支援を行うこととしています。

<第1項>

○本項では、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を踏まえ、より緊急的な応急対策を要する一斉帰宅等の抑制について重点的に規定し、平常時から観光旅行者を含めた帰宅困難者等による混乱の発生等の防止に備えることとしたものです。

○「帰宅困難者等」とは、第2条第10号により「災害による交通機関の運行の停止等により、帰宅することが困難となった者及び目的地に移動することが困難となった者」と定義しており、

通勤者、通学者、買い物客のほか、観光旅行者も含みます。（34ページ参照）

「目的地」とは、宿泊施設や観光地などが想定されます。（34ページ参照）

- 「帰宅困難者等による混乱の発生等」とは、「災害が発生した場合において帰宅困難者等が『一斉に帰宅し、若しくは目的地に移動しようとする』又は『駅周辺等で滞留すること』による混乱、事故の発生等」としています。

「駅周辺等で滞留すること」とは、多数の帰宅困難者等が公共交通機関の途絶により駅周辺に滞留することのほか、観光旅行者が観光地に滞留することなどが想定されます。

「混乱、事故の発生等」とは、多数の帰宅困難者等が道路や施設の通路、駅周辺等で身動きできなくなるほどの大混雑に長時間さらされ、帰宅困難者等の集団転倒や沿道建築物からの落下物による死傷、器物の損壊等のほか、自動車や歩行者の交通の渋滞、帰宅困難者等の不効率的な移動などをもたらすことが想定されます。

- 観光旅行者を含む帰宅困難者等を避難施設に避難誘導すること、必要な情報を提供すること、必要に応じて食料や飲料水等を供給することなどは市町村の業務とされていることから、観光旅行者の保護及び帰宅困難者の対策については、市町村との連携が不可欠となります。

- 「一斉帰宅等の抑制に関する周知」とは、インターネット、ラジオその他の手段により情報発信すること、事業者に対して取組を働きかけることなどが考えられます。

「帰宅困難者等を一時的に受け入れるための施設の確保」とは、市町村が住民以外に帰宅困難者等のための一時受入施設を確保することを補完して、府としてもそのような市町村の取組を支援・助言するほか、事業者や中規模ホテル・旅館に帰宅困難者等を受け入れることを働きかけるなどの対策を想定しています。

「その他の必要な措置」とは、関西広域連合、隣接他府県、鉄道事業者、観光関係団体等関係機関との連携・情報共有体制を構築すること、帰宅困難者等に正確な情報を提供する体制を構築すること、帰宅困難者等を一時受入施設に円滑に誘導する体制を構築すること、帰宅支援のためバスなどによる代替輸送を調整することなどの措置が想定されます。

<第2項>

- 第1項の情報発信や一時受入施設への避難誘導などに当たって、観光旅行者や日本語を理解することが困難な外国人等については、発信されている情報を十分に把握しきれないこと、地域に不慣れなことから一時受入施設への円滑な避難ができないことなどが考えられることから、特に配慮することが必要です。

- 「観光旅行者、日本語を理解することが困難な外国人等」とは、観光旅行者や日本語を理解することが困難な外国人（外国人旅行者、外国籍住民など）のほか、災害を経験したことがない外国人、日本の地に不慣れな外国人などをいいます。

- 観光旅行者への配慮については、観光情報や防災情報を多言語で提供するスマートフォンアプリ「KYOTO Trip+」を府と京都市が共同で開発し、平成26年2月から運用開始しているところで、的確な情報提供するなど適切に運用することとしています。そのほか、観光関係団体や観光地にある事業者等を通じた情報提供などが考えられます。

- 外国人への配慮については、日本人と同様に一斉帰宅等の抑制に関する周知を行うこと、一時受入施設を確保し、誘導すること、災害等に関する情報を提供すること、食料・飲料水等供給することなどを想定しています。

そのため、京都府国際センター等により、多言語又は優しい日本語を使った啓発冊子やホームページによる情報提供、外国人支援に関心のある府民や外国籍住民を対象とした防災研修・訓練などを行っているところであり、今後も継続、拡充する必要があります。

<第3項>

- 通勤者や通学者で通常は公共交通機関を利用している者は、大規模災害発生時に、むやみに移動を開始しないようにする必要があります。
- そのためには、固定電話や携帯電話の回線が輻輳し、繋がりにくくなることに備えて、家族や親戚、隣人などの安否を確認し、帰宅の可否などを連絡するための方法をあらかじめ確認しておくことが、落ち着いた行動をとるためにも必要です。
連絡方法としては、NTTの災害用伝言ダイヤルや携帯電話各社の災害用伝言板などの方法があります。
- また、情報収集の結果、周囲の安全が確保され、徒歩で帰宅できると判断した場合は移動を開始することとなりますが、その場合の帰宅経路を把握しておくほか、「その他円滑に帰宅することができるための必要な準備」として、食料、飲料水、歩きやすい靴や地図の確保、災害時帰宅支援ステーションの確認などが考えられます。

<第4項>

- 一般事業者、観光地にある事業者や大規模小売事業者などにおいては、従業員、観光旅行者や買い物客などがむやみに移動を開始しないようにする必要があります。
- 「必要な措置」とは、災害や交通機関の運行状況等についての情報提供、食料や飲料水等の備蓄、一時的な宿泊場所の確保などが考えられます。

（事業継続計画等）

第51条 事業者は、災害の発生に備えて、あらかじめ、事業活動の継続又は早期の再開に必要な事項を定めた計画（以下「事業継続計画」という。）を作成するよう努めるとともに、当該事業継続計画を改善して的確に実施するための体制を整備するよう努めなければならない。

2 府は、事業継続計画を作成し、又は作成しようとする事業者に対し、事業継続計画の作成に必要な情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

3 府は、大規模な災害が発生した場合において、京都の活力の維持及び向上のため、国、市町村、事業者、ボランティア等と連携して、災害からの迅速な復旧及び復興を図る体制を構築するものとする。

【趣旨】

第51条は、大規模災害が発生しても、事業者が事業活動を継続し、又は早期に再開することにより京都の活力の維持・向上に繋がるとの観点から、事業者は事業継続に努めることが必要であるとともに、府としても必要な支援をし、体制の構築を図っていくことを定めたものです。

【解説】

<第1項>

○ 大規模災害が発生した場合に事業者が事業継続することは、一事業者の問題に限るものではなく、事業者が事業活動を継続し、又は早期に再開できなければ、地域経済は停滞するとともに、雇用の場も失われ、府民の自立した生活再建が困難になり、ますます地域の活力が失われてしまうおそれがあります。

○ そこで、事業者は事業継続計画（BCP）を作成するとともに、防災訓練等を通じて事業継続計画を常に点検、改善することにより、事業継続計画を的確に実施できるように努める必要があります。

※ 事業継続計画（Business Continuity Plan）とは、企業等の事業存続を脅かす緊急事態に見舞われたときを想定し、重要業務を許容限界以上のレベルで維持するとともに、許容される期間内に操業度を回復するための事前の対策・緊急期の対応計画・事後の復旧計画のをいいます。

<第2項>

○ 「事業継続計画の作成に必要な情報の提供その他の必要な支援」とは、事業継続計画についてインターネットやパンフレット等による情報提供、有識者による研修会等の開催、職員派遣による講演会の開催（職員出前語らい）、事業継続計画モデルプランの作成、経済団体との連携・協力による会員企業等への普及啓発などを想定しています。

<第3項>

○ 京都府では、「京都」全体に事業継続計画（BCP）の考え方を適用し、大規模広域災害等の危機事象時において京都の活力を維持・向上させるため、地域全体で連携する「京都BCPの取組を進めています。また、京都BCPを具体化するため、復旧・復興の最もベースとなる雇用と経済活動を対象として「京都BCP行動指針」を策定（平成26年6月）しています。

- 「京都BCP」の取組としては、有識者、ライフライン事業者、経済団体、金融機関などで構成される推進会議を開催するとともに、事業者ごとの個別BCPの策定支援や事業者と事業者、また事業者と行政が連携する連携型BCPの取組が挙げられます。
- 連携型BCPでは、次のような取組を行っているところです。
 - 地元金融機関と情報共有、相互支援の体制等について意見交換を重ねて協定を締結し、図上訓練を実施
 - 経済団体との連携のあり方を取り決め、図上訓練を実施
 - ライフライン事業者と情報共有や復旧のあり方について取り決め、図上訓練を実施
 - 工業団地における連携型BCPモデル事業の実施、展開
- 「国、市町村、事業者、ボランティア」のほか、経済団体、大学、福祉施設などと連携し、京都BCPの取組を拡大していくことが考えられます。

(財政上の措置)

第52条 府は、防災対策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

【趣旨】

防災対策を推進するため、必要に応じて財政上の措置を講じることとしたものです。

(立入検査)

第53条 知事は、第19条から第23条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に開発行為の対象である土地、重要開発調整池その他の場所に立ち入り、開発行為をしようとする者、重要開発調整池所有者等その他の者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【災害からの安全な京都づくり条例施行規則】

(身分証明書)

第19条 条例第53条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第9号様式）によるものとする。

- 79～80ページを参照。

(市町村の条例との関係)

第54条 市町村がこの条例に定める手続その他の内容に関して条例を制定した場合において、当該条例の規定で、この条例の規定と同等以上の効果を有するものとして規則で定めるものが適用される市町村の区域については、当該規定に相当する規則で定める規定は、適用しない。

【趣旨】

本条例の規定と目的が同じである市町村の条例の規定について、本条例の規定よりも厳しい規制や義務付けとなっている場合は、災害からの安全な京都づくり条例施行規則に定めることにより、市町村条例の当該規定が適用される区域において、本条例の規定は適用しないことを定めています。

【解説】

- 現時点では、市町村の条例の規定について、本項に該当するものではありません。（平成29年7月1日現在）

(規則への委任)

第55条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条例において「規則で定めるところにより」と規定した部分のほか、それ以外についても、本条例を円滑に施行するため、細目については必要に応じて規則で定めることとしたものです。

第7章 罰則

(罰則)

第56条 第19条又は第22条の規定による知事の命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第53条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第58条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

- 81～82ページを参照。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第13条の規定 平成28年12月1日

(2) 第18条から第23条まで、第53条及び第7章の規定 平成29年7月1日

2 前項第2号に規定する日前において、開発行為を行うにつき法令上の許可又は認可を必要とする者が当該許可又は認可を求める申請を行った場合における当該申請に係る開発行為については、第18条から第20条までの規定は、適用しない。

【災害からの安全な京都づくり条例施行規則】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条から第11条まで及び第19条の規定は、平成29年7月1日から施行する。

- 附則第1項第1号は、53ページを参照。
- 附則第1項第2号及び第2項は、83ページを参照。

附 則

この条例は、公布の日又は特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日又は同法附則第1条第2号に規定する政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。

- 「この条例」とは、下水道法に基づく流域下水道の構造の基準等に関する条例及び災害からの安全な京都づくり条例の一部を改正する条例（令和3年京都府条例第14号）をいい、同条例第2条により、本条例が一部改正されました。
- 同条例の「公布の日」は令和3年7月7日、「同法附則第1条第2号に規定する政令で定める日」は同7月15日であることから、同条例第2条の施行日は令和3年7月15日となります。27ページを参照。

〔参考法令〕

- 下水道法に基づく流域下水道の構造の基準等に関する条例及び災害からの安全な京都づくり条例の一部を改正する条例（令和3年京都府条例第14号）
（災害からの安全な京都づくり条例の一部改正）
第2条 災害からの安全な京都づくり条例（平成28年京都府条例第41号）の一部を次のように改正する。
第2条第4号ア（ア）中「第14条第3項（同条第4項）」を「第14条第4項（同条第5項）」に、「第14条の2第3項（同条第4項）」を「第14条の2第4項（同条第5項）」に改め、同号イ中「第10条第2項、第11条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定により指定された知事管理河川」を「第14条第2項各号に掲げる河川」に改める。
- 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）
（水防法の一部改正）
第2条 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。
＜以下略＞
（施行期日）
附則第一条
二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定（「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。）及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定（同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。）、第七条の規定（同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。）並びに第八条、第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の項第一号の改正規定に限る。）、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
- 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和三年政令第二百四号）
特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和三年七月十五日とする。

【災害からの安全な京都づくり条例施行規則】

別記様式 （12～20ページを参照）

- 別記第1号様式は、12ページ及び64～70ページを参照。
- 別記第2号様式は、13ページ及び72～73ページを参照。
- 別記第3号様式は、14ページ及び74～75ページを参照。
- 別記第4号様式は、15ページ及び74～75ページを参照。
- 別記第5号様式は、16ページ及び123～124ページを参照。
- 別記第6号様式は、17ページ及び125～126ページを参照。
- 別記第7号様式は、18ページ及び127～128ページを参照。
- 別記第8号様式は、19ページ及び127～128ページを参照。
- 別記第9号様式は、20ページ及び79～80ページを参照。

京都府危機管理部災害対策課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電 話 : 0 7 5 - 4 1 4 - 4 4 7 5 F A X : 0 7 5
- 4 1 4 - 4 4 7 7

E-Mail : saigaitaisaku@pref.kyoto.lg.jp